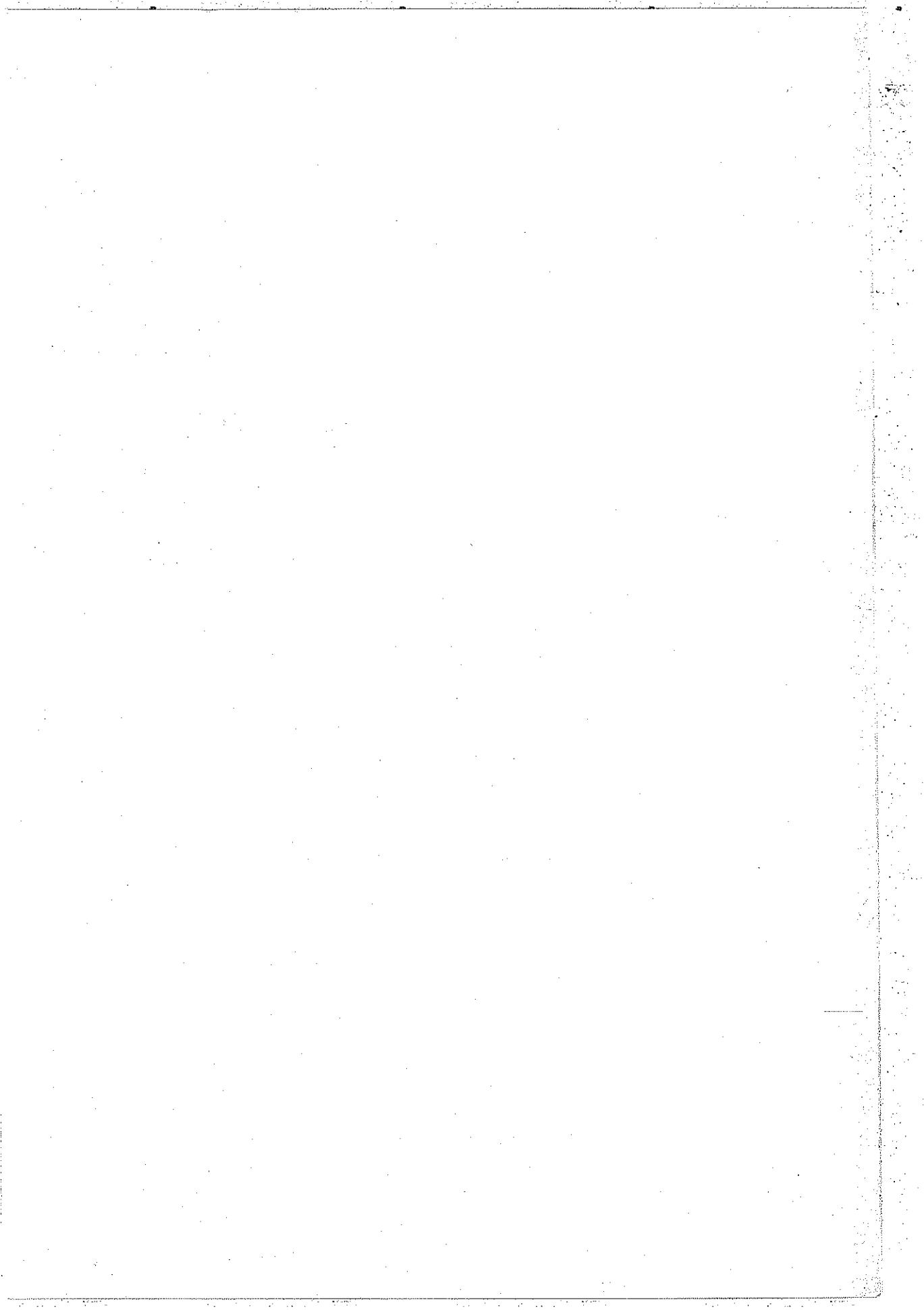


昭和61年12月16日開会  
昭和61年12月17日閉会

## 和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和61年12月16日(火曜日)第1日目

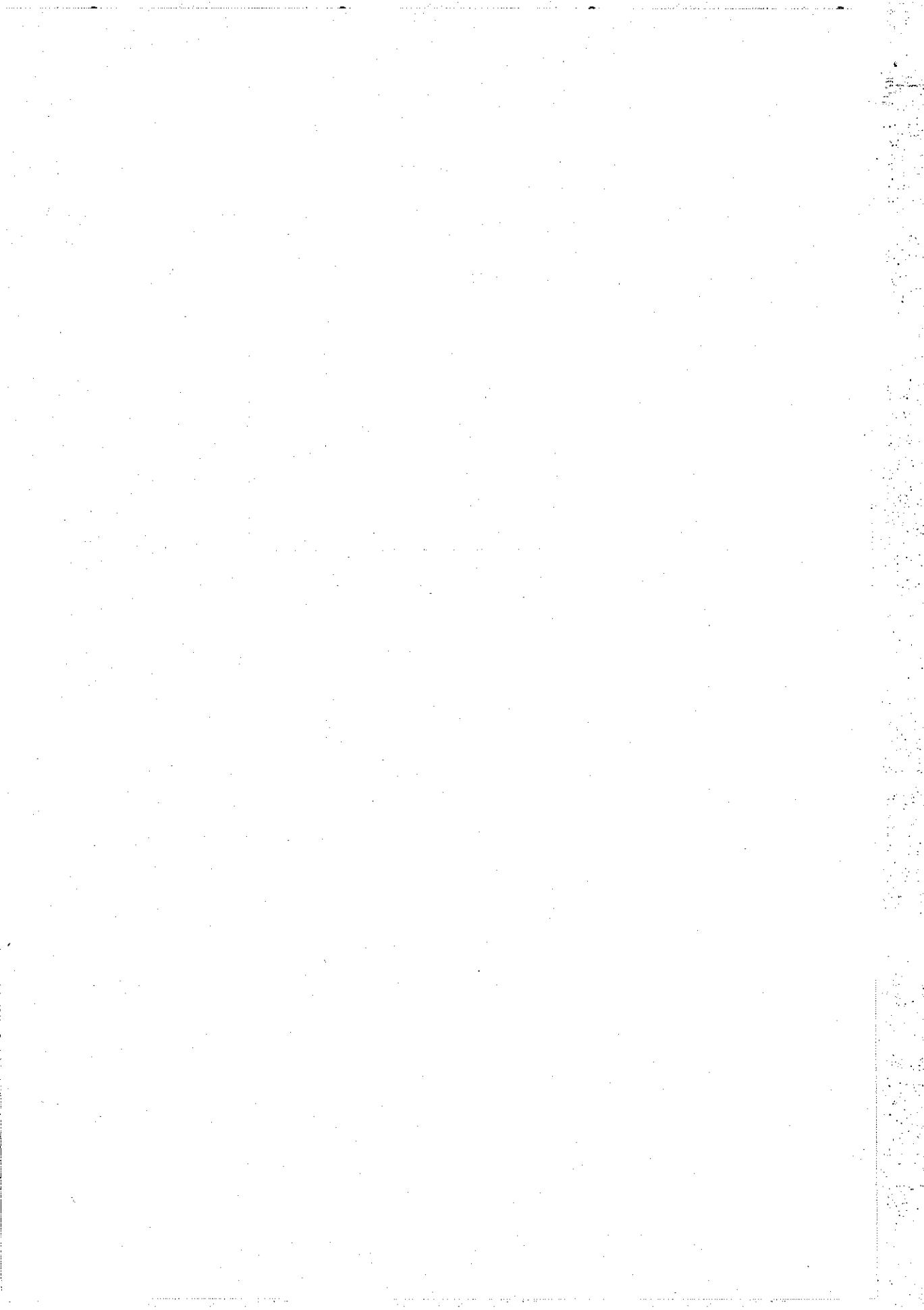
○出席議員・欠席議員	1頁
○議事説明員、その他	1
○議事日程	3
○開会宣告(午前10時05分)	3
○市長開会挨拶	5
○日程第1 会議録署名議員の指名について(並河道雄・竹内修一・仁井 明)	5
○日程第2 会期の決定について(12月16日~12月19日 4日間)	5
○日程第3 一般質問について	5
1番に 16番 天 堀 博 君	
2番に 7番 藤 原 正 通 君	
○散会宣言(午後1時40分)	37

昭和61年12月17日(水曜日)最終日

○出席議員・欠席議員	39
○議事説明員、その他	39
○議事日程	41
○開会宣告(午前10時00分)	42
○日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年7月分)	42
○日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年7月分)	43
○日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年7月分)	43
○日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年8月分)	44
○日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年8月分)	44
○日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和61年8月分)	45
○日程第7 昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	46
○日程第8 昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	48
○日程第9 昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について	49
○日程第10 決算審査特別委員会設置について	73
○日程第11 決算審査特別委員会委員の選任について	74

○ 日程第12 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	75 頁
○ 日程第13 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	89
○ 日程第14 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	90
○ 日程第15 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	92
○ 日程第16 市道の路線認定について（光明台57号線ほか3路線）	99
○ 日程第17 財産取得について（和泉市立光明台中学校校舎）	100
○ 日程第18 財産取得について（和泉市立光明台小学校校舎ほか）	101
○ 日程第19 工事請負契約締結について（（仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事）	103
○ 日程第20 昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	105
○ 日程第21 昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	115
○ 日程第22 昭和61年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（3号）	117
○ 日程第23 昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	121
○ 日程第24 昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）	123
○ 日程第25 教育委員会委員の選任について	124
○ 日程第26 委員会委員の辞任について	128
○ 日程第27 委員会委員の選任について	128
○ 市長閉会あいさつ	129
○ 議長閉会あいさつ	129
○ 閉会宣言（午後1時30分）	130

第 1 日



昭和61年12月16日午前10時和泉市議会第4回定期会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
13番	貝渕博治君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(2名)

5番 成田秀益君

12番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部長	橋本昭夫
助役	坂口禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	田稔洋
収入役	中塚白	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大臣清吉
市長公室理事	逢野一郎	産業部長	大松村堯
市長公室企画室長	稻田順三	産業部理事	中原好美
市長公室次長兼人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	中上淳富
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長	中原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚幸之	建設部理事	前田正守
財政課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼下水道課長	山崎琢磨	用地担当参事・土地開発公社事務局次長	辻寿夫
都市整備部長	萩原啓介	教育委員長	中堀延喜
都市整備部次長	三井義秋	教育次長	内川久之
改良事業部長	田宏一	教管次長	川博賢
改良事業部次長	高笠恒忠	理導次長	逢鹿昌
改良事業部次長	堀宏行	社会教育部長	島崎繁
病院長	竹林淳	社会教育部長	山木孝
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部長	田士嘉
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明貞
水道部長	田中稔	社会教育部次長	忠雄
水道部理事	岩井益一	選挙管理委員会委員長	道正
水道部次長	本孝二	選挙管理委員事務局長	小端
会計課長	赤角信	監査委員	司清
消防防長	谷泰夫	監査事務局長兼	庄陽
消防本部次長	高官武	農業委員会会長	吉田忠
消防本部次長兼取締役課長事務担当理事・土地開発公社事務局長	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	森口義種
	佐原行雄		田信行

\*備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 61 年和泉市議会第 4 回定例会議事日程

(12月16日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和 61 年 12 月第 4 回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 16番 天 堀 博 議員

1. まちづくりについて
  - (1) 泉北環境焼却場周辺について
  - (2) 開発負担金について
2. 同和行政について
  - (1) 部落解放基本法制定要求署名行動について
3. 来年度予算編成について
  - (1) 基本姿勢について
  - (2) 若干の具体的問題について

② 7番 藤 原 正 通 議員

1. コスモポリス構想進捗状況について
2. 都市整備のあり方について
  - (1) 松尾川改修工事について
  - (2) 繁和府営住宅建設について
  - (3) 市営住宅について
  - (4) 小田公園整備について

(午前 10 時 05 分開議)

○ 議長（赤阪和見君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは 22 名でございます。成田議員さん、竹下議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、22名でございます。

○ 議長（赤阪和見君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和 61 年和泉市議会第 4 回定例会を開会いたします。

---

○ 議長（赤阪和見君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和 61 年和泉市議会第 4 回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、「昭和 60 年度和泉市歳入歳出決算認定について」を初め、「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」外 7 件と監査報告 6 件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

---

○ 議長（赤阪和見君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第 108 条の規定に基づき、9 番・並河道雄君、10 番・竹内修一君、11

番・仁井 明君、以上、3名の方を指名いたします。

---

○ 議長(赤阪和見君) 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月19日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの4日間と決定いたします。

---

○ 議長(赤阪和見君) 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、16番・天堀 博君。

(16番・天堀 博君登壇)

○ 16番(天堀 博君) 通告要旨の説明をさせていただきます。

まず第1番目は、町づくりについてありますが、その1番目として、泉北環境焼却場周辺についての町づくりあります。周辺の町づくりについての必要性はすでに何度か述べてありますし、前回の議会では、他の議員さんからも意見が出ております。中央丘陵開発あるいはコスモポリスというふうな大プロジェクトというか、こういう開発ばかりでなく、市全体の開発行政そのものを見直していかなければならないというのがわれわれの主張でありますし、また、客観的な状況でもあります。その1つとして、泉北環境の舞町の焼却場周辺の町づくり、周辺整備につきましては、その場所で焼却場そのものが操業していく上の点からも大変重要であります。

そこで今回は、市の総合計画という点と技術的、構造的な面、そしてまた、泉北環境との関係につきまして3点お伺いをしたいと思います。

1点目は、市の総合計画との関係でありますが、その実施計画につきましては、本年第1回定例会における私どもの勝部議員の質問の中で、稻田企画室長はこのように答弁をしております。総合計画に基づく実施計画についての答弁ということでいろいろ申されておりますが、その最後で、「61年度を実施計画策定の年と位置づけ、何としても3カ年程度の実施計画を策定したいと考えているのでよろしく御理解を」と述べております。この実施計画の進歩状況と、いま申し上げました泉北環境舞町焼却場周辺における町づくり等はどのような形で考え、取り組まれているのかをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、炉そのものの技術的、構造的な問題であります。今まで各段階、各方面での御

答弁等では、建築年度の関係で次期の改築は1戸のみということで、1戸による給湯の困難性が出されております。給湯対象施設との関係で言いましたら、その点では解消あるいは改善できるのではないかとも考えるわけであります。再度、1戸による給湯設備、ボイラー設置の問題点があれば出してほしいというふうに思います。

3点目は、泉北環境整備施設組合との関係であります。御承知のように3市による一部事務組合として行っているわけでありますが、1点目の質問の御答弁で、たとえば和泉市がこの場所に周辺施設整備としていろんな施設を建設していく、給湯の受け入れ体制を整えていくことができまして、2点目の技術的、構造的问题が解消あるいはないということにしても、肝心の泉北環境整備施設組合が今回の改築1号戸の代替戸対策として、ボイラーあるいはその他の設備をするかどうかというところが問題であります。市長は副管理者でもありますし、ともに事業を行い、さらに、この施設が和泉市に存在して周辺に大変御迷惑をもかけている点から、そのあたりをどう考えているのか。そして、泉北環境整備施設組合としての現在の動向、意向はどうなのか、という点をお聞かせ願いたいと思います。

次は、開発負担金の問題であります。和泉市の宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例あるいはそれに基づく指導要綱、さらに施行基準には、次のように定められています。簡単に申し上げますと、条例の目的は、秩序ある整備を図り、もって人間回復の町づくりに寄与する、ということが目的とされておりまし、指導要綱でも一定基準を定めて指導し応分の負担を求め、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とするということで、その中でいろいろ定義が定められております。

さらに、施行基準におきまして、公園及び緑地でその面積が9.0m<sup>2</sup>に満たないものについては、負担金1戸当たり30万円にかえることができる。さらに、公益施設設置基準において、50戸未満、50戸～100戸、あるいは100戸以上のそれぞれについて、集会所、保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設の負担も述べております。ここでも50戸あるいは100戸までの住宅地につきましては、市が当該開発区域の広域施設を考慮した上で支障がない場合は、1戸当たり30万円の施設負担金にかえることができる、と定められているところであります。

今回の質問は、この開発負担金そのものの問題点や使途の具体的なことではなく、いわゆるマイクロ的な面でお尋ねしたいと思います。目的あるいは定義、施行基準から判断するに、この負担金の使途はどの程度に限定されるものなのか。本年度当初見込みで2億1,000万円の開発負担金が見込まれておるわけでございますが、その額は、毎年かなり多額に上っております。その使途の適正化を図るためにも、この辺を改めてお伺いをしたいと思います。

次は、2点目の同和行政の問題についてであります。いわゆる部落解放基本法制定要求署名

行動が、去る10月26日に実行委員会ということで青葉台地域におきまして、市の職員幹部を中心とする署名行動が行われました。

そこでまず、何点かをお尋ねをしたいと思うわけですが、1点目は、当日、この署名行動に参加をした職員数は、部長、理事、次長、参事、課長、課長代理、主幹その他役職があれば述べていただければ結構ですが、それぞれ何名で、総数何名になっていたかということあります。2点目は、当日、現地での責任者はだれなのか。3点目は、当日、公用車は何台使用されたのか。4点目は、当日、給与いわゆる時間外手当を支給した職員は何名なのか。5点目は、この行動への参加の指示、いわゆる先ほどの主幹以上がこれに参加をすることありますが、こういう指示は、だれが、どのような形で行ったものなのか。自主的、自発的なものなのかもどうかも合わせてお伺いをしたいと思います。6点目は、それとも関連をいたしまして、そのこと自体が、職員さん個人の思想信条の自由を侵さないものなのかという点であります。最後にもう1点は、庁内の推進本部長は池田市長でありますか、本部員はどのようにして決められたものなのか。

次は、この署名行動と関連をいたしまして質問をいたしますが、このような行動と、先日12月11日に出されました地域改善対策協議会の意見具申との問題であります。前の議会で私どもの原議員の検討部会の報告に基づく質問に対しまして市長は、「現地の状況をよく把握しておらず、学識経験者らによりまとめられたものであり、総務庁等に対して抗議をする」とまで言っておられます。その後、これに対してどのような行動をされたのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

次は、来年度予算編成に関係する質問であります。まず、基本姿勢についてであります、現在、政府、自民党は、来年度予算編成に向けての煮詰めの最中であります。その内容は、せんたって大型間接税の導入あるいはマル優等の少額貯蓄非課税制度の廃止、こういうものを柱にしての税制改革の名のもとに大増税が行われようとしております。また、地方自治体への引き続く補助金削減など、国民、庶民いじめ、自治体いじめの内容となってきていることは明らかであります、逆に一方、在日米軍への思いやり予算を初め軍事費予算の増額などが、概算要求をさらに上乗せをするという形で出されてきております。

このような状況のもとで和泉市の来年度予算編成は、一方では国からの自治体いじめに遭い非常に苦しいことは現実の問題であります。しかしこんなときこそ、住民自治と市民福祉の拡充を基本として不況に苦しむ市民の暮らしを守り、さらに、市民合意の同和行政の確立や真に暮らしよい町づくりに取り組むことが重要なときであると考えます。

そこで、1点目は、このような国の自治体いじめの中で基本的に住民自治権の拡充をどのよ

うに考えておられ、そして、来年度予算編成の基調とされることについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、さきに質問させていただいております同和行政の問題ですが、いわゆる地対協の意見具申に基づく政府、自民党の対応、今後の国会での論議や、あるいは現行法の期限切れに伴う措置等は、意見具申に対するそれぞれの立場や意見の相違は別にして、客観的に見て和泉市の現在の同和行政にとって大きな転換を迫られる1つのフシになることは確かであります。そこで、いずれ新法に基づいての強い是正、指導等があると考えますが、その点について、来年度予算編成とのからみでどのように考えておられるのか。

3点目は、それらの客観的情勢からしても、特別措置法10年、その延長が3年、地域改善措置法が5年の計18年間、一定の総決算をせねばならない時期であると考えるものであります。そこで、この間の同和対策事業費の総額、これは60年度の決算時点、それに61年度の予算で見込まれておりますものを加えたものを出していただきたいと思います。また、それの財源内訳と起債額、そしてまた、その起債残額等を明らかにしていただきたいと思います。

なお、できればそれぞれのハード面、いわゆる建設改良事業関係、それとソフト面の個人給付その他の関係をそれぞれ分けて出していただきたいわけでございますけれども、不明確な点がありましたら、その点は後日の早い時期に資料として提出をしていただきたいと思います。それは先ほど申し上げましたように、今回の期限切れを1つのフンにして大きな転換期を迎えるという点からも、ここで総決算をしておかなければならないときだと考えるからであります。さらに、歳入面での同和減免についても、大いに精査検討していくべきときではないかと考えるわけでありますので、その点もお聞かせを願いたいと思います。

次は、来年度予算編成に向けての具体的な問題であります、2点お伺いをいたします。

1つは、水道の福祉料金の導入であります。これは本年度の予算委員会、さらには、企業会計の決算でも取り上げ、他の議員さんからも声が出ているところであります、それらを通じて水道部としての見解を簡単に言えば、それらは一般行政で考えるべきものであり、企業会計にはなじまないというのが基本的な考え方であります。そして、一般会計の方では、これは予算委員会の中でもテーブルに乗せて検討していくかのよう御答弁をいたしておりますが、ここで再度、来年度予算編成に向けて導入を考えていくのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

なお、水道部としては、これの一定の算出基準として導入した場合単純計算で結構ですので、たとえば独居老人、母子家庭、身体障害者家庭等で実施すれば、どの程度の減収、すなわち財源が必要になるのかという点を試算をしていただいて提出をしていただきたいと思います。

2点目は、行政委員の報酬等についてであります。この点も、本年度の予算委員会でも適正化を指摘して調査された資料が出ております。これを見ますと、阪南各市に比べて非常に大きなアンバランスがあるわけであります。堺市は別にして、他の和泉市を含めた7市の中で比べましても、中には、行政委員のそれぞれの報酬がそう変わらないものもありますけれども、61年4月1日現在の調査で見ましても、平均的にはやはり低いわけでありますし、農業委員さんに至っては大変低い。たとえば和泉市は月額8,000円であります、岸和田市は2万1,400円、泉大津市が1万3,000円、貝塚市が1万2,000円、泉佐野市が9,500円、高石市が1万5,000円、泉南市が和泉市と同額の8,000円であります。ちなみに堺市は月額2万8,000円という高額であります。

この農業委員さんに関しては、特に農業委員会からも要望書が出されていると思いますが、実際に農業委員さんの仕事は、月1回の委員会の出席のみでなく、調査その他の仕事もあるわけでありますし、こう言いますと申しわけないんですが、お隣の各市などに比べても、和泉市は非常に農耕地や農業関係施策の多いところでもありますので、農業委員さんの農業振興に果たしていただいている役割、お世話については、非常に大きなものがあるというふうに考えております。このような状態は早急に是正すべきであると考えますので、できればさかのぼって実施ということをお願いしたいと思いますが、それらの点も合わせてお聞かせを願いたいと思います。

その他の予算編成の関係につきましては、私どもは毎年、それぞれ来年度の予算編成に向けての要望書を提出しております。今回も、この議会終了と同時に要望書を提出する予定であります。それらをよく検討していただき、来年度の施策あるいは予算的措置をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、質問要旨の説明を終わります。答弁のいかんによりましては、自席から再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） それでは、企画の稻田よりただいまの御質問について御回答させていただきます。

まず、第1点目の総合計画に基づく実施計画の進捗状況でございます。これにつきましては、先生御案内のとおり、第2次和泉市総合計画は、去る昭和59年3月に御議決をいただいたところでございます。当基本構想につきましては、昭和70年を目標年次とし人口20万人を想定して定め、21世紀を見越した将来展望のもとに、調和と活力ある人間都市和泉を基本テーマとして考えているところであります。

これを受けまして当基本計画では、この将来像の実現を目指し、各分野の施策を総合的体系的に推進するため、6つの町づくりの目標が示されているところであります。しかしながら、現在までこのような長期計画を策定しながら、これを実施に移すという中短期の実施計画といったものが未策定であったというところから、計画そのものが絵にかいた餅に終わるということが多々あったわけであります。このような欠点を補うため、このたび総合計画に定められた施策事業を選択しながら計画的に推進するため実施計画を策定し、当面、重点となるべき施策事業を具体的、系統的に示すことにより、年次を追って実行性を確保してまいりたいと考えているところであります。

まず、実施計画を策定するメリットといたしましては、われわれといだしまして、3ヵ年を見通す計画策定により予算編成に計画性を持たせる。それから、本市行財政改革とも関連をいたしまして必要な事業の選択を行い、効率的な行財政運営が行なわれるのではないかと考えております。また、3点目といたしましては、本市の現状、特性、類似都市等との行政水準を考慮しながら、今後の本市の重点事業への効率的な予算配分が行われるのではないか。また、4点目といたしまして、実施計画策定を契機といたしまして、各課のビジョンづくりを促進するという観点でやっておるわけであります。

また、今までの取り組み状況でありますけれども、まず、本年6月初旬に幹部会に諮りまして、その後、部長会、また全次長、課長を対象にして説明をしてまいりました。その結果、9月初旬より企画の方にヒアリングの結果を引き揚げ現在、われわれの方で鋭意作業を実施し、12月中旬には何とか1つのまとめをしたいと考えているところであります。

実施計画の取り組みは以上のような状況でございますが、御案内のとおり、和泉市の財政環境が非常に厳しいといわれております中、特に計画性のある町づくりが今後、ますます必要になってこようと考えております。しかし何分にも、われわれとして初めて取り組む事業であり、加えて財政環境が非常に厳しいという状況の中で苦慮しているわけでありますが、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上が、第1点目の実施計画の進捗状況であります。

次に、泉北環境周辺の町づくりということであります。その予定につきまして私の方から御回答申し上げます。

まず、泉北環境のごみ焼却炉から発生する余熱利用につきまして、総合計画の中でどのような考え方をしているのか、ということであります。総合計画の中、特に実施計画の中では現しておらないということであります。しかし、われわれ担当者といたしましては、従来より焼却炉から発生する余熱を何とか利用できないものかということで調査、検討を行っているのが現状

であります。現在、泉北環境のごみ焼却炉につきましては、3基の炉が設置されておりまして、1日当たり280トン程度のごみ焼却処理を行っております。この焼却炉の耐用年数からして、取り替え時期が間もなくくるということは認識いたしております。新しい炉を設置した場合、地元対策としても、その余熱を活用する方法も検討してまいる必要があろうかと考えております。しかし、現状の焼却炉の能力からして、非常に問題点もありうかと考えております。

このような状況で余熱の他施設への利用を図るとすれば、焼却炉そのものの能力を大幅に変更し、温水ではなく高熱の蒸気が得られるようなボイラー機能を別途、付けるということが必要になってまいりと考へております。また、この問題につきましては、泉大津市、高石市との関係もありまして、その調整が当然必要であろうと考へております。したがいまして、泉北環境施設整備方針の具体化の熟度と並行いたしまして、総合的、詳細な調査、検討を行ってまいりまして、一定の考え方があつた段階で当実施計画に盛り込んでまいりたいと考へているところであります。

次に、北信太舞町付近の具体的な町づくりはどのように考へているのか、ということであります。当地域につきましては、総合計画におきましては、土地利用は市街化整理ゾーンという位置づけをされております。しかし、具体的な内容の検討に至っておりません。御案内のとおり現在、松原泉大津線が当地域ですでに供用が開始されております。加えて将来、大阪岸和田南海線が計画されている地域であります。今後、総合計画に基づきまして、ゾーンの整備基本方針に基づきまして、住宅、商業、工業等の調和のとれた、長期的な展望のもとに当地域の整備を考えまいりたいと思ひますので、その点よろしく御理解賜りたいと存じます。

以上です。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 環境衛生課長（岸田秀仁君） 2点目の施設整備、技術的な計画等につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

泉北環境整備施設組合では、昭和63年度から既設の焼却炉の更新といたしまして、新炉建設のための予算が計上される予定でございます。これに合わせまして、余熱利用施設の建設となりますと、ボイラーなど余熱のための設備が必要となってまいります。単にごみを焼却する炉に比べまして、建設費、維持管理費が非常に割り高となつてまいります。いずれにしましても、本市だけの問題にとどまらず、泉北環境組合の構成市である泉大津市、高石市などとの調整を図るべき問題でありますので、他都市等の例を参考にしながら、広域的な視野に立ちまして検討してまいりたいと存じます。

なお、本市で昨年度末、余熱利用施設など市民に喜んでもらえるような施設建設についての

整備計画を作成されるよう、泉北環境整備施設組合に向けて要望書を出させてもらっています。

以上です。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 第2点目の開発負担金の使途について、財政課阪より御回答させていただきます。

先生も御案内のとおり、和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するため一定の基準を定めて指導し、応分の負担を求め、開発に伴う人口増に対処するため、公園、小中学校等の公共施設整備事業費を一部負担願っているところであります。したがいまして、開発指導要綱の趣旨にのっとりまして、公共施設整備の充当財源として使用しているところでございます。

御質問の使途の考え方でありますが、公共施設整備基金に繰り入れた資金は、市内一円の公共施設整備事業の充当財源として使用いたしておりますところでございます。この内容といたしまして、人口増いわゆる児童生徒増に伴う小中学校等の義務教育施設の増改築、保育所の整備。2点目として、地域住民の連帯感を養うコミュニティー施設、保健活動、福祉活動等の公共施設。3点目として、公園、道路、河川水路、公共下水道等の都市基盤施設整備に充当しているところであります。

しかしながら、開発が行われますと、周辺の都市基盤整備が早晩発生し、公共施設整備事業として予算計上の必然性も生まれます。したがいまして、開発負担金は一時的な一般財源でありますので、取り崩しについては、事業計画の中で緊急性、効果等適切な事業を厳選し、運用しているところであります。今後も同様な方針で運用していく考えでありますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） いまの泉北環境の答弁の中で、こちらが質問した泉北環境の中でどういう考え方になっているか、というところについてのお答えが漏れたように思いますが、この点、再度お答え願いたい。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 昭和63年度から1号炉を更新いたしまして新炉を建設したい。その中で給湯ができるボイラーも含めて設置をしていきたいというのが泉北環境の考え方であります。その中身といたしまして、一号炉建設について予算計上されるであろうという数が約44億円という予定になっております。

○ 16番（天堀 博君） 前年度末の昭和61年3月1日付で泉北環境整備施設組合に対しまして、池田忠雄市長名でごみ焼却場の余熱利用についての要望ということで出されておりますね。それによると、先ほどの答弁のように、余熱を利用した温水プールまたは保養センターな

どの公共施設建設とともに、これらの施設に給湯できるよう焼却炉にボイラー設置等余熱利用システムを付加するということで、単に和泉市側からの要望だけでなく、いわゆる泉北環境そのものもそういう考え方になっていると理解していいわけですね。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） これから各母市ごとにわれわれ事務段階で協議をしていくわけであります。こういう施設を設けたらどうか、という要望でございますので、泉北環境はいまのところ、どのように計画を策定されているかはわかりません。

○ 16番（天堀 博君） 先ほどの答弁では、泉北環境そのものもそういう方向になっていると聞きましたので、その点を確認したわけです。まだ、事務レベルでも泉北環境の中できちっと決まったものはないということですね。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） はい。

○ 16番（天堀 博君） 簡単に言えば、第1点目の実施計画の中で周辺整備のいろんな計画を組み入れていくという点ですが、先ほどの岸田課長からの答弁にもありましたように、こういう要望書も出しているわけでしょう。その点からいっても、これはやはり現実の問題として和泉市側からすれば、あの地域の周辺整備計画そのものを組み入れていくことは当然必要じゃないでしょうか。泉北環境で決まれば、それを軸にどうこうというものではない。逆にこちら側から積極的にというか、まず、主体的な形で和泉市としての町づくりを決めていくって泉北環境にぶつけていく。要望そのものはそうなっているんでしょう。総合計画では、63年度から泉北環境の代替炉の建設をやっていこうとなっているわけでしょう。ところが、組み入れてないということでは、矛盾するのではないかと思うわけです。

2点目の技術的、構造的な関係の答弁ですが、ちょっと気になったのは、非常に建設費、維持管理費が高くつくということです。確かに建設費は高くなると思います。1点目の答弁でも出ましたように、高温の蒸気を出すボイラーを設置し、炉の中に水管を張りめぐらすのでかなり高くつく。維持管理費も多少高くつきますが、実際には、例えばこれによって蒸気をそのまま給湯の熱交換機に入れていくのではなく、蒸気タービンを回して発電することも可能で御承知やと思います。どこの焼却場でも発電機を付けています。そうすると現在、泉北環境が使用している電気代約1億円を全部賄うことができます。

私どもはせんだって長野市の清掃工場を視察してきましたが、法律によって余った電気は民間へは売れませんが、中部電力と契約して年間2千数百万円というおカネをいただいてます。自分のところの電気代を全部賄った上、なおそれだけのおカネが入ってくるんです。言わば、蒸気が高温の温水に変わり、それを熱交換機に加えて温水プールその他の給湯施設に幾らでも使える。循環させて使うから余り下がらない。その点での効率なども考えれば、決して建設費

や維持管理費が高いというだけの問題を先走ったら何にもできないわけです。その辺が気になつたので、決してそうじゃないんだということです。

12月4日の毎日新聞によりますと、今度、堺市が石原町にある東工場を建て替えるんですが、余熱利用で温水プールをつくり、冬はスケートリンク、多目的グラウンドもつくっていくんだということです。もちろん発電設備なども予定しております。これはいわば時の流れというか、当然のこととして取り上げられてくると思いますので、そういう考え方に対脚し、単に建設費や維持管理費が高くつくということだけじゃなく、そういうメリットや基本的な考え方をもう少しきちんとしていただきたいと思うわけです。

1点目と2点目について再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） 1点目につきましては、われわれが現在考えております3カ年ローリングの実施計画は、あくまでも、できる限り具体性のある実施可能なものにしていきたいということを大きな目標として持っております。先生が御指摘の分につきましては、われわれは、事業主体は泉北環境であると認識いたしております。その上に立って和泉市から要望しております。まだ泉北環境でも結論が出ておらないということですので、3カ年ローリングの中では乗せておらない。しかし、この実施計画は毎年、改定する予定になっておりますので、その中で熟度が達しましたら、例えば6・4年にそういう話が具体的に乗ってくる場合がありましたら、策定計画の変更も考えられますので、その辺も御理解賜りたいと思います。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 2点目の維持管理費につきましては非常に割り高になるんではないかとお答えさせてもらった点について再度、御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

確かに維持管理費が高くつくということについては、いまもその考え方についてはあまり変わりはございません。ボイラー1基だけでその余熱を利用し発電機を回す、あるいは公共施設に給湯をしていくことにつきましては、1炉だけでなく2炉、3炉が必要になってきますので、それらの施設の維持管理費についても非常に割り高になる、という意味で御答弁をさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） いまの稻田室長の答弁では、実施計画についても毎年見直していくんだ、ということでございますけれども、今回の私あるいは他の議員さんも含めていろいろ提起をしている部分の施設その他については、確かに和泉市からの泉北環境に対する要望書では、そういう施設を泉北環境で建設してほしい、となっておりますが、実際は皆さん方がよく御存知のように、泉北環境はごみの焼却、し尿処理あるいは下水処理をすることが目的で設立された一部事務組合です。だから、泉北環境の事務局長も「泉北環境の仕事としては、そういう事業

はなじまないんだ」とおっしゃっておられます。もちろん、それで突き放すということではないが、そういう施設を泉北環境で設置していくこと自体、これは一部事務組合の持つ問題点だと思いますが、この点については別の段階で論議したいと思います。

堺市は一市だけでやってますから、市民にそういう福祉厚生施設等をつくることは市独自でやれます。ところが、泉北環境はそうはいかない。しばられるものがある。今回はやむを得ないわけですよ、いまさら和泉市単独でやるわけにもいきませんのでね。だから、泉北環境としては給湯する設備あるいは蒸気タービンによる発電機等の設置をする方向にもっていく、和泉市としてもその方向で努力していくべきだと思います。市長は副管理者であり、議員さんも出ていますからね。泉北環境が「私のところは知りませんよ」じゃないけれども、とりあえず、給湯を受ける側の和泉市としては、和泉市内にそういう施設を設置していくことを主体的に考えていかなかつたら、泉北環境に「周辺の施設整備をしてくれ」と要求するだけではとても無理やと思うんです。その辺でまだ矛盾があるんじゃないかと思います。実施計画は毎年見直していくと言われていますが、基本的な考え方として、もっと和泉市が主体的、積極的に考えて進めていただきたいと思います。

それから、2点目の技術的、構造的な経費も含めてのいろんな問題ですが、泉北環境そのもののあり方にも問題があるんですが、せんたって長野市の清掃工場を見学させていただきたいとき工場長が話してくれたことについて、非常に私どもは感銘を受けました。「焼却場は単にごみを燃やして黒い煙を出しておればいいんだということではなく、公害を出して近所に迷惑をかけるのは当然やという考え方でなく、公害を出さず、また、単にそこから得られるエネルギーをいかに活用して住民に奉仕していくかという考え方立てば、温水プールも生まれ、余った電気を売ることもでき、その他改良、改善のいい知恵も生まれてくる」と言っておられました。

私は、そこやと思う。単に温水プールだけを考えておっては知恵も出ません。もっと次善の問題、いかにエネルギーを有効活用し、公害を出さず、住民に迷惑をかけず、住民に奉仕していくかという観点に立脚すれば、いい知恵も浮かんでくると思います。泉北環境の炉はバラバラにつくったので、取り替えも年次的になっているという困難さもわかりますが、その点は、もっと基本的な考え方へ転換していく必要があるんじゃないかな、意見として言うておきます。

1点目については再度、矛盾点も含めて御答弁願いたい。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 確かに先生御指摘のとおりであります。やはり炉の新設段階でそのエネルギーを有効活用していくことは、基本的には大事だと考えております。しながら、事業主体の問題も含め財政的な問題もありますので、今後、事務的にも十分詰めて

いきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 16番(天堀 博君) だから、策定の段階ですから、この12月には一定の方向を出すわけでしょう。来年度になつたら、実施計画の3年間ぐらいのめどが入ってくるんでしょう。ここで、開発負担金の問題も一緒に言うときますと、あの辺は相当開発が進んでるんでしょう。短絡的に考えても、かなりの額の開発負担金をいただいていると思います。どんどん開発されて学校はマンモス化するし、道路その他も整備していかなければいけない。ですから、合わせてその周辺住民の福祉の増進に役立つ計画を軸にして取り入れていくことが非常に重要ではなかろうかと思います。

後で資料として渡しますけど、たとえば長野市が温水を利用して「サンマリン長野」という施設をつくっております。御承知のように、長野市は海がありませんので上けいプールがはやるんでしようけれども、大阪だって泳げるような海はありませんよ。だから、プールがはやっているんです。これは非常にりっぱな建物です。いわゆる体育館とか体育施設として、文部省関係の補助金で建てております。これも湯を沸かすのはただですが、電気代や職員さんの人件費も含めた管理運営経費が約1億4,000万円中、1億2,000～1億3,000万円は入場料として入ってくる。入場料も決して高くありません。1日おって200～300円でいけるわけです。その点で和泉市でももっと積極的に考える段階に入つていただけるのかどうか。もう少し突っ込んでお聞きしたい。

- 市長公室企画室長(稻田順三君) 御指摘のとおりだと思います。ただ、61年度末からの3カ年の中ではとらえにくいと思います。なぜかと言いますと、まだ熟度がそこまで達しておらないと理解いたしております。62、63年度と毎年改定いたしますので、そのような熟度が達した段階で実施計画に組み入れていくという程度で御理解賜りたいと思います。

- 16番(天堀 博君) この問題は結構です。

開発負担金問題も先ほど言いましたように、やはりそういう形で使っていくべきだと思います。何や使途を限定されているようでされてないような、ややこしい。基金に入つてしまえば、つい、どういうところでも使うということになってしまいます。その点では公共的なものを基本として、その範囲は単に大きなプロジェクト的なもの、学校とかだけでなく、公共的なものであれば、細かいところまで使っていくことが必要だと思います。その点では、この地域に対してほかで取つている開発負担金を使うことも可能なわけですから、そういうものも振り当てるといふ考え方も持つていただきたいと思います。

- 議長(赤阪和見君) 次に、同和行政について答弁。

- 同和対策部長(橋本昭夫君) それでは、2点目の同和行政につきましての部落解放基本法

制定要求の署名行動に関して、同対部長からお答えいたします。先生の御質問の点につきましては、参加職員数、その職階別内訳、現地責任者、公用車使用、また、指示はだれが出したか、本部構成、総務庁への関係と理解いたしております。

若干順不同になりますが、今回の署名行動につきましては、和泉市の地域の実行委員会の中でそれぞの構成団体で銳意取り組まれたわけであります。本市の本部長は市長ですが、基本法制定要求として和泉市の実行委員会といたしましても、推進本部長といたしましても、市民運動について協力していこうという意思決定をいたしましたわけあります。これは本部会議でいたしました。本部会議の副本部長は特別職、本部員は部長級ということですべての部長級が網羅されております。そういうところで行動を決定いたしました。

そして、管理職については一体どうするのか、という議論でございましたが、あくまでも管理職皆さん方の自主的協力を呼びかけていこうと決定いたしました。先生御指摘の参加職員数につきましては110名でございます。職階別内訳でございますが、私どもは、その意味で出席された方あるいは欠席された方ということにつきましては、家庭の御事情なり公務があつた方等があろうかと思いますので、上司に対しましては、総数で110名という御報告のみにとどめてあります。したがって、職階別の分析はいたしておりませんので、御了解をお願いいたしたいと思います。これは逆に言えば、職員さんのプライバシーの問題でもございますので、そういう形で集約させていただきました。

現地の責任者は、この基本法推進本部の事務局代表幹事をいたしております私、同対部長でございます。現地に連絡協を設けまして、いろいろ管理職の皆さん方が現地へ参りまして何かトラブルが起ると御相談あるいは申し上げなければならぬこともありますし、あるいは啓発物品の輸送等もございますので、連絡協を設置することに対して、私の方から運転手と職員さんに対する接待の要員として、職員1名の計2名に勤務命令をいたしております。

先生の御質問にありませんでしたが、たまたま先生と現地でお会いしたとき、助役さんがいらっしゃいました。助役さんは様子を見に慰労を兼ねて寄っていただいたというのが実情でございまして、われわれといたしましては、感謝を申し上げてある次第でございます。

それから、総務庁に対する地対協に関する市長の意見書でございますが、個別の市長さんがそれぞれ意見を申し上げるというのも1つのやり方でございますが、全国650近くの市がございまして、対象地区を持つ市長、あるいは特たない市長もございます。そこで、対政府、対地対協には、組織的にまとめた方がベターではないかという結論になりました。内容につきましては、大阪府の市長会あるいは近畿市長会等々で原案を練りまして意見を集約いたしまして、全国市長会の同和対策特別委員会に付議、機関決定をした結果を11月7日付で地対協の方へ

文書で出してありますので、御了解をお願いいたしたいと思います。

先ほどのお答えの中で、職階別の集約はしていないということは、職員さんのプライバシーにかかわるということも含めて配慮してありますので、再度、申し上げておきたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 本部員の決め方は……。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) 推進本部を設置するのは、各市それぞれやったわけあります。市長会の主管者会議の中で統一的な申し合わせをし、どういうふうに出そうかという協議をいたしました結果、本部長は市長、副本部長は特別職、本部員は部長級というのが申し合せ事項でございます。当該市もそのようにやっております。
- 16番(天堀 博君) 参加者が110名だが、その内訳は出せない、集約しないということですが、ここでは時間の関係で論議はおいときますが、1つは、公用車を使用しておられます。助役さんも慰労を兼ねて来ておられましたので、2台使用されますね。それぞれ運転手さんなり、接待の関係で合計3名の方に当然、時間外手当を支給されてますね。この辺も問題があろうと思います。事務局を持っておられるということで、これは単に今回だけの問題でなく、これ以外のいろんな催しがあるときには、事務局担当の原課が出ていくということで問題がありますが、この点もおいときます。

特にここで私が問題にしたいのは、助役さんが副本部長ということで現地に慰労を兼ねて様子を見に来られ、それには公用車1台を使っておられますし、それから、運転手さんも動いておられ、時間外手当も支給されておるわけです。もちろん、運転手さんが動けば時間外手当を出すのは当然かと思いますが、実行委員会や推進本部で決めたことで自主的、自発的にやったということですが、助役さん自身が当日の責任者でないにしても、副本部長として公用車を使っておられるわけでしょう。そうすると、これは市がやっていることになるんじゃないでしょうか。これ1つとってみてもね。原議員が前に指摘したように、市の幹部職員さんがずらっと入ったら、実際問題、和泉市がやってることになるんじゃないでしょうか。

それから、本部員の決め方ですが、当日の署名行動への参加要請は、自主的な参加ということで呼びかける形で要請をしたということですね。ですから、本部員を決めたのは、市長会等の主管者会議の協議の中で決めたわけでしょう。本部員は自動的に部長級やと決まってるわけでしょう。部長級は全部本部員ですね。その推進本部の中で決めたものを部下に伝達したらどうなりますか。部長の指示、命令と一向変わらないんじゃないでしょうか。この点について、私は問題にしておるわけです。

市長が勝手に本部員を決め、副本部長が3役、本部員は部長級であり、そこで決めて部長が下へ伝えた。今回、出でもらうのは主幹以上とまで決めて言つてるわけでしょう。これは業務

上、職務上の指示と一向変わらないですね。そりすると、本人の思想、信条の自由に反するのではないかと言っているわけです。そうじゃないでしょうか。この点についてお答え願いたい。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 私ども本部会議の中で本部員さんを通じまして、主幹以上の管理職の方々に御協力を願いしたいということを要請いたしました。ただ、やはり個人的なお家の事情あるいは他に公務の都合のある方も含めまして欠席もやむを得ないということで、できるだけ参加者が多くほしいというのが私たちの心情でございました。結果として 110 名の参加にとどまったということにつきましては、おっしゃるように部下の立場から見て、そういう感触をお持ちになるかもわかりません。

しかし、本市が抱えております法律問題、地対法が切れ、後がなくなるとなると大変なことになるという危機感を管理職の方々もお持ちでございます。したがいまして、今回の行動につきましても、自主的な参加要請に 110 名の参加があったということにつきましては、決して思想、信条とかの問題に直接結び付かないのではないか。先ほども申し上げましたように、結果として職員さんのプライバシーを守るという立場からも、出席した市民さんをも含めまして上司にも報告いたしておりませんし、感謝申し上げる次第でございます。その辺で何とか御理解を願えないかなと思います。

○ 16番（天堀 博君） 非常に勝手な考え方ですね。現在の法律が切れたたら大変なことになるという危機感を管理職は皆持ってるんやというが、それはあんたが勝手に決めているわけでしょう。強いて言えば、管理職の皆さんの中にも、私はだれとは言いませんが、署名行動にやむを得ず参加した人、部落解放基本法制定について非常に問題意識を持つ方も何人かおられですよ。こちらがはっきりわかる人たちについてね。極端に言えば、はっきりわかる方についてね。ところが、実際には参加せざるを得ない実情、実態がそこにあるんじゃないですか。だから聞きましたよ。

何か部長が仕事の中で指示をしたり連絡したりするでしょが、それと今回の呼びかけとどう違うんですか。自主的、自発的というが、こんなものは表裏一体じゃないですか。市長が勝手に本部員を決めているが、その辺が問題やと言っています。そんなことを言うたら市民祭りのとき出て来るのも、あれは市長のお願いやから、皆しようがないと思っている人もたくさんおると思います。言うたら悪いけど、どうもならんという方もたくさんおられますよ。それは思想、信条の自由というところまで言及しませんが、今回の件は非常に問題を含んでますし、それぞれ考え方を持っておられるわけです。

今回の総務庁の意見具申も、そのあたりについて非常に厳しく言うてるんじゃないですか。私たちは、何もこの意見具申が全面的にええとは言いません。確かに国の責任についても、全

国市長会の同和対策部会が意見を述べているようにもっと明確にさせなければいけない。また、財政的な圧迫もあるということは、今までさんざんわれわれが主張してきたところです。しかし、大事なところも厳しく指摘をされてますが、その中にも含まれているんじゃないでしょうか。現実に部長から頼まれればいやと言えますか。あなたが課長や課長代理の立場にあればね。実際、何も用事がなくとも「緊急な用事があるんや」と休むことはできるかもしれませんが、そう簡単に言えない立場にあるんじゃないでしょうか。

- 同和対策部長（橋本昭夫君）若干、補足をさせていただきます。

今回の部落解放基本法制定要求をめぐります行動につきましては御案内のとおり、昨年、議会の決議をいただきまして推進本部を設置し、市の政策として確定をしているわけでございます。私は、そういう政策に対する市の管理職員としての理解というものは、一定必要じゃなかろうかと考えております。それと、個人の思想、信条というものは別個の問題でございます。われわれ管理職公務員というものは、市の重要な行政施策を推進する立場にも立つわけでございまして、そのあたりにつきましての明確な区分はできかねるというふうに解釈をしております。

- 16番（天堀 博君） そうでしょう。せやから言ひてるわけです。管理職としては、市の重要な行政施策を推進する立場に立つのは当たり前やが、その区分はできないと言わわれているわけでしょう。せやから、こんなことをするのは問題やと言ひてるんです。もうこれ以上言ひても水掛け論になると思います。あなたも後へ退けないだらうし、私も退きませんからね。しかしいま、あなたがいみじくも言われたように、そんな区分はできないという立場に立つのは当然やという観点から出発しているので、その点は非常に問題やと指摘をし、この件は終わっておきます。

時間が多少延長しそうですので、30分の延長をお願いしたいと思います。

次は、総務庁の例の関係ですが、先ほどの御答弁によりますと、地域改善対策協議会の中の検討部会の報告に対して、いわゆる総会がある時点で、先ほど言われた経過をたどって全国市長会の同和対策特別委員長の田川の市長さんから意見が提出されますね。これはわれわれも国の段階に得ましたが、先ほどもちょっと言いましたように、地方公共団体の主体性に関する問題等の指摘、検討が中心になって、国の施策としての取り上げが不十分である、と言われております。確かに国の責務ということをもっときっちり位置づけ、国は財政的な問題も考えていかなければならないということは、われわれも同感あります。しかし、さまざまな面で行政の主体性の欠如あるいは不適切な行政運営あるいは民間運動団体との関係見直し等の点で、地方公共団体は積極的な助言、指導を行うべきだということも含めまして指摘をされている面

は、当然のこととしてわれわれも受け取っております。

前の議会で市長は、非常に強い意味で抗議をするというふうに言わされておりましたけれども、その点からすれば、この意見そのものがトーンダウンしているんじゃないかと思うわけです。

もちろん、これは和泉市だけではいかないので、大阪府市長会あるいは全国市長会の対策特別委員会の中で1つのまとまった論議をしなければならないということでの問題はあろうと思うんですけど、しかし、非常にトーンダウンしているんじゃないか。具体的にどのような形で総務庁に抗議を伝えたのかという点をひとつ明確にしていただきたいし、その辺では今回の意見具申、これは来年度の予算編成の部分に關係していきますが、とらえているのかというところですね。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 先ほど申し上げましたように、特別委員長の田川の市長さんから行政の果たすべき役割あるいは基本的な課題あるいは今後の課題と分類いたしまして、これは当然行政要望として練り上げてありますが、その真意は、国の責務を第一義に据えておりまして、同和問題の解決は国の責務とし、地方公共団体とともに解決を図っていくという立場を明確にしてほしいという趣旨でございます。12月11日の総会の中で答申があったわけでございますが、私も昨日、手元に持っておりますが、検討部会の報告書よりも今回の総会の答申の方が、ある意味では、国の責務を明らかにしつつあるという一定の評価をしております。いろいろ多くの課題はございますけれども、今後、十分時間をかけて検討させていただきたいと考えております。

○ 議長（赤阪和見君） 8点目の来年度の予算編成についての答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 来年度予算編成について、財政課阪よりお答え申し上げます。

わが国経済の情勢は、物価安定を基礎として景気の着実な回復が期待されているものの、円高の影響で国、地方の財政環境は、いまだ危機的ともいえる状況を脱しておりません。特に地方財政は、昭和60年度から引き続いて62年度も国庫補助金削減の影響、また、新たに大幅な増減税対策に伴う国と地方の税源配分等、新年度に向け地方を取り巻く財政環境には、著しい厳しさが予想されております。本市の財政状況におきましても、昭和57年度以来実質収支で黒字基調を維持しているものの財政構造は年々硬直化し、昭和60年度の経常収支率は100%を超える憂慮すべき事態であります。

かかる厳しい現状のもとでの昭和62年度予算の編成でございますが、まず、新年度予算につきましては、年間総型予算を原則しております。2番目には、抑制基調型予算として収支均衡に取り組みます。したがいまして、収支におきましても、歳入面では、市税、地方交付税とも収入増が見込みがたい上から、歳出につきましては、経常経費は義務的経費を除き原則と

して前年度並み以内とする。執行につきましても計画的行財政運営に徹し、現在、策定中の総合計画に基づく実施計画との整合性を図り、長期的展望と計画性の上に立って緊急性、効果等を十分に検討して取り組む所存であります。

なお、具体的施策につきましては、国家予算の地方に及ぼす影響が大であり、地方財政計画の動向の上で決定していきたい。いざれにせよ、経常経費の節減、行政効率等を十分見直すとともに、財政運営の合理化、適正化、効率化に意を配し、財源の許す範囲内で各位の御意見を胸に置きながら予算査定基準を定め、創意と工夫をもって住民福祉向上に寄与できるよう予算編成に取り組んでまいります。

以上が、新年度予算編成の基本姿勢のお答えにさせていただきます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 同和対策事業に係る来年度予算編成についての具体的な事項でございますが、先ほどの関係にもありますが、地対協の意見具申が11日に出されましたのを受けまして、政府総務庁におかれましては、関係省庁と協議をしながら法律案の制定に向けて今後動いていかれる、あるいは自由民主党の地域改善対策特別委員会の方でも法律案として煮詰めていかれ、それがいよいよ2月、3月の国会に上程、審議され、4月1日以降法律として施行されるというふうになるわけでございます。

ただ、本市の同和対策事業に係る予算編成に際しましては、以下の理由で61年度と同様の水準で編成をいたしたいと考えております。まず、第1点は、現在のハード事業面につきましては、事業費等も含め建設省の方で内々に現行の財源の水準で受け入れをしていただく予定をいたしております。ということは、逆に言えば、今回、いろいろ議論されております環境改善等の事業につきましては、新法でも対象にならうかというふうにも推定できます。他の国庫補助金としては、隣保館あるいは保育所の運営費に対して若干の助成金がございますが、これはソフトの問題でございます。これについてはどのように対応できるのか、これは新しい法律に基づいて、もし何らかの変更が生じれば対応しなければならないと存じます。

他の本市の計画事業につきましては、大阪府の補助要綱に基づく事業でございます。現在のところ大阪府は、62年度も61年度と同様の水準を履行するという内々の基本的な線を打ち出しておりますので、そういう面を含めまして、本年度並みの水準で予算編成をいたしたいと思います。

なお、4月1日以降新法に基づくいろんな政府の指導なり法律に基づく要綱等につきましては、これは市長としても当然、法治国家である以上守っていかなければなりませんし、その具体的な対応につきましては、大阪府下レベルの問題もございますので、大阪府とも十分協議を

しながら対応してまいりたい。その中には、先ほどおっしゃった減免問題も入ってくるかもわかりませんが、そういうふうにしてまいりたいと思います。

それから、18年間の問題でございますが、確かに事業費ベースを含めまして、環境改善整備事業におきましては一定の成果を見ておりますが、まだ量にして30%近くの残事業がございますが、頑張ってまいりたい。新しい法律ができましたら、それは時限立法になる見通しが強いようですが、期限内に完結できるように努力してまいりたいと考えます。そういう立場から64年度までの建設事業費につきましては、約526億円でございます。財源内訳は、国費が199億円、府補助金が95億円、起債217億円、うち府の貸付金が29億円、一般財源が15億強でございます。

これらの事業を含めまして、61年度も予算は現在執行中でございますので、その推移を明らかにいたしまして、18年間の総括につきましては私の方でも必要かと考えておりますので、61年度の決算をどういうふうに見通しを立てていくかということも含めまして、法律施行後18年間の同和行政の中間総括というものをぜひやりたいと考えます。

以上でございます。

○議長(赤阪和見君) 水道の答弁。

○水道部理事(岩井益一君) 来年度予算編成に向けて若干の具体的な問題のうち、福祉料金導入について御質問がございましたので、水道部理事からお答え申し上げたいと思います。

福祉料金の導入につきましては、過般の決算委員会でも強い御要望があったところでございますので、当水道部といたしましても謙虚に受けとめております。そこで福祉料金の具体的な内容についてはどうか、ということでございますが、一応、現在におきましては研究段階でございまして、その対象範囲あるいは減免の程度等、具体的な実施方法によって所要経費が大きく変わってまいります。しかしながら、水道事業にとりましては、相当大きな負担になるのではないかということでございますので、今後、慎重に取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

それから、福祉料金の基本的な考え方につきましては、以前にも申し上げたとおりでございますが、原資につきましては、市の一般会計の財政状況が非常に窮屈しておりますので、繰入金の増額につきましては、至難な状況であると私どもは認識してございます。しかしながら、なお一層実施に向けて努力してまいりたい、このように考えておる次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(赤阪和見君) 次。

○市長公室次長兼人事課長事務取扱(森利治君) 行政委員さんの報酬問題につきまして、

市長公室森から御答弁をさせていただきます。

この問題につきましては、本年度に入りまして以後も、各関係機関等から報酬額改定について強い要請を受けているところでございます。われわれといたしましてはこうした御要請のある中、報酬額あるいは改定時期等につきまして、各市の状況その他いろいろと調査をしてまいりておるところでございますが、御指摘のとおり、本市の行政委員さんの報酬につきましては、阪南各市に比べましても、確かに低い順位にあることは事実でございます。また、特に御指摘を受けました農業委員さんの報酬につきましても阪南8市中われわれの調査では7位、先生は泉南市と同額とおっしゃいましたが、泉南市は月5,000円となっております。

また、改定の時期につきましても、本市の場合、57年4月に改定以来現在まで据え置いているわけでございます。府下各市を見ました場合、60、61両年度にかけまして、30市中19市が改定を行っているという実態であります。したがいまして、こうした状況を十二分に勘案いたしまして、早期に結論を得るべく前向きに検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

なお、先生御指摘の改定の実施時期でございますが、さかのぼってどうか、という御意見でございますが、これにつきましては、附属機関等いろいろ各委員会が多岐にわたりますし、また、委員さんの任期等もまちまちでございます。そうした実態を踏まえまして、さかのぼって適用するということについては、ひとつ御了承賜りたいと思います。早急に結論を出すべく検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

- 16番（天堀 博君） 来年度予算編成の基調をお聞かせ願ったわけでございますが、非常に厳しいが、創意と工夫をもってやっていく、と言われておりますが、すでに国保については連続値上げが決められておりますので、値上げとなるわけですね。その他のものについて、これはいまみたいたい状況の中で値上げをしていくということは非常に問題が出てくると思いますので、その点はどうなのかというところをお聞かせ願いたいのと、同和関係については、同対部長から、市長としてもこの法律が決まったら法治国家として守っていく、あるいはその中身としていろいろ通達が出てくるので、減免問題についてもその範囲内で考えていくことに入ってくるであろうという、いずれにしても、通達そのものは守っていかざるを得ないということですね。時間がないので答弁は結構ですが、確認だけ。法治国家ですからね、法律が決まれば守っていくということですね。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） はい。

- 16番（天堀 博君） それから、水道の福祉料金ですが、これは岩井理事さんにひとつお

願いをしたいのは、前の予算委員会などでは、やはり水道としてはしんどいから一般会計でみてもらわんとしようがない、決算のときもそういうことやった。ところが、いまの御答弁の感触では、一般会計もしんどいさかいに水道で努力していく、ということですが、御答弁を統一というか一致させてほしい、でないと、われわれはあっちいきこっちいきせないかん。一般会計のテーブルに乗せていく、と予算委員会でも言つてくれてますので、その辺をひとつ確認して、一層努力して来年度に導入するのかどうか、導入計画があるのかどうかというところを含めてきちんと押さえておきたいと思います。

それから、行政委員さんの報酬についてですが、さかのぼってやることについてはまちまちだということですが、その手で引っ張られたらそのままずるずるいってしまうので、先ほどは早急に結論を出すべく検討していく、となつておりますか、早急に結論を出していただきたい。これは要望にとどめておきます。とにかく非常にアンバランスです。特に農業委員さんは非常に低いという問題点もありますので、全体について一度見直しを図つて適正化していただきたいと思います。

1点目の値上げの問題についてと、水道問題についてちょっとお願ひいたします。

- 財政課長（阪 豊光君） 公共料金改定の問題ですが、現在、要求の取りまとめ中でございます。われわれといたしましては、常に受益の範囲内で応分の負担の状況を配慮し、国、府の動向を見ながら検討していきたいと考えております。
- 水道部理事（岩井益一君） 福祉料金の基本的な考え方につきましては、一般財政当局と思統一はしてございます。実施時期につきましては、水道事業会計も、最近の水需要の鈍化によりまして経常収支状況は悪化いたしております。こういう中、近い時期に料金改定をせざるを得ない時期もまいりうかと思いますので、その際には、この福祉料金の導入問題についても検討していきたい、このような考え方でございます。
- 16番（天堀 博君） 公共料金問題については、冒頭の通告要旨の説明をしたとき状況を言つてますので繰り返しません。そういう状況の中で市の行政は、市民福祉、市民の暮らしを守っていく立場に立つべきだという観点から、こういうことはすべきやないと言うておきます。それから、水道問題でございますが、いまの話に出たように、料金改定と合わせて福祉料金を導入していくという考え方は、また、この前から何歩も下がってくるわけです。このままでいたら、どこをつかんでええやらわからんことになってしまいますのでね。言うてみたら、いま、電気ガスがまた安くなる。そんなものは単年度に入れるべきで、こんなところへ入れるべきものじゃないので、それを即入れろとは言いませんが、いろんな形で水道だって今回、電気代でかなり得するわけでしょう。本庁もそうでしょう。そういうことも含めて、儲かるとき

は黙ってて、福祉料金や何やと言うたら、値上げと一緒に考えていくということでしょう。

企業決算委員会のときの繰り返しになりますが、病院はもちろん厚生省の管轄で、福祉医療という立場で補助金や貸出金でやっていくのは当然ですが、水道だって給水人口比率が99%に達し、和泉市民にとって欠かせないものになってます。しかも、俗な言い方をすれば、病院は他市からも診察に来られますが、水道は、他市の住民に売ってる水はごくわずかで、ほとんどを和泉市民に供給しているわけです。

そういう点から言うたら、単純計算ですが、全体の予算額や給水人口に占める比率からいってもわずかだと思うんですよ。生活保護家庭というのは、生活保護費の中から支給されてるということから見ればね。独居老人その他特別に配慮しなければならない人たち、しかも、基本料金8m<sup>3</sup>以下の家庭とかに限っていけば、スタートはその時点からでもいいと思いますが、大きな額に達しない。やはり一般会計で面倒をみていくべきだと思いますが、その辺の検討を本当にする方向にあるのかどうか。焼却場周辺の問題ではないが、そういう方向で検討されているのかどうか。ボールを投げるばかりではあかん。

○ 水道部理事（岩井益一君） 本市の水道の福祉料金の原点と申しますのは、基本料金が府下1位であるという中、特に障害者や独居老人等社会的弱者に何らかの救済策を講じる必要があるのではないか、これが根本でございます。したがいまして、その実態を含めて基本料金が高いのは、本市に大口需要家が存在しないということも十分に認識しておるわけでございます。そうした中、今後、値上げというよりはむしろ料金体系、遞増制とかいろいろございますが、料金体系を検討する中で考えて手をつけてまいりたいという基本的な考え方でございますので、ひとつ御理解賜りたいと思うわけでございます。

○ 16番（天堀 博君） 料金体系をいらっしゃることは、どさくさにまぎれて値上げもするというわけです。非常に危険なやり方です。もちろん、本当の意味で適正な料金体系にしていくことは大事ですけどね。私がここで強調しているのは、やはり市的一般行政施策の中の福祉的施策として見ていくことが必要だと考えます。他市でそのようにやってるわけですよ。財政事情が苦しいとはいえ、それほど大きな額ではないですから考えるべきだと思うわけです。それをせずに、水道は、自分の中だけでごちゃごちゃこね回すわけでしょう。だから、今回もそういうことだけで質問してるんじゃないんです。水道よりもっと一般会計、一般施策の方からの御答弁があるものと思っていたが、終始、水道部だけからの御答弁になっているところが問題やと思っています。この点はどうでしょうか。

○ 総務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じますが、先ほど財政課長が御答弁を申し上げましたように、現時点での本市の財政運営、さらには、62年度の財政運営につきまし

ては非常に暗い見通しです。これは議員先生方もすでに新聞、テレビ等で御案内のとおりでございます。間もなく予算要求書を締め切りまして査定作業に入るわけでございますが、きわめて厳しい実態でございます。事情御賢察賜りたいということで御了承願いたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 意見だけ。

ずうっと言うてきましたように、料金体系をいらっしゃることについては、慎重にやらなかつたらいけないと思います。他のところへも値上げが出てくるわけです。下をいえれば、中間、上まで出てくる。いわゆる一般の標準家庭までも値上げが出てきます。和泉市の水道会計からするとしんどいと思いますが、だからこそ、一般会計からの繰入金につきまして、予算委員会の段階でも検討していこうということでしたのに、1年たつてもうあかんということではなく、引き続き一般会計の方でも検討していただきたい。市長ね、やはり福祉的な面ももっと市の行政の方でみていかなあかん。そうじゃないと、水道料金値上げ等の問題になってくるので、意見を言うて終わります。

- 総務部長(麻生和義君) 負担割合等いろいろあると思いますが、基本的に御了承願いたいのは、地方公営企業会計に繰り出すべき物差しがございます。そういうものも含めまして経済情勢の推移を見ながら公営企業の現状を考え、健全な基本原則を残しながら地方公営企業と一般会計のあり方に関する基本原則を遵守し、本市の財政実態等も勘案しながら、となりますので、その点御了承を願いたいと思います。

- 16番(天堀 博君) だから、もっと市長なり理事者として、社会的弱者をどう救済していくかという点で、基本料金が他市に比べて高いという現状がございますので、その辺を一般会計からの繰り入れで補ってやらなかつたら水道会計に財政圧迫が加わり、水道料金にはね返ってくるということになるので、その辺もよく検討願いたいと言うてます。基本的な面は十分わかりながら言うてるわけです。

これで終わります。

- 
- 議長(赤阪和見君) 次に、7番・藤原正通君。

(7番・藤原正通君登壇)

- 7番(藤原正通君) 通告順に従って質問の要旨を説明させていただきます。理事者におかれましては明確な御答弁をお願いいたします。

1点目に、コスモポリス構想の進歩状況についてお尋ねをいたします。

貿易黒字の大幅な拡大によって諸外国との貿易摩擦が一層激化しそうな状況下にあり、輸出依存であった日本の産業は、いま構造転換が重視されております。先端産業の花形であった半導

体も輸出不振に見舞われているようであり、円高不況で泉州5市2町が特定地域中小企業対策措置法の指定を受け、和泉市もその中に入っており、中小企業はかつてない苦境に立たされており、当然、倒産失業問題が深刻化しつつあります。また、先日発表された日本の雇用情勢は、円高不況、人口の高齢化などにより男性の完全失業率は3.1%となり、いよいよ黄信号がともったとのことあります。

大阪の発展のためにも、和泉市の商工業発展のためにもせひとも成功させなければならぬコスモポリス構想であると思いますが、実現する確信はあるのかどうか。用地買収のめどはついたのかどうか。和泉市にとっては、関西空港関連で唯一の事業計画であり、他市も必死になつて成功に向かって努力しているようであるが、和泉市としては、どのような企業を考え誘致努力をしておられるのか、しているとすればお聞かせを願いたい。

本市の地場産業の綿布が時代の変化の中で停滞し、活力を失っている現在、簡単に言えば、中心と周辺の理論を考えれば、中心文化が停滞し、活力を失つくると周辺文化が台頭し、この活力が中心文化にも波及して文化の活性化が始まるという理論から見ても、企業誘致を成功させて商工業に活力を与え市民に雇用機会の拡大を、と思いますが、お考えをお伺いいたします。2点目に、都市整備のあり方についてお伺いをいたします。

積極的に取り組まれておられることは認識もいたしておりますが、何分にも環境問題の解決には行政努力だけでは限界があり、そのため行政と市民が力を合わせて努力していくことが必要であると思うが、快適な環境をつくるためには、一部の市民の儀性が出ることも全市的に見る場合避けがたい事実ですが、それなりに市として市民に対する思いやりが大事ではないでしょうか。対処型から創造型への視野の転換を軸としての地域環境のあるべき姿や目標を明らかにするとともに、そこに至るまでのシナリオやプログラム等についての基本計画の策定がおくれているのではないかと言わざるを得ないと思いますが、どうでしょうか。

(1)として、松尾川改修工事については一体どうなっていたのか。5年前に委員会が設置されていながら、最近まで府の計画がわからなかったとしているが、そのようなことで市民の協力がスムーズに得られるのかどうか。また、下流になれば川を深く2~3m掘り下げるため、現在使用している水路をポンプアップしなければならないため、その光熱水費が受益者負担となつてることについて地元では大変不満を持っているが、これらの点をどう対処されるのかどうか、お答え願いたい。

(2)として、繁和府営住宅の建設についてありますが、地元住民の中では、市は何を考えてくれるのか、市新横の道路はなるほど幅員は広くしてくれたが、阪和線踏み切りを渡つた繁和町内の道路は狭いまます。現在、工事中の住宅内の道路は幅員を広くしての工事をしているが、

町内道路が狭いままでは、二国への通り抜ける車が多く、2期、3期の工事に着手される際に何としても府に要望して幅員を広げてほしい、旨の強い要望があるが、これらの住民が困っている点をどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

(3)として、市営住宅についてお尋ねいたします。

市営住宅も老朽化が進んでおりますが、建て替えの計画はないのかどうか。また、中央丘陵開発が完成した時点での唐国住宅及び繁和市営住宅建て替え工事終了時点での繁和市営住宅とのバランスをどうお考えなのか。市営住宅の家賃は安いので、低所得者のために現状のまま、とお考えなのかどうか。これらの点を明らかにお答え願います。

(4)として、小田池公園整備についてお伺いいたします。

ことし、ラブホテル問題解決のため1億4,000万円で公園用地として市が購入したこと感謝し、高く評価する市民もございますが、その半面、全市的に見た場合多くの市民は、下水の不備や道路舗装すらなかなか工事もしてもらえないのに市は結構なものだ、と不満を訴える人たちも多々ございます。それ故に公園整備は慎重に、また、多くの市民のために役立ち、市の名物になり、福祉にも役立つことができるような公園整備であってほしいと思いますが、原課としてよりよい試案がおありなのかどうか。せっかく購入した土地をいつまでもおいておくわけにもいかないであります。であれば、整備の予算はどれぐらい考えておられるのかも合わせてお答えをお願いをいたします。

以上、自席での再質問を留保いたしまして、説明を終わります。

○ 議長（赤阪和見君） それでは、理事者の答弁は午後にお願いをいたしまして、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午後1時50分休憩）

---

（午後1時06分再開）

○ 議長（赤阪和見君） 午前に引き続き一般質問を行います。

藤原議員の質問に対し理事者答弁を願います。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） それでは、コスモポリス構想の進歩状況につきまして、稻田より御報告させていただきます。コスモポリス構想の推進、すなわち産業基盤の整備につきましては本市にとって重要であり、何としても成功させたいと考えておりますが、その上に立ちまして御報告を申し上げたいと思います。

すでに御理解をいただき進めてまいりました和泉市のコスモポリス構想は、昨年11月27日に和泉市産業基盤の整備と活性化等に寄与することを目的としたとして、和泉市コスモポ

リス地域開発推進機構が発足いたしました。これは民間活力を導入して基本計画の策定や必要な調査を実施するものであり、御報告申し上げてまいりましたとおり、大阪府を初めとして18関係団体の御参加をいただき、開発に関する調査研究を進めてまいっております。その結果、11月中旬に開発に伴う基本計画について一応の現況を把握し、検討結果についてもまとまりを見るに至りました。また、事業手法につきましても、それなりのまとめはできてまいりっておりますけれども、いま一歩突っ込んだ検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

何と申しましても、土地所有の地主さんにつきましては、税の問題が一番大きな課題と考えております。民間活力を導入しての開発という点から、この税の優遇についてはいろいろむずかしい点があります。われわれとしては苦慮いたしております。過般もこれらの問題点について、市長を先頭といたしまして、通産省、建設省に対しまして、その打開の方策について陳情もされておるところあります。これらの課題を含めまして具体的な内容に至りますれば、早々にも議会の皆様方に対しまして御報告申し上げてまいりたい、このように考える次第であります。

また、企業誘致につきましては、本市産業の振興と雇用の拡大に寄与し、公害のない非用地型の都市型産業の企業を計画地に誘致してまいりたいと考えております。

また、一方、地域対応につきましては、去る10月28日に春木町、久井町の住民の方々と先進的な工業団地であります神戸市の西神工業団地を視察して参りました。その後、春木町、久井町の住民の方々を対象といたしまして、町長さん始め町会役員の皆様方の御理解、御協力をいただきまして本計画についての住民アンケート調査を実施してまいりましたところであります。細部の分析は別といたしまして、両地区住民の方々全世帯490世帯にお願いをいたしましたアンケートの回収をいたしました。また、アンケートの回収率につきましては、春木町で61%、久井町で81.7%、全体では68.6%でございます。

質問の中でコスモポリス構想についての考え方をお聞きいたしましたところ、「賛成」と答えられた方が33%、「条件次第で賛成」33.8%、全体で約67%の方々の賛成を得たと考えております。また、はっきりと「反対」を表明されておる方は7.3%でございます。あと25%の方々につきましては、「よくわからない」という回答でございます。また、計画地内で土地を持っておる方々の反応はどうか、と言いますと、条件付きも含めて90%の方々が何らかの形で「協力する」と答えられております。これらのアンケート調査の結果も踏まえながら、今後の事業実現に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしく御理解、御指導くださいますようお願い申し上げます。

- 7番(藤原正通君) 詳しい説明でよくわかるわけでございますが、私の質問に対しても

っと漏れている点があるんです。と言いますのは、地元の調整の段取りは、そのようにアンケート調査などを実施していただいておりますが、ものには「売り買い」という言葉があります。やはりコスモポリス構想を実現させるためには、用地買収ということも大事なわけですけれども、ただ、買収だけして「はい、どうぞ」というわけにはいかない。これが商いの鉄則なんですね。売れる見込みがあって買うわけとして、それをいっしょくたにしたらいかんと思うが、原理は同じやと思います。そういう構想の中で、農地をお持ちの地主さんの協力も得ながら用地確保もするけれども、将来の和泉市のためには、どうしても優れた企業等を誘致する段取りといふか、売り込みもしていかなければ乗りあぐるんではないか。せっかく土地の確保はできたのはいいが売れなんだとなったら、和泉市にとって大変な損につながってきますのでね、そこらはどういうふうになっておりますか。

○ 市長公室企画室町（稻田順三君） 御指摘のとおりだと思います。われわれといいたしましても、逆の話ですが、土地が買えなければコスモはできない、企業誘致もできません。しかし、それ待っておっても問題がありますので、われわれとしては、積極的に企業誘致のアンケート調査なども行い、また、市に対しても個々の企業から構想についてのお話を聞いております。しかし、何を申し上げましても68年春はやはり土地問題の解決が先であるという前提に立って、企業誘致も並行して進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 7番（藤原正通君） これから進めようという段階で余りやり取りするのは問題かと思いますが、やはり本当に和泉市にとって大事なことありますし、また、日本経済の構造そのものが変化をとらざるを得ない状況になってきております。従来型の企業でなく、研究開発型産業とか生活開発型産業という形に変えていかなければ、既存の産業では行き詰まりがくるとも言われておりますので、こういう点も十分に御研究いただき、前向きに対処していただきたいと思います。

それと、隣のことを余り気にせんでもいいんですが、やはり気になることは、わが和泉市においては、議会の方には計画書等もいただいておりますが、隣の岸和田市では、単位町会にまでこういうリーフレット等をおろして、絶対に成功させるんだということで頑張っているようです。その点で若干、和泉市の方はおくれをとっているようですので、何が何でも岸和田には負けてほしくない。私どもも和泉市に住んでおりますので、どうしても和泉市が先がけて成功していただきたい。この間、市長の方から配付されました国際空港関連事業計画書の中にも、3地区のコスモポリス計画は位置づけされておりますので、どうかひとつ府などに依存するだけじゃなく、和泉市独自が積極的に将来の21世紀に向かって、和泉市民のために何が何でも成功に向けて御努力いただきたいと思います。

この件は終わります。

- 議長（赤阪和見君） 次の2点目、都市整備のあり方について答弁。
- 開発対策課長（田中武郎君） 2点目の都市整備のあり方についての1点目の松尾川の改修工事について、開発対策課田中よりお答えいたします。

和泉中央丘陵が新住宅市街地開発事業で開発されるに伴い、大津川水系の大津川、牛滝川、松尾川、槇尾川の改修計画を百年確率で検討した結果、槇尾川は調整池で対応するほか、大津川、牛滝川、松尾川につきましては改修を行うことになります。中でも松尾川につきましては、野々添橋上流箕形町、露ヶ華橋内田町については、特に河道拡幅、ショートカット、河床掘り下げ、橋梁架け替えなど、用地買収及び工事を含め61年度より70年度までに行うことになります。堤防は、現況堤防高ができるだけかさ上げしないようにし、不足分は河床掘削で対応するものであり、よって、河床を現況より1.40～2.40m下げるものです。

現時点での地元説明会は本年9月初旬より開始、今日時点の現場作業は、河川の幅杭及び官民境界及び民民境界に入っております。地元説明会では諸種の要望がございましたが、寺田町遺跡の改良により用水の確保等の地元要望を取りまとめ、現在、住宅・都市整備公団、大阪府、和泉市と技術的、工法等につきまして協議中ですので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

2点目の府営繁和住宅の御質問につきましては、まず、建設計画の概要を御報告いたします。第1期から第3期までございまして、第1期分につきましては86戸、第2期38戸、第3期は148戸、計272戸でございます。第1期分につきましては、本年1月より旧住宅を撤去いたしまして本体工事を本年4月より着工し、62年3月末完了予定です。以後、2期、3期は62年4月より旧住宅を撤去いたしまして、本体工事を開始する予定です。

続きまして、住宅建て替えに当たりまして、周辺道路整備の協議内容について御報告いたします。

まず、市道和氣繁和線、繁和住宅より和氣町に通ずる市道でございますが、それらを含め大阪府建築部と拡幅整備の協議を重ねてまいっておりますが、公営住宅を建て替えるに当たっては、これらの関連事業の位置づけには各制度上制約があり、非常に苦慮しております。しかし、今後とも2期、3期工事の進捗の中で再度、大阪府に要望してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 建設部理事（前田守正君） 3点目の市営住宅の老朽化に伴います建て替えについて、建設部理事よりお答えさせていただきます。

先ほど、都市整備部の田中課長からお答えいたしましたように、全般的な問題もございますが、基本的な市営住宅の建て替えにつきましては、横山住宅、坊城川住宅の昭和28年建設を初めといたしまして、昭和36年建設の唐国住宅、繁和第2住宅まで、いわゆる老朽化が進んでおります。故に、市営住宅の供給量が増加するといった面からも、建て替えの必要を認めるところでございます。

当市の市営住宅につきましては、小規模団地が市内各所に点在しているといった現状もありまして、法の規定に適合しているかどうかの精査をしなければならない等、また、補助事業としてスムーズに運用しなければならない関係から、今後、国の住宅建設5ヵ年計画、いわゆる66年から70年に向けて取り組んでまいりる必要があるかと考えております。

なお、昭和60年度におきましては現況調査、いわゆる測量図を作成しており、早急に基本構想を策定すべく調査費を計上、関係部局と協議をしてまいりたく存じております。

以上です。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 公園課長（松林 保君） 公園課松林より、小田公園整備につきましてお答え申し上げます。  
御質問の小田公園の隣接地につきましては、去る6月議会におきまして和解の御議決を得、約1,400m<sup>2</sup>の用地を取得いたしましたが、当該用地を小田公園と一体的な利用とその整備内容について種々検討し、整備に対する補助金の導入などについても、大阪府公園課とも協議をいたしております。しかし、すでに御承知のとおり、小田公園の本体につきましても毎年、国、府の補助金を仰ぎながら整備を進めているところであります。国、府の限られた補助枠の中で小田公園の進捗状況は、用地関係で21%、施設整備で約65%といった状態でございます。

そのような状態の中で、今回、取得した用地の整備に対する補助金の導入については大変困難な状況でありますが、何とかより多くの市民の方に喜んでいただけるような施設整備について各方面に働きかけるとともに、施設内容についても、さきの公園整備の実態等も研究いたしまして整備に努めてまいりますので、よろしく御理解賜りたくお願い申し上げます。

- 7番（藤原正通君） 1点目から再質問をいたします。  
松尾川改修工事については9月から地元説明に入り、大変原課として御苦労をなさってあることは認識いたしております。しかしながら、市民感情の中で、いきなり「こういう形になったから協力してくれ」と言われても、承知しかねる点が多くあります。「このような大きな計画がなぜ以前にわかっておらないんや」というような指摘、不満が出されておるわけです。したがいまして、40余世帯の立ち退きの中でそれぞれの条件というものは違つておると思います。しかしながらつい最近、新築された家等もあるわけです。こういうふうな市民に対して本当に

市そのものが、かくかくしかじかになったんやから仕方がないという説明でなく、市民の心情に沿った形で説明してもらわんことには感情が激化する場合もあると思いますので、そのような点をどのようにお考えですか。

- 開発対策課長（田中武郎君） 事業認可を取りましたのが61年5月でございます。それまで46年当時から旗尾川、松尾川を含めまして全体の大津川水系の事業認可を取りましたが、今後、中央丘陵開発に必要な松尾川だけ改修するということでございます。いろいろと議員さんが御指摘の問題につきましては、地元説明会では御要望や御意見がございましたので、今後、市も含めまして、全体の方々に中身を含めましてできるだけの考え方を持ってやってほしいということで、大阪府、都市整備公団に対して要請をかけておる次第でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。
- 7番（藤原正通君） 松尾川の改修工事については、大変御苦労されておると思いますが、どうかひとつ市民の要望については、できるだけ府及び公団の方に要望してほしいと思います。下流部分のポンプアップについては、どのように考えていただいておりますか。
- 開発対策課長（田中武郎君） 議員さん御指摘の件につきましては、寺田町遺跡の改良の分だと思います。現在、地元説明会におきましても、地元におろしております基本的な考え方というか技術的な考え方というものは、全体を含めた最終案ということではございません。御存知のように和気、小田校区にも説明にいっておりませんし、遺跡につきましては和気にも小田にもございます。全体の3カ所を含めまして、技術的に可能な限りどういうふうな考え方をすればいいのか、ということも含め現在、大阪府と協議中でございます。よろしくお願ひいたします。
- 7番（藤原正通君） 努力されていることはよくわかるわけですが、いま言います寺田の部分については、ただ、たんぱに水を引くだけの目的ではなく、今福町そのものには消火栓が11カ所あるにはあるけれども、緊急火災が発生したとき、何分にも前に入ってある75ミリの水道管でもって本当に役に立つかどうか疑問です。したがって、消火の水として利用していると聞いておりますが、この点についても御理解いただいてますか。
- 開発対策課長（田中武郎君） 地元説明会におきましても、議員さん御指摘の水路につきましては、24時間常時水を流してほしいという御要望が実際問題、地元から出ております。それにつきまして1つは、ポンプアップをしながら常時、その水路に用水確保のために流していくのか、それとも、別の考え方で常に流れる方法があるのかという技術的な工法につきまして、現在、大阪府と協議を重ねておりますので、よろしくお願ひをいたします。
- 7番（藤原正通君） この場であれこれやっていても切りがないと思いますが、こういうこ

とで河川の改修といい、ポンプアップにしろ、ひとつ十分地元の意向をおくみ上げいただき、できる限りのことは行政努力として対応していただくことをお願いして、この件は終わります。

繁和府営住宅の件ですが、なかなかむずかしい点があります。これは2期、3期についても府の方に話していくということですが、せっかく質問させていただいたので、もうちょっと突っ込んだ形でお答えをいただけたらありがたいんです。府営住宅の建て替えのときに、府としても住宅内の道路は広くしてくれると思うんですが、一番ネックになっているところは、阪和線の踏み切りを渡ったところが著しく狭いことです。こういう点は市の方としても、「これは本当に無理や」と手をつくねておられるのか。それとも、住民の要望で中央線ができ、何ができるかにができ、と言いますが、現在も市役所に至るまでの和気の信号からの道は停滯がひどく、逃げる車が非常に多い。こういうむずかしい中、どういうふうにしていこうかという点について、もう少し突っ込んだお答えをいただいたらありがたいんですがね。

○ 道路課長（谷 俊雄君） 道路課長よりお答えいたします。

先ほど、先生がおっしゃっています場所につきましては、府中和気西線の道路でございます。旧市新跡から繁和住宅に入りますが、最近、さらに第二阪和へ通じておるためにかなり交通量がふえていることは、私も十分承知しているところでございます。したがいまして、旧市新跡の踏み切りのところから繁和橋から下がってきた交差点までの間、約150mございますが、すでに人家が両サイドに建っておることから、相当な事業費が必要なわけでございます。したがいまして、いま、府営住宅の第1期工事を行なっていますが、2期、3期に向けて府の方に強く要望してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○ 7番（藤原正通君） よくわかりますが、他の例を出してどうかと思いますが、伏屋のところの光明池に抜けるところ、あれは府道で両サイドを引っ込んで幅員が広くなり非常によくなっています。そういう形で条件は違うやろうけど、何とか府の方に強く要望していただき、市の財源で無理ならば府の方に言うても、阪和線の踏み切りからの道幅を広げるようひとつ努力していただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○ 道路課長（谷 俊雄君） よくわかりました。

○ 7番（藤原正通君） 次に、市営住宅についてですが、66～70年にかけて建て替えの検討あるいは着手していくと理解してよろじゅうございますか。

○ 建設部長（浅井隆介君） 全体的な法定建て替えは、原則的には、国の住宅建て替えの建設計画は5カ年ごとに行われておりますが、現時点は、61年度から65年度までの第5期の5カ年計画でございます。次の5カ年計画は66年度から始まりますが、昨年、基礎的な調査、いわゆる測量調査等を完了しておりますので、次のステップとして基本計画を立てたい。その

上に立って住民の意識調査、その実現のための実施計画等の段階を踏んでやってまいとい、か  
ように思つておる次第でございます。

○ 7番(藤原正通君) よくわかりましたが、1点だけお尋ねしておきたいと思いますが、昭和59年度に唐国住宅の方から「家が非常に傾いているので直してほしい」旨の要望がありました。当時、まだ現況の課の体制になってないときでしたが、「唐国住宅についての修繕は一切しない」。なぜならば、中央丘陵ができたとき、これは建て替えを考えいかなければならないところであるから、というふうな答えをいただき、私もそれを市民相談の答えといたしております。したがいまして、いまの説明を聞いても唐国住宅の建て替えというのは相当先になるよう判断いたします。このとき、そういう形で市営住宅の改修、修繕等は一切なされないのかどうか、その点だけお答えください。

○ 住宅課長(門林良治君) 住宅課長よりお答えをいたしたいと思います。

唐国住宅につきましては現在、32戸ございますが、屋根の吹き替え等につきましては24戸、壁の張り替えにつきましても14戸済ませております。したがいまして、特に唐国団地住宅につきましては修理しないということじゃなく、個々の現状に対処していくたいと思います。

○ 7番(藤原正通君) よくわかりました。過去のことは原課に関係ないのでどうこう言うつもりはありませんが、われわれ議員が市民から相談を受けて原課に参ってお答えをいただいこと自体、あいまいなことのないよう今後、ひとつ気をつけていただきたいと思います。

続いて、小田公園についてお尋ねいたしますが、府、国から予算をもらうのが非常にしんどいということはよくわかりますが、具体的にどういう形でやっていくのか。せんだって、赤阪議員の方からも「公園の入り口さえ整備されてない」などの指摘がありました。少ない予算の中でございますけれども、どういうふうな形で入り口をつくり、さらに、購入した土地をどうしていくのかという、ある程度の計画というのもなかつたらあかんと思いますが、全くお考えはないんですか。

○ 都市整備部次長(三井義秋君) 小田公園の計画決定されている部分につきましては本年度に便所を設置、入り口につきましても、来年度から徐々に補助をいただきまして整備を進めていきたいと存じております。

また、本年度に買収いたしました用地につきましても、現在、鋭意各市の実態を調査いたしまして、何とか市民の方々に喜んでいただける公園にしていきたいと考えておりますので、御了承賜りたくお願ひいたします。

○ 7番(藤原正通君) もうちょっと具体的に御答弁をいただいたらありがたいんですがね。私がこれを言いますのは、「整備します、整備します」と言うが、どのように整備していく

と考えておられるのか。先ほどの要旨の説明でも申したとおり、和泉市内には、肥子池公園や  
らいろんな公園がありますが、そういう公園と同じ形の公園整備を考えておられるのか。私ら  
が考えておることをこの場所では申しませんけれども、よりよいものにしていくためには、無  
駄な形の整備というものがあってはならないと思います。その意味で原課からどういう形で、  
という具体的なことをちょっとお聞かせいたいたらありがとうございます。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） お答えいたします。

現時点では、われわれの具体的な、という形のものは煮詰めておりませんが、何とか肥子池  
公園のような一般的な公園でないものに整備していきたいと考えておりますので、御理解賜り  
たくお願ひいたします。

○ 7番（藤原正通君） これからつくろうというときにあまり言うてもいけませんが、われわ  
れ公明党として過日、予算要望も提出させていただいております。その中に小田公園のことも  
具体的に述べておりますので、今後、ひとつよりよい公園整備のためにいろいろ提案させてい  
ただきますので、でき得る限り御協力をいただきますようお願いしたいと思います。

これで終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力  
によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。  
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありません  
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

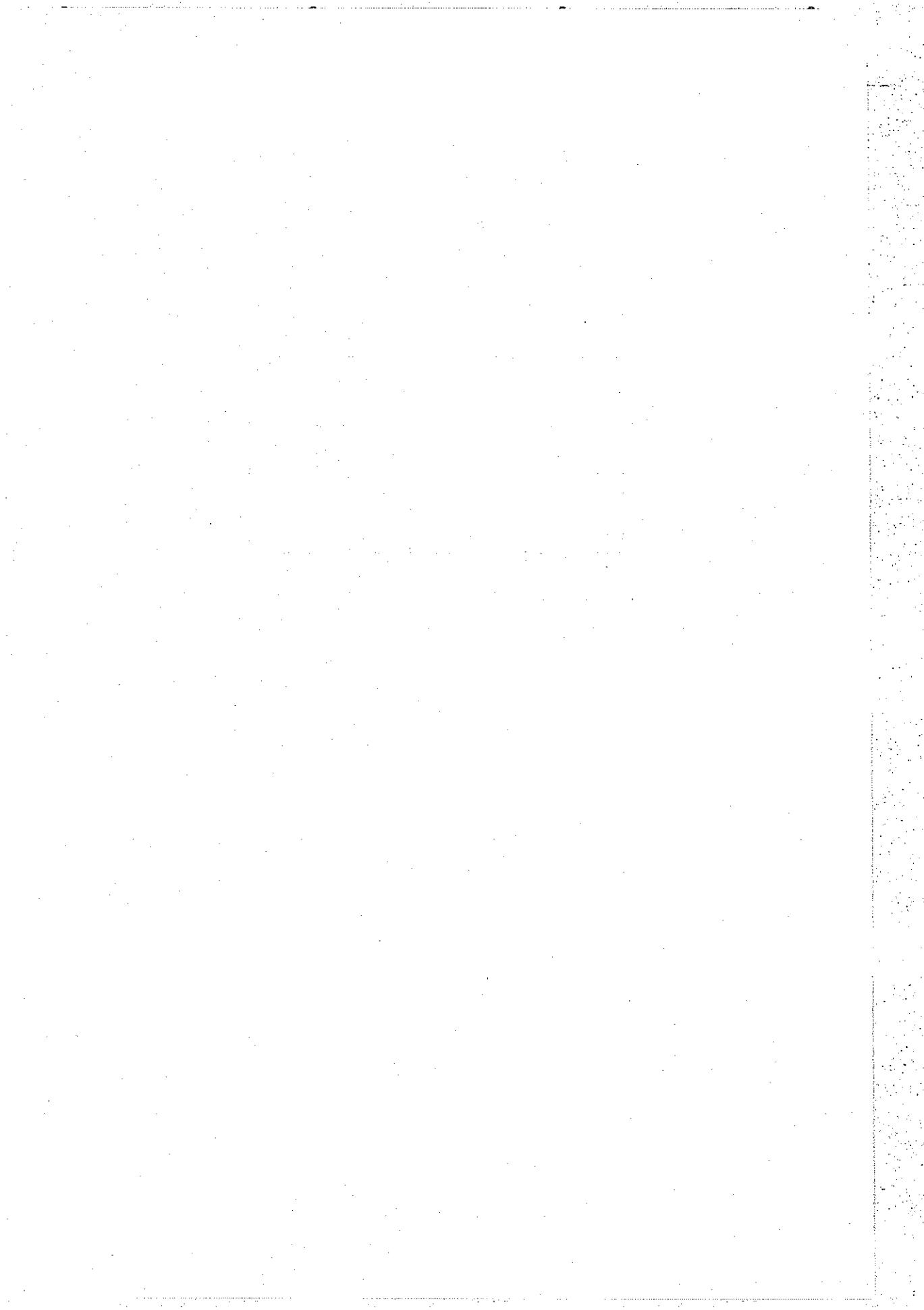
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を  
行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、本当に御苦労様でございました。

（午後1時40分散会）



最 終 日



昭和61年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝渕博治君	28番	出平原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

5番 成田秀益君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	財政課長	阪豊光
収入役	役	坂口禮之助	同和対策部長	橋本昭夫
市長公室長	長	中塚白	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔洋
市長公室理事	長	杉本弘文	同和対策部次長兼	向井洋也
市長公室理事	長	神藤恒治	総合調整課長事務取扱	中川鐵也
市長公室理事	長	逢野一郎	福祉事務所長	大宅清也
市長公室企画室長	長	稻田順三	福祉事務所次長	大松臣堯
市長公室次長兼事務取扱	長	森利治	産業部長	中上吉好
秘書課長	長	井阪和充	産業部理事	西淳富
総務部長	長	麻生和義	市民生活部長	中原美助
総務部理事	長	大塚孝之	市民生活部次長	浅井隆介
			建設部長	

建設部理事	前田正守	理事担当事務局長	雄行夫
建設部理事(開発担当)	実子兼	土地開発公社事務局次長	寿由喜
建設部次長兼下水道課長	磨琢磨	用地担当参事	延久之
都市整備部長	介啓	土地開発公社事務局次長	昌博
都市整備部次長	秋義	教育委員長	繁士
改良事業部長	宏行	教育次長	文忠
改良事業部次長	忠恒	教育次長	嘉道
改良事業部次長	宏行	理導部次長	明貞
改良事業部次長	高笠	社会教育部次長	文忠
病院長	三木	社会教育部次長	明雄
病院事務局長	堀林	社会教育部次長	高明
水道部長	藤原	選挙管理委員会委員長	宮道
水道部理事長	藤原	選挙管理委員事務局長	一清
水道部次長	田中	監査委員	三陽
会計課長	井益	監査事務局長兼	吉忠
消防防長	岸二	公平委員会事務局長	森義
消防本部次長	赤信	農業委員会会長	田種
消防本部次長兼	谷泰	農業委員会事務局長	信行
総務課長事務取扱	高宮武		
	一ノ瀬喜広		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参考事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

## 昭和61年和泉市議会第4回定期会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年7月分)	P. 1
2	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年7月分)	P. 12
3	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年7月分)	P. 18
4	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年8月分)	P. 23
5	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年8月分)	P. 34
6	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年8月分)	P. 40
7	認定 第1号	昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
8	認定 第2号	昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
9	認定 第3号	昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
10	議会議案 第13号	決算審査特別委員会設置について	別紙
11	議会議案 第14号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
12	議案 第61号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
13	議案 第62号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 54
14	議案 第63号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 57
15	議案 第69号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
16	議案 第64号	市道の路線認定について (光明台57号線ほか3路線)	P. 60
17	議案 第65号	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	P. 62
18	議案 第66号	財産取得について(和泉市立光明台北小学校校舎ほか)	P. 64
19	議案 第67号	工事請負契約締結について (仮称)永尾団地1棟及び2棟建設工事)	P. 66
20	議案 第70号	昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 17
21	議案 第71号	昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	" P. 62
22	議案 第72号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	" P. 71
23	議案 第73号	昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算 (第2号)	" P. 84
24	議案 第74号	昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算 (第2号)	" P. 103
25	議案 第68号	教育委員会委員の選任について	P. 68
26	議会議案 第15号	委員会委員の辞任について	別紙
27	議会議案 第16号	委員会委員の選任について	別紙

(午前10時00分開議)

○ 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。成田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思われます。現在、22名でございます。

○ 議長(赤阪和見君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○ 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第6まではいずれも「例月出納検査結果報告」でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 監査報告第35号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日
2. 検査の対象 昭和61年7月分の出納状況

### 3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第36号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

#### 記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日
2. 検査の対象 昭和61年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第37号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

#### 記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日

2. 検査の対象 昭和61年7月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日

2. 検査の対象 昭和61年8月分の出納状況

3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日
2. 検査の対象 昭和61年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第40号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年11月28日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

##### 記

1. 検査実施日 昭和61年11月28日
2. 検査の対象 昭和61年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第35号より第40号までの報告を終わります。

○議長（赤阪和見君） 日程第7「昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第8「昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件については、去る10月第3回定期例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を松尾委員長にお願いいたしたいと思います。

(決算審査特別委員長登壇、報告)

○ 決算審査特別委員長(松尾孝明君) 去る10月に開会されました第3回定例会において、昭和60年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る11月25日委員会を開催し、慎重審議を行いました。その経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入、支出一括して直ちに審議に入りました。

まず、収益的収支に関連して、営業収支では黒字が計上されているが、営業外収支が赤字である要因として支払利息が大きい。また、収入面では、加入金収入は不安定であり、これら今後の推移見通しはどうか。また、資本的収入の企業債の使途並びに工事負担金の内容は何か。ことに中央丘陵開発関連並びに誘発分はどうなるのか、との質問に対し、加入金収入見通しは当面横ばい傾向であり、また長期債の支払利息は、将来の第4次拡張事業との関連で、水道施設全体の見直しにより資金需要は増大するが、当面は現状で推移する見込みである。

企業債については、配水管整備事業や第4次拡張計画までのつなぎ事業としての水道施設整備事業が対象であり、また、工事負担金の内容としては、開発負担金の伴う改良工事や光明台関連工事が中心で、その他赤水対策の配水管更生工事である。

また、中央丘陵開発関連工事は、すべて住宅・都市整備公団の費用で賄う原因者負担が原則であり、誘発分についても同様である、旨の説明がありました。

次に、病院や泉北水道企業団に見られるような一般会計からの繰り入れ措置はなされているが、すでに水道普及率が99%にも達し、広義の意味では、福祉的要素も多分に見られる現段階では、当然、一般会計からの補助繰り入れ増を行い、かねてからの福祉料金導入問題に対して早期実施できないか、との質問に対しては、水道事業は、独立採算制のもとで受益者負担と原価主義の原則により経営努力を続けており、市財政の厳しい情勢の中で現在の1,000万円以上の補助増額は至難であるが、かねてからの御指摘、御要望なので謙虚に受けとめ、政策的配慮が必要であると十分認識している、旨の答弁がありました。

さらに、管理者を置いていないため水道職員の企業意識が欠如しているのではないか、との指摘を前提に民間委託の余地はないか。職員の待遇に関連して職員組合が公的に認定されているのか、との質問に対して、水道職員の企業意識は高いと確信しており、民間委託については、現在、コンピューター、庁舎清掃、管理等、可能な限り努力している。

また、水道職員の組合は、地方公営企業労働関係法の適用下にあるが、現実的には、水道支部として市職労の傘下にあり交渉がなされている、との答弁がありました。

また、企業の経営努力と関連して、過去10年間の職員数と給水戸数の実績推移はどうか。事務合理化努力の具体的内容について知りたい、との質疑には、過去10年間の推移については資料提出をもって行い、この間の合理化の内容としては、人員抑制を初め浄水場の統合、2ヵ月検針、口座振替制に伴う集金制廃止や料金調定業務の電算化等実施され、今後は、浄水場のテレメーター化などでさらに人員抑制に努め、職員1人につき給水人口2,000人を目標にもっていきたい、との答弁がありました。

このほか円高差益の還元策に対する考え方を初め、軽減見込み額の経理処理並びに高金利債の繰り上げ償還についての質問及び要望、意見等をもって審議を終わりました。

お詫びいたしましたところ、最後に総括して、一般会計よりの繰り入れ措置を前提に、独居老人等少量使用者に限定した福祉料金の早期導入等の意見がありましたが、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続いて、病院事業会計の収入、支出一括して審査に入り、まず、病院事業会計に対し他会計からの補助金、長期借入金について、特に長期借入金については多額な借入金となっているが、どのようにして解消していくのか。また、医業収支においても欠損金が出ている。この赤字をどのようにしていくのか、今後の見通しはどうか。また、駐車場対策、診療の待ち時間の改善について質問があり、これに対し、一般会計からの繰入金については、基本的には、企業債の元利償還に相当する額及び病院敷地借上料その他府からの振興補助金、医療器リース料の一部を繰出金または貸付金で補助願っている現状であります。

なお、長期借入金の解消策については、今後、一般会計と協議の上解消計画を立てまいりたい。

また、医業収支均衡については、現下の診療報酬体系の中では均衡が保てず、今後、病院長を中心に診療内容の充実を図り、不良債務の解消に努力してまいりたい。

次に、待ち時間の解消については、午前中に約700名の患者が集中する関係上診療行為に時間がかかり、御迷惑をかけておりますが、投薬の待ち時間については、現状では30分以内で行っておりますが、これ以上の短縮は、調剤数等の関係上困難であります。

また、駐車場については、病院内駐車場の効率的な運営を図るとともに、現在、周辺地主と駐車場の交渉を進めている、旨の答弁がありました。

次に、市立病院は、民間病院に比べ患者数が多いが赤字となっている。この赤字の原因は何か。薬品の購入や人件費率は、民間病院と比べどうなっているのか。市立病院は、予防医学に

どう寄与しているのか。また、開業医の紹介による入院依頼に対する市立病院の連係プレーはどうなっているのか、等の質問がありました。

これに対し、民間病院との計数的な比較は困難であるが、府下20の公立病院の決算状況と比較すると、和泉市は経営では上位にランクされている。

予防医学の件については、地元医師会と連携をとる中で公衆衛生活動を行っている。

また、開業医の入院紹介については、病状の緊急度と空床等を考えながら順次、入院願っているところであります。今後も引き続き病床利用を考えながら早期入院措置してまいりたい旨の答弁があり、これに対し今後、公立病院として民間病院のよいところは取り入れ、市民サービスに徹するよう、との要望があり、病院事業会計決算審査を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○議長(赤阪和見君) ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。

本報告に対する質疑、討論はありませんか。

○19番(原重樹君) ただいまの委員長報告にもありましたように、私どもは、基本的に水道、病院両会計について認定することに異議はありませんけれども、若干の意見を申し上げたいと思います。

まず、水道会計についてですが、ここ数年、企業努力をも行って料金の値上げを抑えてきたことによりまして、標準家庭の料金は、他市に比べましても低くなっていますが、基本料金におきましては、依然としてトップクラスにあります。この点からいっても、福祉料金の導入などは早期に実施すべきだと考えております。

また、損益計算で見たとき、営業収支では、前年度の渇水対策の影響があるものの利益を出しているわけですが、営業外収支においては、支払い利息などの支出が大きくこれによって大幅な赤字を出し、経常損失を出すに至っております。また、さらに本市の水道は普及率99%と市民生活にとって欠かせないものとなっております。これらから見ましても、企業会計とはいうものの、市の行政施策の一環となっている事実は明らかでありますし、よって、一般会計からの繰入金の大幅な増額を図るべきであります。

本会計については、受水料金の引き上げにもかかわらず、欠損金を4,670万円にとどめている点などを評価し、認定するものですけれども、引き続き企業努力をし、これがいわゆる住

民サービスの低下ではなく、向上につながることを基本にしながら行うべきことも申し添えておきたいと思います。さらに、円高差益還元分の支出減については、単なる支出減ということをせず明確にしておく処置をとり、今後に役立てるようにしていただきたいと思います。

次に、病院会計についてありますけれども、いま、全国の公立病院の経営状況は、いずれも大変なことになっております。しかし、民間の病院ではなし得ない福祉的立場に立った公立病院のあり方が重要な時期にきておると考えます。本市の病院経営もまた御多分に漏れず厳しい状況です。そのために他会計からの補助金及び回収不能に近い長期貸付金は膨大なものになっております。企業会計としての病院経営の企業努力は今後とも怠りなくやっていく必要もありますけれども、単に数字だけの判断でなく、公立病院として市民に信頼され、優秀な医療水準を維持していくことを望みます。さらに、駐車場その他日ごろから指摘されている点の改善にも努力されることを望んで、意見としたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、討論はないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本決算2件を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼び者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決算委員の皆さんには大変御苦労さんございました。厚く御礼を申し上げます。

---

○ 議長（赤阪和見君） 日程第9「昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 認定第3号

##### 昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第3項の規定により、昭和60年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

## 昭和 60 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

入  
歳

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 市税		10,621,448,000	11,165,134,571	10,670,264,390	17,969,935	476,900,186	48,816,390
1. 市民税		5,225,705,000	5,489,323,149	5,254,715,979	15,947,875	218,659,295	29,010,979
2. 固定資産税		3,419,704,000	3,607,867,125	3,420,506,527	1,431,674	185,928,924	802,527
3. 軽自動車税		88,658,000	97,782,530	89,045,220	194,840	8,542,470	387,220
4. 市煙草消費税		516,000,000	517,215,854	517,215,854	0	0	1,215,854
5. 電気税		417,000,000	420,947,318	420,947,318	0	0	3,947,318
6. カス税		15,948,000	15,877,249	15,877,249	0	0	△ 70,751
7. 特別土地保有税		118,114,000	120,336,610	119,020,930	0	1,915,680	906,930
8. 都市計画税		820,319,000	895,784,736	882,935,313	395,606	62,453,817	12,616,313
2. 地方譲与税		172,403,000	157,451,000	157,451,000	0	0	△ 14,952,000
1. 自動車譲与税		102,500,000	91,770,000	91,770,000	0	0	△ 10,730,000
2. 地方道路譲与税		69,903,000	65,681,000	65,681,000	0	0	△ 4,222,000
3. 自動車取得税 交付		213,611,000	220,615,000	220,615,000	0	0	7,004,000
1. 自動車取得税 交付		213,611,000	220,615,000	220,615,000	0	0	7,004,000
4. 国有提供施設等 所在市町村助成金 交付		211,000,000	211,000,000	211,000,000	0	0	0
1. 国有提供施設等所在市町村助成金 交付		211,000,000	211,000,000	211,000,000	0	0	0
5. 地方交付税		4,519,000,000	4,498,520,000	4,498,520,000	0	0	△ 20,480,000
1. 地方交付税		4,519,000,000	4,498,520,000	4,498,520,000	0	0	△ 20,480,000

(単位円)

6. 交通安全対策特別交付金		24,000,000	23,417,000	23,417,000	0	0	△ 533,000
1. 特別交付金	24,000,000	23,417,000	23,417,000	0	0	△ 533,000	
7. 分担金及び負担金	499,844,000	505,091,883	499,941,883	0	5,150,000		97,888
1. 分担金	22,340,000	21,100,940	21,100,940	0	0	△ 1,239,060	
2. 負担金	477,504,000	483,990,943	478,840,943	0	5,150,000		1,336,943
8. 使料及手数料	300,549,000	312,860,696	309,143,296	0	3,717,400		8,594,296
1. 使料	251,845,000	262,344,586	258,627,186	0	3,717,400		6,782,186
2. 手数料	48,704,000	50,516,110	50,516,110	0	0		1,812,110
9. 国庫支出金	5,540,140,000	5,423,899,092	4,875,063,092	0	548,826,000		△ 665,076,908
1. 国庫負担金	2,195,150,000	2,197,738,033	2,197,738,033	0	0		2,588,033
2. 国庫補助金	3,303,322,000	3,175,586,429	2,626,760,429	0	548,826,000		△ 676,561,571
3. 国庫委託金	41,668,000	50,564,630	50,564,630	0	0		8,896,630
10. 府支出金	2,043,790,000	1,884,642,482	1,884,642,482	0	0		△ 159,147,518
1. 府負担金	132,645,000	138,690,894	138,690,894	0	0		6,045,894
2. 府補助金	1,701,444,000	1,540,855,474	1,540,855,474	0	0		△ 160,588,526
3. 府委託金	202,983,000	198,537,725	198,537,725	0	0		△ 4,445,275
4. 府交付金	6,718,000	6,558,389	6,558,389	0	0		159,611
11. 財産収入	1,106,066,000	1,096,813,659	1,096,813,659	0	0		9,252,341
1. 財産運用収入	169,584,000	167,577,084	167,577,084	0	0		2,006,916
2. 財産売払収入	936,482,000	929,236,575	929,236,575	0	0		7,245,425

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
12. 寄附金		526,968,000	528,791,239	528,791,239	0	0	1,823,239
13. 繰入金	1. 寄附金	526,968,000	528,791,239	528,791,239	0	0	1,823,239
	1. 基金繰入金	769,903,000	770,019,937	770,019,937	0	0	116,937
14. 諸収入	2,746,176,000	2,756,335,980	2,756,335,980	0	0	0	10,159,980
	1. 延滞金及び金	10,000,000	19,608,745	19,608,745	0	0	9,608,745
	2. 市預金利子	33,320,000	34,576,775	34,576,775	0	0	1,256,775
	3. 貸付金元利取入	982,180,000	961,851,260	961,851,260	0	0	△ 328,740
	4. 受託事業収入	22,115,000	10,079,224	10,079,224	0	0	△ 12,035,776
	5. 雜入	1,718,561,000	1,730,219,976	1,730,219,976	0	0	11,658,976
15. 市債		2,454,620,000	2,415,204,000	2,102,204,000	0	313,000,000	△ 352,416,000
	1. 市債	2,454,620,000	2,415,204,000	2,102,204,000	0	313,000,000	△ 352,416,000
16. 繰越金	1. 繰越金	70,367,000	70,554,601	70,554,601	0	0	187,601
	歳入合計	31,819,885,000	32,040,341,140	30,674,777,559	17,969,995	1,347,593,586	△ 1,145,107,441

## 歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不通用額	予算額と支出額との比較
1. 議会費		280,696,000	279,059,674	0	1,636,326	1,636,326
2. 総務費	1. 議会費	280,696,000	279,059,674	0	1,636,326	1,636,326
	2. 徴税費	3,971,637,000	3,945,802,830	0	25,834,170	25,834,170
	1. 総務管理費	2,829,887,000	2,816,079,185	0	13,807,815	13,807,815
	2. 戸籍住民基本台帳費	509,327,000	508,526,131	0	800,869	800,869
	3. 戸籍住民基本台帳費	209,276,000	207,497,788	0	1,778,217	1,778,217
	4. 遷挙費	27,679,000	27,550,625	0	128,375	128,375
	5. 統計調査費	51,105,000	44,803,639	0	6,301,361	6,301,361
	6. 監査委員費	25,108,000	24,998,468	0	109,532	109,532
	7. 同和対策費	319,255,000	316,346,999	0	2,908,001	2,908,001
3. 民生費		8,129,968,000	7,998,756,410	0	131,211,590	131,211,590
	1. 社会福祉費	3,130,337,000	3,011,972,942	0	118,364,058	118,364,058
	2. 児童福祉費	2,643,137,000	2,641,248,559	0	1,888,441	1,888,441
	3. 生活保護費	2,350,410,000	2,344,546,404	0	5,863,596	5,863,596
	4. 災害救助費	6,084,000	988,505	0	5,095,495	5,095,495
4. 衛生費		2,358,668,000	2,949,160,999	0	9,507,001	9,507,001
	1. 予防衛生費	1,486,003,000	1,481,380,355	0	4,672,645	4,672,645
	2. 環境衛生費	1,391,024,000	1,386,618,742	0	4,405,258	4,405,258
	3. 墓地管理費	64,534,000	64,105,758	0	428,242	428,242

(単位円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出額との比較
4. 上水道費	4. 上水道費	17,107,000	17,106,144	0	856	856
5. 勞働費	1. 失業対策費	63,803,000	60,067,546	0	3,735,454	3,735,454
6. 農林水産業費	1. 農業費	63,803,000	60,067,546	0	3,735,454	3,735,454
7. 商工費	2. 林業費	344,022,000	334,765,217	0	9,256,783	9,256,783
8. 土木費	1. 商工費	283,018,000	274,631,660	0	8,386,340	8,386,340
9. 消防費	2. 道路橋梁費	61,004,000	60,133,557	0	870,443	870,443
10. 教育費	3. 河川水路費	261,443,000	257,077,107	0	4,365,893	4,365,893
	4. 都市計画費	6,100,684,000	5,146,937,163	862,598,000	91,148,837	91,148,837
	5. 住宅費	233,801,000	238,557,516	0	243,484	243,484
	6. 消防費	523,904,000	510,289,658	0	13,614,342	13,614,342
	7. 教育費	177,221,000	162,058,098	0	15,562,902	15,562,902
	8. 其他費	1,440,600,000	1,379,803,388	0	60,796,612	60,796,612
	9. 総務費	3,724,758,000	2,861,228,503	862,598,000	931,497	931,497
	10. 公共施設費	777,441,000	775,106,217	0	2,334,783	2,334,783
	11. その他	777,441,000	775,106,217	0	2,334,783	2,334,783
	12. その他	3,966,409,000	3,899,013,216	0	67,395,784	67,395,784
	13. その他	343,741,000	339,873,697	0	3,867,303	3,867,303
	14. その他	1,279,840,000	1,275,239,833	0	4,600,167	4,600,167
	15. その他	1,094,856,000	1,053,948,517	0	40,907,483	40,907,483

(単位円)

	4. 幼稚園費	367,292,000	359,533,359	0	7,758,641	7,758,641
	5. 社会教育費	796,147,000	786,192,747	0	9,954,253	9,954,253
	6. 保健体育費	84,563,000	84,225,063	0	307,987	307,987
11. 公債費		8,977,973,000	8,970,317,854	0	7,655,646	7,655,646
	1. 公債費	3,977,973,000	3,970,317,854	0	7,655,646	7,655,646
12. 諸支出金		920,253,000	916,653,000	0	3,600,000	3,600,000
	1. 開発公社賃付金	90,000,000	90,000,000	0	0	0
	2. 災害援護資金貸付金	3,600,000	0	0	3,600,000	3,600,000
	3. 諸支出金	362,179,000	362,179,000	0	0	0
	4. 基本金	464,474,000	464,474,000	0	0	0
13. 予備費		9,864,000	0	0	9,864,000	9,864,000
	1. 予備費	9,864,000	0	0	9,864,000	9,864,000
14. 災害復旧費		57,024,000	55,823,131	0	1,200,869	1,200,869
	1. 農林施設災害復旧費	12,956,000	12,858,287	0	597,763	597,763
	2. 土木施設災害復旧費	44,068,000	43,464,894	0	603,106	603,106
	歳出合計	31,819,885,000	30,588,559,864	862,598,000	368,747,136	368,747,136

歳入歳出差引

86,237,695円

昭年月日

大阪府和泉市長 池田忠雄

入  
歳

## 昭和60年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		1,952,052,000	2,223,732,238	1,955,505,511	28,008,428	240,218,299	3,453,511
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	1,952,052,000	2,223,732,238	1,955,505,511	28,008,428	240,218,299	3,453,511
	1. 一部負担金	20,000	0	0	0	0	△ 20,000
3. 間接料及手数料							
4. 国庫支出金	1. 手数料	500,000	630,680	630,680	0	0	△ 20,000
	1. 手数料	500,000	630,680	630,680	0	0	130,680
	2. 629,180,000	2,666,697,835	2,666,697,835	0	0	0	130,680
	1. 国庫負担金	1,969,427,000	1,983,430,835	1,983,430,835	0	0	14,003,835
	2. 国庫補助金	659,753,000	683,267,000	683,267,000	0	0	37,517,835
5. 療養給付費交付金		409,091,000	428,382,000	428,382,000	0	0	19,291,000
	1. 療養給付費交付金	409,091,000	428,382,000	428,382,000	0	0	23,514,000
6. 府支出金		46,695,000	57,930,428	57,930,428	0	0	11,235,428
	1. 府補助金	46,695,000	57,930,428	57,930,428	0	0	11,235,428
7. 共同事業交付金		37,149,000	43,109,338	43,109,338	0	0	5,960,338
	1. 共同事業交付金	37,149,000	43,109,338	43,109,338	0	0	5,960,338
8. 繰入金		448,634,000	303,765,300	303,765,300	0	0	△ 144,868,700
	1. 一般会計繰入金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0
	2. 基金繰入金	348,634,000	203,765,300	203,765,300	0	0	△ 144,868,700

9. 諸 収 入	19,480,000	24,503,788	24,503,788	0	0	0	5,023,788
1. 延滞金及び過料	50,000	20,870	20,870	0	0	0	△ 29,130
2. 預 金 利 子	3,930,000	2,998,145	2,998,145	0	0	0	△ 931,855
3. 雜 収 入	15,500,000	21,484,773	21,487,773	0	0	0	5,984,773
10. 漸 越 金	51,852,000	51,851,697	51,851,697	0	0	0	△ 303
1. 繰 越 金	51,852,000	51,851,697	51,851,697	0	0	0	△ 303
11. 財 產 収 入	14,869,000	14,868,929	14,868,929	0	0	0	△ 71
1. 財 產 運用収入	14,869,000	14,868,929	14,868,929	0	0	0	△ 71
歳 入 合 計	5,609,522,000	5,815,472,238	5,547,245,506	28,008,428	240,218,299	△ 62,276,494	

( 単位円 )

歳 出	項 目	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 溢越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 の 比較
1. 総 務 費		158,263,000	153,470,854	0	4,792,146	4,792,146
1. 総 務 管理費		44,201,000	44,131,809	0	69,191	69,191
2. 徴 収 費		112,486,000	107,823,470	0	4,662,530	4,662,530
3. 運営協議会費		1,081,000	1,020,575	0	60,425	60,425
4. 趣旨普及費		495,000	495,000	0	0	0
2. 保 险 給 付 費		3,668,037,000	3,630,365,906	0	37,671,094	37,671,094
1. 療養諸費		3,273,455,000	3,235,785,017	0	37,669,983	37,669,983
2. 高額療養費		357,657,000	357,655,889	0	1,111	1,111
3. 助 産 費		29,200,000	29,200,000	0	0	0

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
4. 舞 祭 費	7,725,000	7,725,000	0	0	0	0
3. 老人保健拠出金	1,616,511,000	1,616,510,884	0	116	116	116
1. 老人保健拠出金	1,616,511,000	1,616,510,884	0	116	116	116
4. 共同事業拠出金	37,160,000	28,390,558	0	8,769,442	8,769,442	8,769,442
1. 共同事業拠出金	37,160,000	28,390,558	0	8,769,442	8,769,442	8,769,442
5. 保 健 施 設 費	2,247,000	2,170,811	0	76,189	76,189	76,189
1. 保 健 施 設 費	2,247,000	2,170,811	0	76,189	76,189	76,189
6. 公 債 費	11,217,000	11,216,430	0	570	570	570
1. 一 般 公 債 費	11,217,000	11,216,430	0	570	570	570
7. 諸 支 出 金	71,435,000	70,541,639	0	893,361	893,361	893,361
1. 償還金及び還付附加算金	71,435,000	70,541,639	0	893,361	893,361	893,361
8. 予 備 費	29,783,000	0	0	29,783,000	29,783,000	29,783,000
1. 予 備 費	29,783,000	0	0	29,783,000	29,783,000	29,783,000
9. 基 金 積 立 金	14,869,000	14,868,929	0	71	71	71
1. 基 金 積 立 金	14,869,000	14,868,929	0	71	71	71
歳 出 合 計	5,609,522,000	5,527,536,011	0	81,985,989	81,985,989	81,985,989

歳入歳出差引残額 19,709,495円

昭和 年月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

## 歳入

## 昭和60年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

		予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1.	支払基金交付金	3,116,355,000	3,120,478,000	3,120,478,000	0	0	4,123,000
1.	支払基金交付金	3,116,355,000	3,120,478,000	3,120,478,000	0	0	4,123,000
2.	国庫支出金	890,786,000	863,330,361	863,330,361	0	0	△ 27,455,639
1.	国庫負担金	890,786,000	863,330,361	863,330,361	0	0	△ 27,455,639
3.	府支出金	222,319,000	219,042,775	219,042,775	0	0	△ 3,276,225
1.	府負担金	223,319,000	219,042,775	219,042,775	0	0	△ 3,276,225
4.	繰入金	223,271,000	223,034,980	223,034,980	0	0	△ 236,020
1.	一般会計繰入金	223,271,000	223,034,980	223,034,980	0	0	△ 236,020
5.	諸収入	4,000,000	4,000,895	4,000,895	0	0	895
1.	雜入	4,000,000	4,000,895	4,000,895	0	0	895
6.	繰越金	17,739,000	17,738,988	17,738,988	0	0	△ 62
1.	繰越金	17,739,000	17,738,988	17,738,988	0	0	△ 62
	歳入合計	4,474,470,000	4,447,625,949	4,447,625,949	0	0	△ 26,844,051

## 歳出

(単位円)

款項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不使用額	予算額と支出し額との比較
1. 総務費	744,000	619,460	0	124,540	124,540
1. 総務省理費	744,000	619,460	0	124,540	124,540
2. 医療諸費	4,453,920,000	4,453,626,217	0	293,783	293,783
1. 医療諸費	4,453,920,000	4,453,626,217	0	293,783	293,783
3. 諸支出金	19,806,000	19,805,299	0	701	701
1. 債還金	19,806,000	19,805,299	0	701	701
歳出合計	4,474,470,000	4,474,050,976	0	419,024	419,024

歳入歳出差引歳入不足額

26,425,027円

翌年度に繰越すべき財源

0円

このため翌年度歳入繰上充用金

26,425,027円

昭和年月日

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和60年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 濟 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 溝 額	予 算 現 額 と 収 入 額 の 差
1. 務 入 金		86,005,000	80,761,119	80,761,119	0	0	△ 5,243,881
1. 一般会計繰入金		86,005,000	80,761,119	80,761,119	0	0	△ 5,243,881
2. 市 債		214,000,000	214,000,000	214,000,000	0	0	0
1. 市 債		214,000,000	214,000,000	214,000,000	0	0	0
歳 入 合 計		300,005,000	294,761,119	294,761,119	0	0	△ 5,243,881

歳 出

(単位円)

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 溢 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 の 差
1. 公共用 地		216,218,000	215,469,000	0	749,000	749,000
1. 先行取得事業費		216,218,000	215,469,000	0	749,000	749,000
1. 公 債		83,787,000	79,292,119	0	4,494,881	4,494,881
1. 公 債 費		83,787,000	79,292,119	0	4,494,881	4,494,881
歳 出 合 計		300,005,000	294,761,119	0	5,243,881	5,243,881

歳入歳出差引残額 0 円

昭 和 年 月 日 提 出

大阪府和泉市長 池田忠雄

入  
歳

## 昭和 6 年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円), △印は減

款	項	予算額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入額との比較
1. 使用料及手数料		37,500,000	40,244,111	40,244,111	0	0	2,744,111
1. 使 用 料		37,500,000	40,244,111	40,244,111	0	0	2,744,111
2. 国庫支出金		87,200,000	87,200,000	87,200,000	0	0	0
1. 国庫補助金		87,200,000	87,200,000	87,200,000	0	0	0
3. 府支出金		63,710,000	67,119,000	67,119,000	0	0	3,409,000
1. 府補助金		13,710,000	12,960,000	12,960,000	0	0	△ 750,000
2. 府委託金		50,000,000	54,159,000	54,159,000	0	0	4,159,000
4. 繰入金		521,574,000	479,480,114	479,480,114	0	0	△ 42,093,886
1. 一般会計繰入金		521,574,000	479,480,114	479,480,114	0	0	△ 42,093,886
5. 市債		426,700,000	420,000,000	420,000,000	0	0	△ 6,700,000
1. 市債		426,700,000	420,000,000	420,000,000	0	0	△ 6,700,000
6. 分担金及び負担金		27,000,000	26,827,000	26,827,000	0	0	△ 173,000
1. 負担金		27,000,000	26,827,000	26,827,000	0	0	△ 173,000
7. 繰越金		1,966,116	1,966,116	1,966,116	0	0	0
1. 繰越金		1,966,116	1,966,116	1,966,116	0	0	0
歳入合計		1,165,650,116	1,122,836,341	1,122,836,341	0	0	△ 42,813,775

## 歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支 出額との比較
1. 下水道事業費		995,188,116	952,702,564	0	42,485,552	42,485,552
1. 下水道総務費	1. 下水道整備費	678,544,116	636,612,004	0	41,932,112	41,932,112
2. 公債費	2. 下水道整備費	316,644,000	316,090,560	0	553,440	553,440
3. 予備費	1. 公債費	170,136,000	170,133,777	0	2,223	2,223
	1. 予備費	170,136,000	170,133,777	0	2,223	2,223
	1. 予備費	326,000	0	0	326,000	326,000
歳出合計		1,165,650,116	1,122,836,341	0	42,813,775	42,813,775

歳入歳出差引残額

0円

昭和 年 月 日

大阪府和泉市長 池田忠雄

入  
歳

昭和 60 年度 大阪府和泉市中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸 収 入		65,600,000	60,105,514	60,105,514	0	0	△ 5,494,486
1. 受託事業収入		65,600,000	60,105,514	60,105,514	0	0	△ 5,494,486
歳 入 合 計		65,600,000	60,105,514	60,105,514	0	0	△ 5,494,486

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用事務費 地取得等事務費		63,392,000	60,105,514	0	3,286,486	3,286,486
1. 和泉中央丘陵用地取扱費		63,392,000	60,105,514	0	3,286,486	3,286,486
2. 予 備 費		2,208,000	0	0	2,208,000	2,208,000
1. 予 備 費		2,208,000	0	0	2,208,000	2,208,000
歳 出 合 計		65,600,000	60,105,514	0	5,494,486	5,494,486

歳入歳出差引残額

0 円

昭和 年 月 日

大阪府和泉市長 池田忠雄

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

○ 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程いただきました認定第3号、昭和60年度和泉市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の6会計であります。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見書をちょうだいをいたしました。

御承知のように国家財政の厳しい中、昭和60年度は、国の行政改革等による高率の国庫補助金の10%削減という厳しい措置がなされ、地方財政にとっては、非常に深刻な事態を迎えたものであります。本市財政に及ぼす影響も多大なものであります。昭和60年度は税の順調な伸び、また、歳出面では、予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ財政運営の安定を期しました結果、普通会計につきましては8,500余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても8,400余万円の黒字決算と相なった次第であります。おかげ様をもちまして、市制施行30周年を記念すべき昭和60年度決算に実質収支、単年度収支とも黒字決算と相なったこと、これひとえに議員皆様方の格段の御協力のたまものと、ここに厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

ただ、収支面では黒字基調を堅持できたものの財政構造は年々硬直化が進む中で、今後、財政構造の改善を図りながらより一層の健全な財政運営を図るべく最大の努力を傾注いたす所存でありますので、よろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げる次第であります。

それでは、各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額306億7,400余万円、歳出総額305億8,800余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと8,620余万円の形式黒字と相なります。すでに御承認をいただきました昭和61年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源77万余円を差し引きいたしますと、8,540余万円の実質黒字と相なる次第であります。

次に、健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額55億4,700余万円、歳出総額55億2,700余万円でございまして、歳入歳出差し引き1,900余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計につきましては、歳入総額44億4,700余万円、歳入総額44億7,400余万円、歳入歳出差し引き2,600余万円の赤字決算と相なりますが、この赤

字相当額につきましては、次年度において国及び支払基金等より過年分として歳入されるものでございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計2億9,400余万円、公共下水道事業特別会計1.1億2,200余万円、和泉中央丘陵整備事業特別会計6,010万余円につきましては、それぞれ歳入歳出同額と相なる次第であります。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議をいただきまして、御認定を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について総括質問を行います。

○ 9番（並河道雄君） 4点にわたって質問させていただきます。

最初に、一般会計における予算現額に対する歳出の決算額との差、執行不能であるからとするならば、予算編成のときに現れているのではないかということと、どうしても避けられない事情によって、またはその後における状況の変化があったのかどうか。国庫支出金と土木費の不用額の2点が大きな要因ではないかと思われます。国庫支出金については予算どおり収入ができるおらない。支出の方で計画の変更ということで、基準額と見積もりの違いから金額の一部を返上しなければならなくなつたのではないか。土木費では、改良住宅が原因であると思われますが、予算見積もりの誤りではなかつたのかどうか。この点をまずお願いしたい。

2点目に、不納欠損の内訳について説明願いたい。その処理の仕方が正しく行われたのかどうか。それから情実が入っていることがないかどうか。また、時効による不納欠損があつたのかどうか。この3点です。

それから、経常収支比率については、市町村においては70～75%以下が望ましいとされておりますが、本市の経常収支比率は相当高くなつております。60年度については101.2%と年々硬直化傾向が現れております。これは人件費が約46.7%という構成比になっておりまして、構成比の上では59年度より少ないんですが、実質の金額的には約5億円のアップがされております。今後とも人件費の管理状況いかんによって本市の財政のよし悪しが決まってくるのではないかと思うんですが、この点のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、本市の人口1,000人当たりの職員数と、府下では人口比で何番目ぐらいにランクされているのか、この点のお答えを願いたいと思います。

4点目に公債費比率でございますが、今後とも一般財源の伸びを大きく上回って増加することが予想されるわけでございますけれども、地方債発行規模の適正化あるいは適切な借入条件の設定、また、計画的な地方債の管理に努めなければならないと思うわけですが、年次的な計

画をお持ちかどうか。

以上、4点についてお答えを願いたいと思います。

○ 議長(赤阪和見君) 理事者答弁。

○ 財政課長(阪 豊光君) 財政課阪より財政関係につきましてお答え申し上げます。

第1点目の60年度予算額に対する決算額との比較でございますが、御指摘のとおり、歳入面では国庫補助金と市債、歳出面では土木費が大きく出ております。この内容といたしましては、改良住宅建設費の繰越事業費が8億6,259万8,000円の議決をいただいております。それに伴いまして国庫支出金といたしましてその財源5億4,882万6,000円並びに市債3億1,300万円の歳入を61年度に繰り越しを行っておりますので、これが予算額と決算額との違いの大きな要因でございます。歳出面におきましても、それに伴う改良住宅建設事業費が、主な予算と決算との差額でございます。

3点目の経常収支比率でございますけれども、議員さん御案内とのおり、和泉市の経常収支比率は、60年度で101.2%と100%を超える憂慮すべき事態になっております。これは御指摘のとおり、人件費が類似団体と比較いたしまして1.6%並びに公債費につきましては7.5%と、経常収支比率全体で22.0%と高い状況になっておることが大きな要因でございます。

続きまして、公債費の今後の計画性の問題でございますけれども、公債費につきましては御承知のとおり、地方債発行に伴う償還でございまして、建設事業費に充当している特定財源でございます。われわれといたしましては安易に財源を市債に求めることなく、適債事業を厳選して今まで発行してきたところでございますが、今後の見通しといたしましては、現在、国の景気浮揚策としての公共投資等が叫ばれていますが、こういう国の地方財政に対する計画によって大きく左右されようと考えております。

それはさておきまして、今後の和泉市の地方債発行計画でございますが、先日の市政方針の基本姿勢の中で御答弁させていただいておりますとおり、和泉市の総合計画の実施計画に基づき計画的に事業を検討していくみたい、こういうふうに考えております。したがいまして、実施計画に基づく事業とともに公債費の計画性を持っていきたい、このように考えております。いずれにしましても、元利償還金が少ないのでしたことはございませんが、今後とも地方債の発行に当たりましては厳選を行い、安易に地方債に依存することなく留意し、財政運営を続けてまいりたいと考えております。

○ 議長(赤阪和見君) 次。

○ 納税課長(西岡政徳君) 不納欠損につきまして、納税課西岡からお答えいたします。

60年度の不納欠損でございますが、総件数が373件、金額で1,756万9,995円でございます。これは地方税法第15条の7と法第18条に基づいて不納欠損したものでございまして、すべてこの2条に基づき適正に処理したつもりでございます。

また、情実が入っているかどうかということでございますが、不納欠損につきましては、そういう情実云々ということは一切入る余地はございません。ただ、納税につきましては、過日の藤原議員さんの一般質問でも御説明いたしましたとおり、できるだけ納税者の声をお聞かせいただき、また、納税のむずかしい者につきましては、徹底的に納税計画を立ててやっていただくということで、どうしても徴収できない者につきましては、この法の適用に該当するということで不納欠損に上げたものでございます。

それから、時効によるものでございますが、そのうち372件、464万6,215円でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） 続きまして人件費問題につきまして、市長公室森からお答えをさせていただきます。

これは非常に重要な問題でございまして、人件費の適正化につきましては、われわれは日夜頑張っているところでございます。すでに御承知のように、昨年度の給与改定時にも御報告申し上げましたように、本年4月から給与の6カ月定期昇給延伸並びに渡りの一定の是正等、その適正化に向けての努力を行なってきているところでございますのでひとつ御理解を賜りたい、かように存じます。

なお、御指摘の5億円強の人件費の総額の増でございますが、この点につきましては、60年度の人勧が5.74%と比較的の高かったこと、並びに12カ月の定期昇給率が平均約3.8%という要因がございました関係上、5億円の増になっているということでございます。

それともう1点、職員数の問題でございますが、この比較は、たとえば保育園、幼稚園の数とか病院であるとか、諸施設の配置状況、学校給食等の実施状況等行政内容に複雑な要因がございまして、非常にむずかしゅうございます。単純に全職員数を人口1,000人に置き替えて比較をいたしますと12.9人という数字になり、本市の場合、府下4位に位置しております。先ほども申し上げましたように、病院の増設の問題あるいは学校の完全給食等いろんな要因がございますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 9番（並河道雄君） 1点目の国庫支出金と土木費の関係でございますが、冒頭申し上げま

したように、61年度への繰り越しということですが、補正という形でできなかつたのか、それが1点と、人件費の問題ですが、職員数が府下4位、単純計算ですがかなり多い。これはセクションで計算していけば、学校給食の調理員さんの数とか保育所が多いとか、いろいろなことがあると思いますが、和泉市は人口急増都市でありますので、これから施設の新增設、行政需要の増大で職員数もふやしていかなければならぬという状況は理解するんですが、行政改革、経常収支比率から見ても、人件費が経常経費の約50%を占めております。これは歳入が少なくなったからといってカットすることもできないので、この点については、既存の職員さんの配置転換とか、場合によっては民間委託等も組合との関係がありますが、やむを得ないんじゃないかということも、将来については考えていただきたいと思います。この1点を要望として申し上げておきたいと思います。

それから、不納欠損でございますけれども、5年間行使しなかつたら債権が消滅する、徴収不能になるわけですね。時効の問題ですが、この辺もかみ合わせて努力していただきたい。

それから、経常収支比率が非常に高い。もう少し住民が納めた税金に対して1つのけじめをつけるのが重要な議会の場であります。これからも高齢化とか核家族化が進む中、諸経費も増大してきますので、それらの点については、慎重に考えていただきたいと思います。

私は決算委員に入っておりますので、その委員会の場でまた細部については質問したいと思いますけれども、1点目の予算現額に対する決算額の差については補正とかの形でできなかつたのか、その点だけお答えを願って、この件については終わりたいと思います。

○ 財政課長（阪 豊光君） 御指摘のとおり、予算額と決算額については、同額あるいはそれに近い形にするのが予算編成の考え方でございますが、国庫関係の事業費につきましては、3月末までという形で事業費を計上しているのが現状でございます。3月末までの執行に伴って5月31日の出納閉鎖期間までの処理の問題がございますが、そういう原則を含めて補正すべきところでございますが、事業費そのものの確定並びに出納閉鎖期間までの事務処理がどうしてもおくれる中、このように最終的な予算額と決算額との差が出たものでございます。今後、このような執行につきましても、極力予算額と決算額を同額に近づけるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 他に。

○ 19番（原 重樹君） 4点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、いま、予算額に対する決算額ということで御質問がございましたが、観点を変えて御質問したいと思います。実は当初予算におきまして、一般会計が対59年度比8.7%増ということで編成されました。市長の市政方針などで精いっぱいの努力をして積極予算を

組んだと言われております。その当時の国家予算が3~4%の伸びですからね。ところが、実際の決算書を見ると、59年度比で0.3%増ということです。いまの並河議員さんの質問でも改良住宅云々という部分はありますが、この改良住宅の来年度への繰り越しというのは、多少の額の違いはあるにしてもいつも出てくるんですね。私が申し上げている当初予算8.7%の伸びに対して決算が0.3%の増やということに対しては、余り影響はしないんじゃないかと思います。だから、当初は積極予算を組んだと言われていましたが、実際の中身はどうだったのかという問題はあるでしょうし、あるいは当初予算に従来よりは目いっぱい組んだということもあるでしょうが、その辺の実際の原因等について御説明を願いたいと思います。

2点目は、市長も提案理由の説明で非常に厳しい状況だと言わっていました国の補助金カットの問題ですけれども、これを具体的に数字で示していただきたい。特に一般会計、特別会計に与える影響額ということで分けて御説明願いたい。それから、そのカットされた分の対策、たとえば交付税に算入されたりとかいろいろあると思いますけれども、それはどうであったのか。そして、カットされない状況からしたら、実質的な持ち出し分はどうなのかということを数字でお示し願いたいと思います。

3点目には、同和関係でございますけれども、これは数字をお答え願いたいと思います。歳出総額に対する同和関連経費の総額と率。これに対する国、府、起債、一般などの財源内訳。それから、同和関連経費総額中の建設関係とその他の経費に分けて、これもできれば国、府、起債、一般の財源内訳も含めてお願いしたいと思います。それから、建設分については、和泉市全体の建設費に占める同和関連の建設分はどのぐらいのパーセンテージになるのかも合わせてお示しを願いたいと思います。

もう1点、特別会計の国保会計についてお聞かせ願いたいと思います。説明にもありましたように、1,900余万円の黒字になったということで、これは9月議会でも私が聞いていると思いますが、決算書が提出された段階で改めてお聞かせを願っておきたいと思います。61年度予算編成のとき、つまり値上げ実施のときなんですが、その予想と大分食い違っているわけですが、その辺の理由についても明らかにしていただきたいと思います。そこで特に重要なのが基金の問題ですが、基金の総額もお示し願いたいと思います。

以上です。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 第1点目の当初予算の伸びと決算額の伸びが大きく変わっている原因でございますけれども、59、60年度を比較いたしますと、補正予算の関係でござります。1つは、59年度の補正といたしまして42億8,821万8,000円、60年度が20億

7,124万3,000円、59、60年度の差が22億1,697万5,000円、この額が当初と決算の伸びの差になっております。

その中身といたしまして、59年度補正予算の大きな要因といたしましては、1つ目には、開発者負担金として、和気町の東急開発に伴う開発負担金で約10億円の補正をさせていただいております。2つ目には、中央丘陵開発に伴います財産区財産の収入約5億円。3つ目といたしましては、建設事業といたしまして補正をさせていただきましたコミュニティセンター、信太中学校等の建設事業費の補正が7億8,000万円。この事業につきましては、60年度当初予算から組んでおりますので、補正としての関係の伸びが当初予算で8.7%でございますが、決算額では0.3%の伸びということになった次第でございます。

なお、59、60年度の特殊なそのような要因を除きますと、決算額でいきますと4.7%の伸びという次第になってございます。特殊要因といたしましては、開発者負担金、中央丘陵開発に伴う財産区財産が平年度といたしまして約13億円の差が出ておると見込まれております、平年度で4.7%と御理解いただきたいと思います。

第2点目の国庫補助金カットの影響額でございますけれども、一般会計で経常投資を含めまして2億7,908万9,000円、特別会計の公共下水道会計でございますが5,040万円、合計3億2,948万9,000円が補助金カットによる影響額でございます。

これに対する財源措置並びに資金対策といたしまして、まず、財源措置といたしましては、生活保護の臨時財政調整補助という形で補正させていただきました4,260万円並びに地方交付税の理論算入で2億2,588万5,000円と、投資的経費につきましては、臨時財政特例債発行で全額補填をしているという状況でございます。これは理論並びに財源措置でございますけれども、あと地方交付税の理論算入と財源措置関係につきましては、確かに地方交付税では総額の措置はされてあるということでございますが、地方交付税総額につきましては、影響額の2分の1を特別会計に繰り入れるという形で、経常経費の半額が地方交付税総額で伸びております。したがいまして、実質的に本市に与える影響額としては、単年度で2,991万6,000円と見ております。しかしながら理論算入では、100%の対応ということになっております。

続きまして、60年度総決算額に対する同和経費の占める割合並びに財源内訳でございますが、一般会計決算305億8,854万円に対しまして、同和経費といたしまして67億2,326万円。財源内訳といたしまして、一般会計の国庫支出金48億7,506万3,000円、府支出金といたしまして18億8,464万3,000円、地方債21億220万4,000円、その他の収入といたしまして45億5,854万7,000円でございます。これが一般会計の内訳でございます。

それに対して同和経費の67億円に対する国支出金といたしまして18億2,403万9,000円、府支出金8億1,701万4,000円、地方債8億5,750万円、その他の収入といたしまして1億4,372万4,000円でございます。

続きまして、建設事業費の一般並びに同和関連の占める額でございますけれども、建設事業費につきましては総額64億6,098万6,000円。財源内訳といたしまして、国支出金22億8,122万7,000円、府支出金4億9,140万4,000円、地方債20億8,780万円、その他といたしまして3億9,911万1,000円でございます。

それに対しまして同和関連の占める建設事業費は32億3,290万2,000円、50%でございます。国支出金17億6,994万5,000円、府支出金2億4,864万8,000円、地方債8億4,970万円、その他といたしまして6,359万6,000円でございます。

続きまして、同和関連の総経費に対する建設とその他の内訳でございますが、先ほどの金額の建設事業費の差、その他の経費といたしまして総額で34億9,035万8,000円でございます。その財源内訳といたしましては、国庫支出金5,409万4,000円、府支出金5億6,836万6,000円、地方債7,800万円、その他といたしまして8,012万8,000円でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 国保の基金残高並びに財政状況については同和関連といたしておりませんので、保険年金課長長岡よりお答えいたします。

59年度末基金残高は3億3,376万5,300円でございます。60年度中の取り崩し総額は2億376万5,800円、61年4月1日現在の基金残高は、60年度中の利息1,486万8,929円を合わせまして1億4,486万8,929円と相なってございます。

基金約1億4,500万円の残った理由でございますが、財政調整交付金のうちその他特別交付金を当初6,500万円見込んでおりましたが、退職者医療制度に係る特別事業といたしまして1億6,820万9,000円、また、赤字補填分といたしまして8,300万円、計2億4,620万9,000円の交付を受け、差し引き1億8,120万9,000円の財源が確保できたため約2,000万円の黒字を残しまして、基金で1億4,486万8,929円が残ったということでございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○ 19番（原 重樹君） もう意見だけにしておきますが、ただ1点、最初の8.7%増に対して0.3%増の決算になったということにつきましては、これは補正が違うというのは当たり前の話であるわけです。ただ、その中身でコミセンやら、10億を超える開発負担金ということ

が出ております。私が主張したかったことは、こういうことで実際上、額として増になったとしても、実質的に市民の暮らしや福祉などにかかるものとしては、中身はこういうものですからまさにどうなっているのかと言いたい。私、当初予算のときには予算委員会でありましたので、その辺を指摘したことなどございますが、大変きびしいものになっていると言わざるを得ないと思ひます。ここで細かいことを聞いてるわけにはいきませんので、後日の決算特別委員会で慎重審議されると思いますので、そちらに譲りたいということで終わっておきます。

以上です。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思ひますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○ 議長（赤阪和見君） 次に、日程第10「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議会議案第13号

##### 決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和61年12月17日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

記

###### 1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

###### 2. 付託事項

昭和60年度和泉市歳入歳出決算

### 3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

### 4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（赤阪和見君） 本件は、昭和 60 年度和泉市一般会計及び特別会計決算を認定するに当たり、慎重に審査を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 13 号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（赤阪和見君） 次に、日程第 11 「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 14 号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 61 年 12 月 17 日提出

和泉市議会議長 赤阪和見  
記

決算審査特別委員会委員（13 名）

- 議長（赤阪和見君） 本決算審査特別委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。  
決算審査特別委員会委員に田中包治、竹内修一、飯坂楠次、穴瀬克己、並河道雄、仁井明、

松尾孝明、天堀 博、西村慎太郎、若浜記久男、西口秀光、成田秀益、池辺秀夫。

以上、13名でございます。

- 議長（赤阪和見君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第14号は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労ではございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

- 
- 議長（赤阪和見君） 次に、日程第12「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第61号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例（案）

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条の6」を「第30条の7」に改める。

第15条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4. 給与所得以外の所得を有しなかった者（前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則の第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

第15条第8項中「新たに」を「市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場

合においては、新たに「に、「なった者は」を「なった者に」に、「事業所の所在地区」を「事業所の所在」に、「市長に申告しなければならない」を「申告させることができる」に改める。

第15条の2第1項及び第2項中「前条第1項から第5項まで」を「前条第1項又は第3項から第5項まで」に改める。

第15条の3第1項中「第7項若しくは第8項」を削り、「第23条の8」を「同条第7項若しくは第8項」に改める。

第18条を次のように改める。

(個人の市民税の特別徴収)

第18条 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 年金、恩給その他支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り込む船員で不定期の給与の支払を受ける者
2. 前項の納稅義務者について、当該納稅義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第15条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
3. 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
4. 納稅義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得

者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

5. 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

第19条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条第1項から第3項まで」に改め、「に対して給与の支払をする者」の次に「（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）」を加え、「市町村」を「市町村内」に、「前条第3項の」を「前条第4項の規定による」に改め、同条第2項を次のように改める。

2. 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収税額の額は、市長が定めるところによる。

第20条を次のように改める。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第20条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様

式による納入書によって納入しなければならない。

第20条の次に次の4条を加える。

(特別徴収税額の納期の特例)

第20条の2 第19条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満である者に限る。以下本条、次条及び第20条の4において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

(納期の特例に関する承認の申請)

第20条の3 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)

第20条の4 第20条の2の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以降の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(承認の取消し等があった場合の納期の特例)

第20条の5 第20条の2の承認の取消し又は前条の届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第20条の2に規定する期間に係る第20条に規定する月割額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。

第21条中「法第321条第1項の規定により個人の」を削り、「当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を」「第1期の納期に当該年度分の市民税の年額の税金を一括して」「その納期前に納付した」を「第2期から第4期に係る納付額に相当する」「に、「15万円」を「2万5千円」に、「こえる」を「超える」に、「得た額の報奨金を」を「得た額を報奨金として」に、「全額が10円」を「全額が100円」に改め、同条に次

の 1 項を加える。

2. 前項の場合において、一の納期に係る税額が 10 万円を超えるときは、当該超える部分の税額については、報奨金の計算の基礎に算入しないものとする。

第 23 条の 7 を次のように改める。

( 分離課税に係る特別徴収税額の納入の義務等 )

第 23 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により自治大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。第 23 条の 7 の次に次の 2 条を加える。

第 23 条の 7 の 2 第 20 条の 2 から第 20 条の 5 までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第 20 条の 2 中「第 19 条第 1 項」とあるのは「第 23 条の 6」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と読み替え、第 20 条の 4 中「第 20 条の 2」とあるのは「第 23 条の 7 の 2」において準用する第 20 条の 2」と読み替え、第 20 条の 5 中「第 20 条の 2」とあるのは「第 23 条の 7 の 2」において準用する第 20 条の 2」と、「第 20 条に規定する月割額」とあるのは「第 23 条の 7 の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。

( 特別徴収税額 )

第 23 条の 7 の 3 第 23 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書(以下本条、次条第 2 項及び第 23 条の 8 の 2 第 1 項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定を適用して計算した税額
- (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第 23 条の 7 の規定により徴収された又は徴

取されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2. 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受けるときまでに退職所得申告書を提出していないときは、第23条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第23条の3及び第23条の4の規定を適用して計算した税額とする。

第23条の8中「受けるべき日に」を「受けるべき日の」に改め、同条に次の1項を加える。

2. 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに市長に提出されたものとみなす。

第23条の9中「法第328条の6第2項」を「第23条の7の3第2項」に、「第23条の7第1項」を「第23条の7」に、「こえる」を「超える」に改める。

第24条を第24条の6とし、第23条の9の次に次の5条を加える。

(固定資産税の納税義務者)

第24条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対し、その所有者に課する。

2. 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の占有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を厳に所有している者をいう。

3. 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第24条の2 法第348条第2項第3号、第9号、第10号、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固

定資産の所在、用途その他必要な事項を記載した申告書を、また、その者の所有に属さない場合においては、当該固定資産を無料で使用させている旨を証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

( 固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告 )

第24条の3 法第348条第2項第3号、第9号、第10号、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同条同項本文の規定の適用を受ける固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させた固定資産を有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

( 固定資産税の課税標準 )

第24条の4 土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、次の表の左欄に掲げる年度の区分及び同表中欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる価格で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されたものとする。

年度の区分	土地又は家屋の区分	価 格
基準年度	基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）	当該基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）
第2年度	基準年度の土地又は家屋で第2年度において固定資産税を課するもの（法第349条第2項ただし書に該当する者を除く。）	基準年度の価格
第2年度	基準年度の土地又は家屋で第2年度において固定資産税を課するもののうち、法第349条第2項ただし書に該当する土地又は家屋、第2年度において新たに固定資産税を課することとなった土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格（以下「第2年度の価格」という。）
第3年度	基準年度の土地又は家屋で第3年度において固定資産税を課するもの（法第349条第3項ただし書に該当するものを除く。）	基準年度の価格
第3年度	第2年度の土地又は家屋で第3年度において固定資産税を課するもの（法第349条第5項ただし書に該当するものを除く。）	第2年度の価格

年度の区分	土地又は家屋の区分	価格
第3年度	基準年度の土地又は家屋で第3年度において固定資産税を課するもののうち、法第349条第3項ただし書に該当する土地又は家屋、第2年度の土地又は家屋で第3年度において固定資産税を課するもののうち法第349条第5項ただし書に該当する土地又は家屋、第3年度において新たに固定資産税を課することとなった土地又は家屋	当該土地又は家屋の類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格

2. 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。

(固定資産税の課税標準等の特例)

第24条の5 法第349条の3、第349条の3の2、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、それぞれ法第349条の3、第349条の3の2、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

第24条の6の次に次の1条を加える。

(固定資産税の免税点)

第24条の7 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は債却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては15万円、家屋にあっては8万円、債却資産にあっては100万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第26条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の賦課期日)

第26条の2 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

第27条第1項中「第4期 翌年2月1日から同月28日まで」を「第4期 翌年2月1日から同月末日まで」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(固定資産税の徴収の方法)

第27条の2 固定資産税の徴収については普通徴収の方法による。

2. 法第364条第3項の場合においては、当該固定資産に係る仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）をそれぞれの納期において固定資産税として徴収する。

3. 第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する。

(固定資産税の納税通知書)

第27条の3 第27条第2項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

第28条中「法第365条第1項の規定により」を削り、「当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を」「第1期の納期に当該年度分の固定資税の年額の税金を一括して」「その納期前に納付した」「第2期から第4期に係る納付額に相当する」「15万円」「2万5千円」「こえる」「超える」「得た額の報奨金を」「得た額を報奨金として」「全額が10」「全額が100円」に改め、同条に次の1項を加える。

2. 前項の場合において、一の納期に係る税額が10万円を超えるときは、当該超える部分の税額については、報奨金の計算の基礎に算入しないものとする。

第29条を次のように改める。

#### 第29条 削除

第30条の3第1項中「第24条」を「第24条の6」に改める。

第30条の5中「再築」を削る。

第30条の6第1項第4号中「法律第10条」を「法律第14条第1項から第3項まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(区分所有に係る家屋の共用部分の割合の補正方法の申出)

第30条の7 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法

2. 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する

書類を添付しなければならない。

第31条中「並びにこれらの組合」を削り、「且」を「かつ」に改める。

第33条中「4月11日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に改める。

第36条を次のように改める。

#### 第36条 削除

第59条中「第4期 翌年2月1日から同月28日まで」を「第4期 翌年2月1日から同月末日まで」に改める。

附則第3条第2項を次のように改める。

2. 第23条の7の3の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第2項中「その支払う退職手当等の金額について第23条の3及び第23条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第3条第1項の規定を適用して算定される第23条の4の金額の範囲内で定める別表第1に掲げる税額」とし、同条第1項第2号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第23条の3及び第23条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応じる別表第1に掲げる税額を求め、その税額」とする。

附則第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

附則第13条の2中「第16条の2の2第2号」を「第16条の2の3第1項第2号」に改める。

#### 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条、第28条及び第33条の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第21条及び第28条の規定は、昭和62年度分の納期前納付から適用し、昭和61年度分までの納期前納付については、なお従前の例による。
3. 新条例第33条の規定は、昭和62年度分の軽自動車税から適用し、昭和61年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

#### 理 由

前納報奨金の担税力による公平化を図るとともに、軽自動車税の的確な課税客体を把握し、

併せて所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案 第61号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

税制改正に係る分については御承知のとおり、現在、税制調査会で審議されているところで3月国会で決まり次第、別途、本市の条例改正をお願いいたしたいと存じておりますが、このたびの改正は、事務事業を行ひ中で条例を改正する必要が生じてきましたので、62年度課税分より適用させていただきたく、御提案させていただいた次第でございます。

条例改正の要旨といたしましては、現行の市民税及び固定資産税の前納報奨金の交付について、交付限度額がないため高額納税者が多額の報奨金を受け取ることができ、担税力を考慮した場合不公平であるとされておりますので、交付率の見直し等により交付制限を行い担税力による公平化を図ること、及び的確な課税客体を把握するため、軽自動車税の納期を変更する等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例改正の概要を御説明申し上げます。議案書本冊の3ページでございます。

まず、目次中固定資産税の条文に新しく条を加えましたので、目次を整備するものであります。

まず、15条の関係でございますが、15条は、市民税の納税義務者に対する申告義務について、15条の2は、所得税における確定申告書を提出した者に対する申告の取り扱いについて、15条の3は、市民税に係る不申告に関する過料について定めたものであります、いずれもすでに条例で定められている事項ですが、実情にそぐわないので、法に照らし合わせ条文の移行、字句の訂正を行ひるものであります。

次に、18条は、個人の市民税を特別徴収の方法によって徴収する場合について定めたもので、これも条例で定められている事項であります。旧条文中、「法の規定による……」という部分をわかりやすく明文化しようとするものであります。

19条は、特別徴収義務者はだれか、を定めたもので、18条を整備した関係上、手入れを行ひものであります。

次に、20条の関係でございますが、特別徴収義務者の徴収税額の納入義務、納期の特例、

また、その手続等を定めたもので、20条及び20条の2は、旧条文中のカッコの納期の特例の部分を切り離して、カッコ書きの部分を新しく20条の2としたものであります。また、20条の3、20条の4、20条の5は、いずれも法との重複をいとわず条例に規定することが望ましく思われるもので、新しく条文を追加するものであります。

次に、21条でございますが、個人の市民税の納期前の納付に係るもので、現行「法321条第1項の規定により個人の市民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、その納期前に納付した税額」とあるのを「個人の市民税の納税者が第1期の納期に、当該年度分の市民税の年額の税金を一括して納付した場合においては、第2期から第4期に係る納付額に相当する税額」に改め、また、現行で「(1)の納期に係る税額が15万円を超える場合においては……」とございますが、この「15万円」を「2万5,000円」に、さらに、最低交付額の規定に当たりますが、現行条文中「その全額が10円未満であるとき、及び当該納税者の未納に係る徴収金があるときはその全額を交付しない」となっておりますが、この「10円未満」を「100円未満」にし、また、一部字句の訂正を合わせて行うものでございます。そして、第2項として「前項の場合において、(1)の納期に係る税額が10万円を超えるときは、当該超える部分の税額については報奨金の基礎に算入しないものとする」を新設し、交付制限を図るものであります。

次に、23条の関係でございますが、退職手当の分離課税に係る特別徴収の手続、納期の特例、退職所得申告書の提出義務、特別徴収によらず普通徴収をする場合について定めたもので、法の規定による部分を明文化する等を行ったものであります。

24条は、固定資産税の納税義務者についての規定でございまして、所有者に対して課税する旨を追加整備しようとしているものであります。

次に24条の2及び24条の3は、非課税の適用を受けるための申請及び受けなくなつたときの申請について、同じく追加整備しようとするものであります。

24条の4及び24条の5は、税率を乗じて税額を計算する課税標準額についての規定であります。基本的には、基準年度(評価替え年度)の価格を第2、第3年度も用いること。また、住宅用地等特例もあることを追加整備しようとするものであります。

次に、24条の6は、固定資産税の税率に関する規定でありますが、100分の1.4の税率を変えようとするものではなく、24条を24条の6に変えようとするものでございます。

24条の7は、徴税コスト等との関係から零細な課税客体は、課税を免除する免税点についての規定であります。追加整備しようとするものであります。

次に、26条の2は、賦課期日についての規定であります。納税義務者、評価等すべて1

月1日で判断することになっておりまして、追加整備しようとするものであります。

27条及び59条は、固定資産税及び都市計画税の納期についての規定でありますが、第4期の納期を「翌年2月1日から同月28日まで」とあるのを、「翌年2月1日から同月末日」と変え、整備しようとするものでございます。これはうるう年の関係でございます。

次に、27条の2及び27条の3は、徴収の方法は普通徴収によること、及びその徴収のための納税通知書は、年税額を納期の数(4回)で分割した額とする旨を規定するものであります、追加整備しようとするものであります。

次に、28条は、固定資産税の納期前納付でございますが、これは先ほどの第21条の市民税の納期前納付の規定と同じ内容でございまして、個人の市民税となっているのが、固定資産税となるものでございます。

なお、28条にも第2項を新設しますが、内容は、第21条第2項と同じであります。

29条は、納期限の延長についての規定であります。6条の2に同趣旨の規定があり、統一的な扱いをすべきことから、29条は削除しようとするものであります。

次に、30条の3は、診療施設等に対する減免についての規定でありますが、減免をなくそ  
うという整備ではなく、条文中の24条を24条の6と変更しようすることから、本条も整備の必要が生じたものであります。

30条の5は、家屋の新築等に関する届け出についての規定でありますが、条文中「再築」という表現がありますが、税法上は「再築」も新築に含まれ、古材を使用しているとして減点する方法で評価することから、「再築」を削除しようとするものであります。

次に、30条の6は、いわゆるマンション用地に対する税額の案分について申し出をすれば、連帯納税義務が免除されるという規定ですが、関連法令の区分所有等に関する法律が改正されたことに伴い、第4号中「法律第10条」を「法律第14条第1項から第3項まで」と整備しようというものであります。

30条の7は、マンション等区分所有家屋の評価に対する申し出についての規定であります  
が、所有者全員の協議に基づくものであれば、その共用部分について評価上、補正ができるこ  
とを追加整備しようとするものでございます。

次に、31条は、軽自動車税の課税免除するものについて定めたもので、免除するもの、減免するものをはっきり区別させるため字句を訂正するものであります。

次に、33条は、軽自動車税の納税義務者を認定する賦課期日は4月1日で、現行納期につ  
いては、4月11日から4月30日などとなっております。このように賦課期日と納期が接近  
しているため、3月末の異動(特に関係機関を軽由して届け出されるもの)につきましては、

4月1日現在で所有の有無を確認することが困難で、課税に支障を来しているのが実情であります。したがって、現行の納期「4月11日から同月30日まで」となっているのを、「5月1日から同月31日」までとするものでございます。

86条は、軽自動車税の納期限の延長を定めたものでしたが、6条の2にすでに納期限の延長を明文化しているので、重複するため削除しようとするものであります。

次に、附則の3条は、退職手当に係る分離課税所得割の額の特例について定めたものでございますが、旧条文中の法の規定による部分を整備させていただきたく、条文に関連して修正したものであります。

次の5条は、昭和40年度分の個人の市民税の特例で、すでに時期を過ぎているので削除するものであります。

最後の附則13条の2は、特別土地保有税の課税の特例についての規定でありますと、昭和57年の改正で10年で課税免除になるところを、昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までに取得した市街化区域内の土地は引き続き課税するものでございまして、関連法令の改正に伴いまして「施行令附則第16条の2の2第2号」を「施行令附則第16条の2の3第1項第2号」と整備しようとするものであります。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正条例の概要についての内容でございます。

なお、条例の改正部分につきましては、20ページから53ページまでの新旧対照表を御参考いただきまして何とぞよろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

---

○議長（赤阪和見君） 日程第13「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第62号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市立鶴山台老人集会所」を「和泉市立鶴山台南老人集会所」に改め、同表に次のように加える。

和泉市立鶴山台北老人集会所	和泉市鶴山台一丁目12番地の1
---------------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブの促進を図り福祉の向上を期するため、今般、鶴山台北校区に老人集会所を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第62号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、高齢化社会を迎える老人の教養の向上、健康の増進など自立的な老人クラブ活動の促進を図り、もって福祉の向上を期するため、本市では、かねてから1校区に1老人集会所建設を進めておりましたが、このたび、関係各位の御協力をいただき、鶴山台北校区に15番目の老人集会所が竣工しましたので、これに伴い条例改正の必要が生じたものでございます。

次に、その内容について説明させていただきます。

まず、第1点は、鶴山台北校区に老人集会所が竣工したので、第2条名称及び位置の表

中、既設の「和泉市立鶴山台老人集会所」を「和泉市鶴山台南老人集会所」に改めるものでございます。

改正の第2点は、同条名称及び位置の表中、「和泉市鶴山台北老人集会所 和泉市鶴山台一丁目12番地の1」を新たに加えるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、56ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（赤阪和見君） 日程第14「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第63号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員

2人

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正の趣旨に鑑み、本市においても所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民生活部長（中西淳富君） それでは、お許しをいただきまして自席から市民生活部中西、ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、昭和59年10月、国民健康保険に退職者医療制度が創設されまして、制度該当者に係る医療費について国庫負担金がなくなり、かわって被用者保険等保険者からの拠出金が交付されることになりました。また、以前より国民健康保険と被用者保険との間で意見交換の場が必要であるとのことから、制度改正に合わせて国民健康保険法施行令第3条におきまして、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる旨改正されたことに伴いまして、本市国民健康保険条例におきましても所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、条例第2条和泉市国民健康保険運営協議会委員の定数でございますが、現行第1号被保険者を代表する委員4人、第2号国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員4人、第3号公益を代表する委員4人と規定いたしておりますが、今回、新たに第4号被用者保険等保険者を代表する委員2人を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することといたしてございます。

以上、まことに簡単でございますが、「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、59ページに参考資料として新旧対照表を添付してございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第 68 号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(赤阪和見君) 日程第 15 「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第 69 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 61 年 12 月 16 日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和 38 年和泉市条例第 16 号)の 1 部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「14,000 円」を「15,000 円」に、「9,500 円」を「10,000 円」に改める。

第 23 条中「1,600 円」を「2,800 円」に、「800 円」を「1,150 円」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1				135,400 <sup>a</sup>	115,900 <sup>b</sup>	
2	282,800	197,700	165,200	142,300	121,600	94,900
3	241,600	206,000	172,800	149,200	128,100	97,800
4	250,600	214,400	180,400	157,200	135,400	101,000
5	261,400	228,600	189,100	165,200	142,300	104,100
6	272,300	232,800	197,700	172,800	149,200	107,700
7	288,200	241,600	206,000	180,400	157,200	111,700
8	294,200	250,600	214,400	189,100	165,200	115,900
9	305,400	261,400	223,600	197,700	172,800	121,600
10	316,500	272,300	232,800	206,000	180,400	128,100
11	328,500	288,200	241,600	214,400	188,300	135,400
12	340,900	294,200	250,600	222,800	196,300	142,300
13	353,400	305,400	259,700	231,200	204,200	149,200
14	366,000	316,500	269,000	239,600	212,000	156,200
15	379,100	327,700	278,300	247,900	219,600	163,400
16	392,300	338,700	287,700	256,500	226,900	170,500
17	405,400	349,700	297,000	265,200	234,100	177,400
18	417,600	360,300	306,300	274,000	241,300	184,200
19	428,700	370,600	315,500	282,800	248,500	189,900
20	439,700	380,600	324,700	291,600	255,300	195,500
21	449,900	389,500	333,800	300,800	262,100	201,000
22	459,100	396,300	342,400	309,000	268,100	206,300
23	464,500	402,900	350,900	317,600	273,900	211,600
24	469,200	407,400	357,900	325,500	278,200	216,400
25		411,900	364,300	333,000	281,900	221,000
26		416,200	368,600	339,700	285,500	225,600
27			372,600	345,500	288,200	229,800
28			376,600	350,900	290,800	233,300
29			380,500	355,000	293,400	236,500
30			384,300	359,000	296,000	239,000
31			388,100	362,900	298,600	241,500
32			391,900	366,700	301,100	243,900
33				370,500	303,600	246,300
34				374,300	306,000	248,600
35				378,100	308,400	250,900
36				381,900		253,200
37				385,600		255,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

## ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	464,900	341,800	262,800		
2	476,200	352,900	274,100	229,300	166,600
3	487,500	364,000	285,500	240,400	176,100
4	499,200	375,000	296,800	251,500	185,700
5	510,900	386,000	308,000	262,800	196,700
6	522,800	396,600	319,300	274,000	207,600
7	535,400	407,100	330,500	285,200	218,500
8	548,300	417,200	341,800	296,400	229,300
9	561,700	427,200	352,800	307,500	240,200
10	575,200	437,200	363,900	318,600	250,800
11	588,600	447,200	374,900	329,600	261,200
12	601,700	457,200	385,200	339,100	270,000
13	614,700	467,100	395,200	348,300	278,400
14	627,500	477,000	405,100	357,200	286,700
15	640,100	485,700	414,900	365,800	294,900
16	652,000	493,900	424,400	374,300	303,100
17	663,500	501,500	433,600	382,800	311,200
18	673,800	507,700	442,800	391,300	319,300
19	682,900	512,700	452,100	399,800	326,300
20		517,500	459,000	406,400	331,100
21			465,800	412,600	335,600
22			470,400	418,400	338,700
23			474,900	422,500	
24			479,300	426,500	
25			483,700	430,300	
26			488,000	434,100	
27				437,800	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	135,400	115,900	円
2	197,700	162,300	142,300	121,600	94,900
3	206,000	168,400	149,200	128,100	97,800
4	214,400	174,400	156,200	135,400	101,000
5	223,600	180,400	162,300	142,300	104,100
6	232,800	189,100	168,400	149,200	107,700
7	241,600	197,700	174,400	156,200	111,700
8	250,600	206,000	180,400	162,300	115,900
9	261,400	214,400	189,100	168,400	121,600
10	272,800	223,600	197,700	174,400	128,100
11	283,200	232,800	206,000	180,400	135,400
12	294,200	241,600	214,400	188,300	142,300
13	305,400	250,600	222,800	196,300	149,200
14	316,500	259,700	231,200	204,200	156,200
15	327,700	269,000	239,600	212,000	161,500
16	338,700	278,300	247,900	219,600	166,800
17	349,700	287,700	256,500	226,900	172,100
18	360,300	297,000	265,200	234,100	177,400
19	370,600	306,300	274,000	241,300	184,200
20	380,600	315,500	282,800	248,500	189,900
21	389,500	324,700	291,600	255,300	195,500
22	396,300	333,800	300,300	262,100	201,000
23	402,900	342,400	309,000	268,100	206,300
24	407,400	350,900	317,600	273,900	211,600
25	411,900	357,900	325,500	278,200	216,400
26	416,200	364,300	333,000	281,900	221,000
27		368,600	339,700	285,500	225,600
28		372,600	345,500	288,200	229,800
29		376,600	350,900	290,800	233,300
30		380,500	355,000	293,400	236,500
31		384,300	359,000	296,000	239,000
32		388,100	362,900	298,600	241,500
33		391,900	366,700	301,100	243,900
34			370,500	303,600	246,300
35			374,300	306,000	248,600
36			378,100	308,400	250,900
37			381,900		253,200
38			385,600		255,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第5項において同じ。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 改正後の条例第23条の規定は、昭和62年1月分の宿日直手当から適用し、昭和61年12月分以前の宿日直手当については、なお、従前の例による。

### (最高号給等の切替等)

- 切替日の前日において、職務の等級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

### (切替期間における異動者の号給等)

- 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

### (給与の内払)

- 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 前6項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 理 由

一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに最近の労働情勢及びその他諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員について、その給料月額、扶養手当額及び宿日直手当額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第69号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について市長公室神藤より御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、本年8月12日付の人事院勧告の趣旨並びに最近の労働経済情勢及びその他諸般の情勢を考慮し、本市の一般職職員の給与についても国家公務員と同様、一定の改正をしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、第13条第3項の改正は、扶養手当額の改定でございまして、扶養親族のうち配偶者については月額「1万4,000円」を「1万5,000円」に、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目については月額「9,500円」を「1万円」にそれぞれ改めるものでございます。

第23条の改正は、宿日直手当額の改定でございまして、宿直勤務または日直勤務1回につき「1,600円」を「2,300円」に、また、土曜日の日直勤務については「800円」を「1,150円」にそれぞれ改めるものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めるものでございまして、議案書3ページから5ページまでのとおりでございます。

次に、6ページの附則第1項から第3項は、給料月額及び扶養手当額については本年4月1日にさかのぼって適用し、宿日直手当額は、昭和62年1月から施行しようとするものでございます。

附則第4項から7項は、本条例改正の施行に伴い所要の規定整備を図るものでございます。

また、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに改正内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、9ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 29番（田中包治君） 私は、要望というか、ちょっと考えるんですけど、御存知のとおり人権は、スト権と団体交渉権を剥奪されたかわりにあるんだから当然のことやと思うんです。ところが、運用の中で議会が知らない間に、いわゆる渡りの是正とかで1ランク下げたと言っていますが、元の人はどういうふうに下げたんか、議会に全然報告がない。渡りの後はどうやってるんかという報告がない。議会としては、それでいいのかということがまず、問題やと思います。

もう1つは、私たちが一番考えるのは、地方公務員法に基づいて職階制をする場合試験が原則なんです。係長になるときなども試験制度が必要だけれども、それを全然しない。渡りだから、なってもならんでも一緒だからとしている。その関係上、優秀な女子職員でも係長とか、そんな職には座ってないと思う。ここにおられる人も全部男子なんです。男女平等の原則からいってもおかしいのではないかと思うわけです。

もう1点は、政府が地方公務員の賃金が高いと言うとすぐ昇給カットなんです。そうなると、一生懸命にやってる人、あるいは管理職なんかが被害を被る。そういうことになりますが、それでいいのかどうかということです。職員の労働意欲をどうして上げるかということを全く考えておらないのではなかろうか。この間の水道委員会でも質問したはずなんです。いまの労働組合は法的認定を受けておらないということは非法組合なんです。その非法組合と団体交渉してみたり、事務所を貸しています。そして、公室の人たちを苦しめ、夜中まで話し合いをやっている実態なんです。私も昔は運輸省おりましたが、資格がない組合とはしないというのが当局の原則やと思う。何は一生懸命にやっても、何か政府から言われたらダウンされる。国家公務員には抜擢昇給が5%か10%程度ありますが、ここにはそれはない。だから、職員は朝来て夕方まで時間を過ごしさえすれば給料が上がるという考え方がある。担当の神藤さんあたりは気の毒やと思います。実際、そういうことはあり得ないんです。議会にもそれを放つとく。

特に議員というのはつまらんと思うたのは、町会長より下に見られているんですね。それやったら徹底的に議会で論議すべきやと思います。2年ほど前、道路の改修の件で頼みに行ったら、「町会長の判がなければあきません」と言われた。こういうやり方がええのか、悪いのか、はっきり言いたい。われわれは町会長に推薦してもらったんやない。好きな町会長もおるし、きらいな町会長もいます。ただ、私たちは市民の代表だということを忘れてると思います。これ以上のことば言いません。答弁はちょっと無理やと思いますが、十分考えてもらいたいと思います。これは市長以外答弁できないことなんですね。やはり地方公務員法に基づいて運営すべきやと思います。法的に認定されない組合と交渉して事務所まで貸したり、勤務時間中に交渉することは明らかに違法なんですね。これだけはっきり言うときます。

○ 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第6・9号は原案どおり可決されました。

- 議長（赤阪和見君） 日程第16「市道の路線認定について」（光明台57号線ほか3路線）を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

議案第64号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
光明台57号線	327.00	6.90	光明台一丁目34番地の1先	光明台一丁目34番地の12先	
光明台58号線	125.00	5.20～10.60	光明台一丁目34番地の1先	光明台一丁目34番地の18先	
光明台59号線	64.00	5.20	光明台一丁目34番地の37先	光明台一丁目34番地の31先	
光明台60号線	58.50	5.20	光明台一丁目34番地の52先	光明台一丁目34番地の47先	

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第64号「市道の路線認定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。別添資料「その1」、「その2」も合わせて御参照をお願いいたします。

まず、位置でありますか、光明台一丁目の市立光明台北小学校南隣の住宅内道路でございます。提案理由といたしましては、大阪府住宅供給公社が宅地造成し、地方供給公社法第28条により新設された道路であります、すでに地域住民84世帯の生活及び交通の利便に供されておりますので、今回、認定をいたそうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、光明台57号線起点光明台一丁目34番地の1先から終点同町34番地の12先まで、延長327m、幅員6.90mほか光明台60号線までの計4路線、幅員5.20mから10.60m、総延長569.50mとなっております。

以上、まことに簡単でございますが、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

○ 議長(赤阪和見君) 日程第17「財産取得について」(和泉市立光明台中学校校舎)及び日程第18「財産取得について」(和泉市立光明台北小学校校舎ほか)を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第65号

##### 財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

##### 1. 場 所

和泉市光明台一丁目28番1号

##### 2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート3階建 749m<sup>2</sup>

##### 3. 取得の方法

随意契約

##### 4. 取得予定価格

108,573,097円

##### 5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 平田盛孚

議案第66号

財産取得について

和泉市立光明台北小学校校舎及び体育館として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和6.1年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場所

和泉市光明台一丁目35番1号

2. 構造及び面積

校舎 鉄筋コンクリート3階建 2,030m<sup>2</sup>

体育館 鉄骨平屋造 725m<sup>2</sup>

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

校舎 329,490,937円

体育館 117,070,250円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 平田盛孚

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長（逢野博之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま一括御上程をいたしました議案第65号と第66号の2議案「財産取得について」の提案の理由並びに内容

につきまして、教育委員会管理部長逢野より御説明を申し上げます。議案書62ページでございます。

この2議案は、いずれも住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設し、すでに供用を開始いたしております和泉市立光明台中学校校舎と和泉市立光明台北小学校校舎及び体育館を、本年度国庫補助金の交付と起債を仰いで住宅・都市整備公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

それでは、内容につきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、議案第65号の光明台中学校校舎でありますが、昭和57年12月に完成した校舎293m<sup>2</sup>と、昭和60年2月に完成した校舎45.6m<sup>2</sup>、いずれも鉄筋コンクリート造り3階建て、合わせまして749m<sup>2</sup>を取得予定価格1億857万3,097円で取得するものであります。

なお、財源内訳は、国庫補助金5,496万円、起債3,640万円、一般財源1,721万3,097円で、一般財源相当額につきましては、年利6.5%、半年賦元金均等払いで償還するものでございます。

次に、議案第66号について御説明申し上げます。議案書64ページでございます。

本件は、光明台北小学校の施設で、昭和60年3月完成した鉄筋コンクリート造り3階建て校舎2,032m<sup>2</sup>を取得予定価格3億2,949万937円で、また、同時完成の鉄骨平家造り体育館725m<sup>2</sup>を取得予定価格1億1,707万250円でそれぞれ取得するものであります。これら取得予定価格の合計は4億4,656万1,187円で、財源内訳は、国庫補助金1億9,627万2,000円、起債1億4,710万円、一般財源1億318万9,187円で、一般財源相当額につきましては、年利6.5%、半年賦元金均等払いで償還するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第65号並びに第66号「財産取得について」の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号は原案どおり可決されました。

- 議長（赤阪和見君） 日程第19「工事請負契約締結について」〔（仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事〕を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

議案第67号

工事請負契約締結について

（仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 （仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事

2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 270,000,000円

5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3

株式会社 竹内建設

代表取締役 竹内博文

6. 工期 自 昭和61年12月 日（議決の日）

至 昭和62年 3月31日

7. 契約保証券 13,500,000円

8. 保証人 大阪府泉南郡岬町深日2240番地の22

多奈川産業株式会社

代表取締役 辻中義光

議案第67号参考資料

（仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市山手町172番地ほか

2. 敷地面積 2,469m<sup>2</sup>

3. 工事種別 新築

4. 構造及び規模 住宅棟；鉄筋コンクリート造地上3・4階建  
2棟（住宅26戸・店舗2戸） 延床面積 1,703m<sup>2</sup>  
附帯工事；受水槽、ポンプ室、自転車置場、植樹等

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいたしました議案第67号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する（仮称）永尾団地1棟及び2棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額2億7,000万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3、株式会社竹内建設代表取締役 竹内 博文でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和62年3月31日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡岬町深日2240番地の22、多奈川産業株式会社代表取締役 辻中 義光でございます。

工事場所は、和泉市山手町172番地ほか。敷地面積2,469m<sup>2</sup>。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3・4階建2棟で住宅26戸、店舗2戸、延床面積1,703m<sup>2</sup>。その他付帯工事一式でございます。

なお、工期につきましては、工事規模から実質工期といたしまして10ヶ月を必要といたしますので、予算措置等として国費の繰越処分措置を行った後、本予算につきまして明許繰越の手続をさせていただきます。

以上で議案第67号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びにその内容の御説明を終わります。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,387戸であります、今回、御審議をいただいている分を合わせまして1,413戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第20「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 議案第70号

#### 昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,766,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,457,519千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

##### （地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 第1表 岁入歳出予算補正

##### 1. 岁入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		11,180,000	282,652	11,462,652
	1. 市民税	5,452,040	192,868	5,644,908
	2. 固定資産税	3,658,740	60,760	3,719,500
	4. 市たばこ消費税	580,903	6,963	587,866
	7. 特別土地保有税	69,429	9,447	78,876
	8. 都市計画税	902,683	12,614	915,297
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		211,000	30,971	241,971
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	211,000	30,971	241,971

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 交通安全対策特別交付金		22,000	900	22,900
	1. 交通安全対策特別交付金	22,000	900	22,900
7. 分担金及び負担金		475,094	76,040	551,134
	1. 負担金	455,279	76,040	531,319
9. 国庫支出金		5,380,401	5,4806	5,485,207
	1. 国庫負担金	2,255,759	5,806	2,261,565
	2. 国庫補助金	3,082,452	49,000	3,131,452
10. 府支出金		2,081,355	32,971	2,064,326
	1. 府負担金	184,857	4,951	189,808
	2. 府補助金	1,615,061	28,020	1,643,081
11. 財産収入		301,275	49,883	351,158
	2. 財産売払収入	186,569	49,883	186,452
13. 繰入金		802,979	65,000	867,979
	1. 基金繰入金	802,979	65,000	867,979
14. 諸収入		2,398,502	858,075	3,251,577
	5. 雜入	1,287,284	858,075	2,145,359
15. 市債		4,305,823	315,400	4,621,223
	1. 市債	4,305,823	315,400	4,621,223
歳入合計		32,808,498	1,766,698	34,575,196

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		286,089	1,855	287,944
	1. 議会費	286,089	1,855	287,944
2. 総務費		2,803,985	322,559	3,126,544
	1. 総務管理費	1,640,789	285,550	1,926,339
	2. 徴税費	498,573	12,661	511,234
	3. 戸籍住民基本台帳費	202,241	45,94	206,835
	4. 選挙費	85,635	69	85,704
	5. 統計調査費	18,396	3,599	21,995

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 監査委員費	26,635	△ 1,005	25,630
	7. 同和対策費	331,716	17,091	348,807
3. 民生費		8,637,950	20,322	8,658,272
	1. 社会福祉費	3,117,786	15,980	3,133,766
	2. 児童福祉費	2,954,630	△ 1,753	2,952,877
	3. 生活保護費	2,559,586	6,095	2,565,681
4. 衛生費		3,242,213	51,570	3,293,783
	1. 予防衛生費	1,560,891	56,884	1,617,775
	2. 環境衛生費	1,445,615	△ 12,556	1,438,059
	3. 墓地管理費	220,448	7,242	227,690
5. 労働費		66,745	△ 14,055	52,690
	1. 失業対策費	66,745	△ 14,055	52,690
6. 農林水産業費		341,236	4,820	346,056
	1. 農業費	260,928	4,820	265,748
7. 商工費		240,145	△ 5,410	234,735
	1. 商工費	240,145	△ 5,410	234,735
8. 土木費		5,706,000	227,496	5,933,496
	1. 土木管理費	164,048	27,383	191,431
	2. 道路橋梁費	792,110	112,549	904,659
	3. 河川水路費	182,638	25,895	208,533
	4. 都市計画費	1,398,493	51,613	1,450,106
	5. 住宅費	3,168,711	10,056	3,178,767
9. 消防費		786,561	662	787,223
	1. 消防費	786,561	662	787,223
10. 教育費		3,975,003	304,879	4,279,882
	1. 教育総務費	364,875	1,584	365,959
	2. 小学校費	1,833,434	△ 11,165	1,822,269
	3. 中学校費	811,323	5,699	817,022
	4. 幼稚園費	378,080	△ 9,303	368,777
	5. 社会教育費	497,720	315,410	813,130

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 保健体育費	90,071	2,654	92,725
12. 諸支出金		608,673	852,000	1,460,673
	4. 基金費	211,000	852,000	1,063,000
歳出合計		32,808,498	1,766,698	34,575,196

表2 表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	正			前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期間	起債額	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期間	起債額	
環境改善 道路整備事業	108,800	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 その 他の 銀 行	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	121,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 その 他の 銀 行	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	同上	同上	同上	同上	
都市計画事業	97,300	同上	同上	同上	同上	98,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
史跡池上跡遺事 整備事業							301,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
計	4,305,823						4,621,223								

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（麻生和義君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第70号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました内容につきましては、人事院勧告に伴います給与改定及び職員異動に伴う給与費の調整、また、共済費の掛け率変更に伴う共済費の更正減額等の人事費の補正を初め、事務事業の補正及び補助金等について関係機関と調整が整いましたのが主な内容でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6,669万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億7,519万6,000円といたしますものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、第2条は、地方債の追加及び変更でございますが、内容は、「第2表 地方債補正」とおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算の方より御説明申し上げます。

まず、議会費185万5,000円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加でございます。

次に、織務費でございますが、3億2,255万9,000円の追加計上でございます。主な内容といたしましては、職員の給与費の追加と、給与費等の調整に伴う更正減額を初め、歩道設置工事費等の追加でございます。

次に、民生費2,032万2,000円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加並びに更正減額と、保育所の臨時保母賃金の追加が主な内容でございます。

衛生費5,157万円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加及び更正減額を初め、老人保険事業の追加が主な内容でございます。

次に、労働費1,405万5,000円の更正減額。また、農林水産業費482万円の追加でございますが、それぞれ職員給与に関する補正でございます。

商工費につきましては、541万円の更正減額でございますが、職員給与費調整に伴います更正減額と、中小企業振興対策等の補助金の追加でございます。

次に、土木費でございますが、2億2,749万6,000円の追加計上でございます。主な内容でございますが、職員の給与費の追加を初め、道路橋梁費につきましては、道路維持費

1,500万円、上伯太線整備事業1,079万8,000円、府企業局よりの委託事業であります泉州山手線歩道橋新設事業費5,000万円、地区内道路整備事業費3,600万円のそれぞれ追加計上でございます。

河川水路費につきましては、河川維持費500万円、水路維持費2,000万円。都市計画費として公共下水道事業特別会計への繰出金1,362万円、地域開発公園整備事業1,104万円、王子東公園整備事業706万7,000円、浸水対策費1,150万円。また、住宅費として住宅管理費90万円をそれぞれ追加計上いたしたものでございます。

消防費につきましては、66万2,000円の追加計上でございますが、職員給与費の調整による更正減額と、消防団員の退職報酬費の追加でございます。

次に、教育費でございますが、8億487万9,000円の追加計上でございます。主な内容といたしましては、職員給与費の補正を初め、小中学校の校用及び給食用備品の追加、池上曾根遺跡用地購入費3億200万円が主な内容でございます。

最後に、所支出金でございますが、公共施設整備基金積立金として8億5,200万円を追加計上いたしました。これにつきましては、住宅・都市整備公団による光明池新住宅市街地開発事業終結に伴い、開発関連の残事業等の事業収入を基金に積み立てるべき措置を講じたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について、その内容を御説明申し上げます。

市税でございますが、2億8,265万2,000円を追加計上いたしておりますが、これにつきましては、実績を勘案し計上いたしたものでございます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金3,097万1,000円、交通安全対策特別交付金90万円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、分担金及び負担金7,604万円、国庫支出金5,480万6,000円、府支出金3,297万1,000円をそれぞれ追加計上いたしておりますが、これらはすべて歳出予算事業の特定財源でございます。

次に、財産收入でございますが、不動産売払収入の追加といたしまして4,983万3,000円。

繰入金では、公共施設整備基金からの繰入金追加として6,500万円をそれぞれ追加計上いたしました。

諸収入につきましては、住宅・都市整備公団の光明池新住宅市街地開発事業に関連する事業収入8億5,200万円等を計上いたしたものでございます。

最後に、市債でございますが、池上曾根遺跡用地取得事業債等 3 億 1,540 万円追加計上いたしたものでございます。

以上が、今回御提案申し上げました一般会計補正予算（第 4 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16 番（天堀 博君） 歳入の 25 ページ、土木費負担金の中の泉州山手線歩道新設事業負担金、それから、その下の浸水対策事業負担金は、それぞれどこからの負担金で、場所はそれぞれどこかという点をお願いしたい。歳出にも場所は明記されておりません。

それから 28 ページ、光明池緑地公園、公共下水道維持管理負担金、これは先ほど歳出のところでちょっと説明がありました、残事業という名目で公団から歳入をするんだということでおざいますけれども、この 8 億 5,200 万円は、そのまま基金に入れるわけですね。これは協定によってもらうということなのかどうか。そして実際上、残事業がそれぐらい残っているのかどうか、その辺の兼ね合いの問題をお聞かせ願いたい。

次は、歳出の 31 ページ庁舎管理費でございますけれども、最終年度末でありますので明確なところが出てこないんですけど、来年 1 月からさらに電気ガス代が安くなる、こういうことですが、どういう形で歳出予算の中で執行減になるのか、その辺をどうするのか、お願いしたい。その額はどれぐらい見積もっておられるのかということです。

それから、38 ページから 39 ページにかけての衛生費でございますが、横山病院の補助金が昨年度末で追加されました、そのときのいろんな背景なりがありましてそうなったわけですが、新年度の予算書がすでにでき上がっていたということもありまして、従来の補助金額で予算書に載っていたわけですが、その辺が本年度にどうなるのかということあります。

次は、歳出の 49 ページ、細かい話ですが、教育指導費の中の負担金補助及び交付金で中学校各種競技大会選手派遣補助金追加 105 万円が出ておりますが、これは特別に何かがあって追加計上されたのかどうか。それとも、いろいろ選手派遣については費用がかさみ、各学校からの要望があったと思うんですが、その辺の要望に基づいての追加ということなのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 道路課長（谷 俊雄君） 道路課長より、最初の泉州山手線歩道橋新設事業負担金についてと、その所在地を御説明申し上げます。

場所は、府道泉大津粉河線と泉州山手線が交差しているところでございまして、すでに泉州

山手線の側道ができるところへの設置でございます。その負担金は、側道に対して歩道橋を付けるということで大阪府企業局よりいただいているものでございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） 25ページの浸水対策事業負担金でございますが、これは光明池土地改良区から負担金を受け入れるものでございまして、鶴山台の北側の信太しこうと申しておる部分の事業を行う負担金でございます。

続きまして、28ページの光明池の3億5,000万円の下水道の件につきましては、光明台団地で入居当時から人口が定着するまでの間、使用料と下水道の処理経費などの管理経費の実際との差額、つまり赤字相当分ですが、これを負担金としていただくことになっておりますので、その60年から63年相当分でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 光明池緑地公園等整備事業につきまして、公団との公的機関の窓口となっております都市整備部より若干、御説明させていただきます。

御承知のとおり、日本住宅公団が光明池を45年当時から開発いたしまして、その当時、公団との間に覚書なり、あるいは基本協定を結んでおりました。実際に52年になりますと、さらにこれを踏まえまして、関連公共公益施設の整備等につきまして協定をいたしました。大体、18項目から成っております。以後、53年から入居いたしまして、59年に最終的に新住事業としての事業完了を公告したわけでございます。これ以後、法律に基づく公共施設の管理移管につきましていろいろ整備させていただいたものでございまして、原課をまじえまして、それぞれ52年の協定内容の具体的な整備をさせていただいたものでございます。その整備がつきましたものにつきましては、それぞれ事項別に負担金契約を締結し、公団よりその負担金を受けてまいるわけでございます。

実際問題といたしましては、いろいろ多岐にわたるわけでございますが、59年あるいは60年移管当時に未整備だったものにつきましては負担金を納付させて、いろいろと一般会計予算の中で一部事業を執行させていただいたものもございます。それから、事業内容とか今後の見通し等を見まして、負担を分けて基金に繰り入れ将来に備えるといったものもございます。たとえば光明池緑地につきましては、これはふしみ谷緑地の谷間の部分の将来に対する取り扱いとして、新住事業が終結いたしまして、公団が将来にわたって責任を持ち得ないということで、私の方でそういった危険に備えるために基金に工事費用を入れております。あと、どういったものが残されているかという問題でございますが、具体的にはこれからもいろいろ論議

になりますが、光明池春木線の費用の一部負担をさせておりますが、こういったものも今後、基金の中に繰り入れていきたい、かように思っております。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 庁舎管理のところで電気ガス等の円高差益の分の御質問でございますので、全体的に財政課の方からお答えいたします。

円高差益によりまして料金等が引き下げになっております。具体的には電気ガス料金、ガソリン等に差益が出ております。そこで、引き下げによる影響額といたしましては、支払明細書に引き下額という領収書のところに出ているわけでございます。その額の実績を単純に集計して見込みますと、現在で1,800万円が見込まれております。後、1月からの引き下分を含めたものにつきましては、現在ちょっと推計しておりますが、月数でいきますと、3分の1に値する額になるという見込みでございます。

続きまして、予算額との比較でございますが、当初から経常経費の削減ということで予算編成をしておりますので、これから冬期に向かっての需要量がどのようにしていくか、また、事務の合理化による機器の需要の高まり等流動的な要素がございまして、現在の予算上では見込みがたいところでございます。今後とも経常経費の節減に一層努力し、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、予算残が生じた場合は安易な流用等は避け、厳正に検討を加えていきたい考え方でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 健康課長（池辺修次君） 横山病院の補助金の件でございますが、60年度より3,000万円の補助金が1,000万円と見込んで記載されておりまして、700万円の補助金の追加につきましては、3月予算で計上させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 指導課長（木村吉男君） 中学校各種競技大会選手派遣につきまして、指導課木村がお答えいたします。

この件につきましては、バスケットボール及び水泳競技大会への近畿地区代表としての大会出場に伴う臨時措置としての補助金の支出でございます。

以上です。

○ 16番（天堀 博君） 1点だけ。

光明池緑地公園整備と公共下水道関係の基金繰り入れの問題ですが、当然 いただいたお金がすぐに要るものと要らないものがあるので、別の負担金のところで負担金をいただいて、

歳出予算で基金でない部分から出すものもありますが、今回の措置は、基金に繰り入れるということには問題はないと思いますが、ただ将来にわたっての問題ですので、特に下水道関係では60年度から63年度分の赤字相当分があがっているということですので、今後、来年度からの歳出の中で基金から繰り出すということが出てくるわけですね。あるいは光明池緑地公園のふしみ谷の谷間の部分の整備ということですので、最終的にはきちんとトントンになるかどうかは別として、これに相当する額になっているのかどうか、確認だけしておきます。

○ 建設部長（浅井隆介君） 下水道関係の分につきましては、59年度において算定した差額を計上しております。その当時は、企業局が堺市に委託をして泉北処理場を運営していましたが、現在は堺市に移管されまして、堺市で処理場を運営しております。その点で多少運営費等で削減が起こってまいっておりますので、赤字の額の変動は、いわゆる減の方向であろうかと存じますが、赤字はその年度、年度で補正をしていただきたいと考えております。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午後零時03分休憩）

---

（午後1時00分再開）

○ 議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第71号

昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和61年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,516千円を追加し、歳入歳出

算の総額を歳入歳出それぞれ 5,663,316 千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金			12,516	12,516
	1. 繰越金		12,516	12,516
歳入合計		5,650,800	12,516	5,663,316

2. 岁出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		160,065	12,516	172,581
	1. 総務管理費	44,441	2,931	47,372
	2. 徴収費	113,943	9,585	123,528
歳出合計		5,650,800	12,516	5,663,316

○ 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長(麻生和義君) それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいたしました議案第71号「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

内容につきましては、職員の給与改定等による職員の給与費の補正でございます。

まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,251 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,6 億 6,331 万 6,000 円といったものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

職員の給与改定等による追加計上でございまして、1,251万6,000円を計上いたします。

これに充当いたします財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたした次第でございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長(赤阪和見君) 日程第22号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第72号

昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

昭和61年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,784,302千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		199,000	76,000	275,000
	1. 国庫補助金	199,000	76,000	275,000
5. 繰 入 金		571,779	13,620	585,399
	1. 一般会計繰入金	571,779	13,620	585,399
6. 市 債		675,500	119,800	794,800
	1. 市 債	675,500	119,800	794,800
歳 入 合 計		1,575,382	208,920	1,784,302

## 2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		1,373,951	208,920	1,582,871
	1. 下水道総務費	846,923	953	847,876
	2. 下水道整備費	527,028	207,967	734,995
歳 出 合 計		1,575,382	208,920	1,784,302

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	正 前			補			正 後			
	限 度 領	補 起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度 領	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	675,500	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0 % 以 内	政 銀 そ の 他	30年以内(内割置5年 以内)ただし、市財政 の都合により割置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換をすること ができる。	794,800	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0 % 以 内	府 行 そ の 他	30年以内(内割置5年 以内)ただし、市財政 の都合により割置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換をすること ができる。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第72号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、内容の御説明を申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算の内容につきましては、国庫補助金の確定によります事業費の補正が主な内容でございます。

まず、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億892万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ17億8,430万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の変更でございまして、その内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、その内容について御説明申し上げます。

職員の給与費を初め、公共下水道事業に係る設計委託料2,560万円、整備事業費1億6,070万円及び物件移転補償費1,980万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

国庫支出金7,600万円、一般会計からの繰入金1,362万円、市債で1億1,980万円をそれぞれ追加計上いたしたものでございます。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第23号「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第73号

昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号  
中「173,593千円」を「181,128千円」に改める。

第3条 予算第8条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入	支 出	
第1款 水道事業収益	1,831,629千円	387,466千円	2,219,095千円
第3項 特 別 利 益	100千円	387,466千円	387,566千円
第1款 水道事業費用	1,970,350千円	△ 14,995千円	1,955,355千円
第1項 営 業 費 用	1,677,058千円	△ 14,995千円	1,662,063千円

第4条 予算第4条本文括弧書を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入	支 出	
第1款 資本的収入	416,510千円	142,423千円	558,933千円
第4項 固定資産売却代金	10千円	142,423千円	142,433千円
第1款 資本的支出	558,159千円	△ 938千円	557,221千円
第1項 建設改良費	420,445千円	△ 938千円	419,507千円

第5条 予算第8条中職員給与費「601,481千円」を「585,548千円」に改める。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程賜りました議案第73号「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について、御説明申し上げます。追加議案書84ページでございます。

今回、補正をいたします主な理由は、まず、収入面におきましては、かねてから懸案でありました池上浄水場跡地売却処分に係る売却益等の追加計上を行うとともに、支出面では一般会

計と同様、人事院勧告実施に基づく職員給与費等の計上に際しまして、年度当初以降の経営改善による人員削減で当該給与費等に応分の余剰額が生じましたので、ここに合わせて所要の補正措置を行ります。

主な内容につきましては、第2条は、予算第2条の業務予定量を定める第1項第4号中、既決予定額1億7,359万3,000円を1億8,112万8,000円に改めるものでございまして、第4条及び第5条が相関連するものであります。

次に第3条は、予算第3条で定める収益的収支の補正でございまして、第1款 水道事業収益の既決予定額18億3,162万9,000円について3億8,746万6,000円を増額補正し、22億1,909万5,000円といたしますものであります。その内訳といたしましては、第3項特別利益で、これは池上浄水場跡地売却利益として3億8,746万6,000円を追加増額する措置でございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額19億7,035万円を1,499万5,000円を減額し、19億5,535万5,000円に減額補正いたすものでございます。内訳といたしましては、第1項 営業費用におきましては、人事院勧告実施に伴う職員給与費等の増額分と、人員削減による当該給与費等の減額相当額とを差し引きいたしまして、合計1,499万5,000円を減額補正いたすものでございます。

次に、第4条は、予算第4条に定める資本的収支の補正でございまして、まず、収入より申し上げますと、第1款 資本的収入既決予定額4億1,651万円に対しまして、1億4,242万3,000円を増額するものであります。その内容といたしましては、第4項 固定資産売却代金1億4,242万3,000円は、池上浄水場跡地売却代金として追加増額補正をしようとするものであります。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出既決予定額5億5,815万9,000円に対しましては、93万8,000円を減額いたすものであります。内容といたしましては、第1項建設改良費用93万8,000円の減額は、先ほどの人事院勧告実施等給与費に関連する同様の措置であります。

次に、第5条では、予算第8条に定める職員給与費6億148万1,000円を5億8,554万8,000円に改めるものでございます。

以上が今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要であります。詳細につきましては86ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

○ 議長(赤阪和見君) 日程第24「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第74号

##### 昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益の支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 病院事業費用	4,393,478千円	43,589千円	4,437,067千円
第1項 医業費用	4,135,778千円	43,589千円	4,179,367千円
第3条 予算第8条中、職員給与費「2,272,808千円」を「2,316,397千円」に改める。			

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第74号「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

今回の補正是、先ほど御議決を賜りました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定によりまして、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用43億9,347万8,000円に4358万9,000円を追加し、補正後の病院事業費用を44億3,706万7,000円と定めるものでございます。

次に、予算第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、22億7,280万8,000円から23億1,639万7,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を104ページ以降に記載いたしておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第74号の提案理由及び内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長(赤阪和見君) 日程第25「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第68号

##### 教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和61年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

議案第 68 号参考資料

[I] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋  
(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

2. 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3. 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなってはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることがある。

[II] 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
西川喜久	昭和61年12月21日

○ 議長(赤坂和見君) 提案理由の説明を願います。

(市長登壇)

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第68号「教育委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育長として教育行政の運営に格別の御尽力をいただいております西川喜久氏が、本月21日をもちまして教育委員として任期が満了いたします。御承知のとおり、氏は、行政経験30数年と豊かな経験を持ち、昨年3月、議会皆様方の御同意を相賜り、教育長として優れた手腕を発揮され、本市教育行政の大いなる発展を目指し、教育内容の充実、振興にこころの努力を傾注されてまいりました。今後、さらに一層の御活躍を期待いたしまして再任させていただきたく、御提案を申し上げる次第であります。

西川氏は御案内のとおり、温厚誠実で教育委員会内部におきましても人望高く、教育関係者からも信頼され、人格識見ともに優れた方であると確信をするものでございます。住所はお手

元に配付のとおり、和泉市久井町 459 番地。昭和 4 年 11 月 8 日生まれであります。本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） お詫びいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
- 16 番（天堀 博君） ただいま提案されました西川氏の教育委員任命同意の件でありますけれども、私どもは、基本的には異議がないものであります。ここで本人はおられませんが、任命同意を提案された市長並びに堀内教育委員長さんもおられますので、この機会に共産党議員団として、かねてから申し上げていることを含めまして御意見を申し上げたいと思います。

さきの議会でも私どもの勝部議員も取り上げましたように、教育委員会の活性化というか実質審議、こういうものについてはいま、非常に求められているところだと思います。即教育委員の公選制あるいは準公選制というような飛躍した考えをここで述べる気持ちはございませんけれども、例を 1 つ取り上げまして、いろんな活性化その他についての提言をしたいと思うわけでございます。

すでに現在、幼児教育振興審議会等に諮問され、審議の体制になっております南池田幼稚園の休園措置についてでありますけれども、これは審議会等で現在、審議がされておりますので、この結論や結果がどうなろうかというのは、私も委員の 1 人でもありますので、それを見きわめていかなければならぬと思っていいるわけです。ただ、公立幼稚園を休園する、入園希望者が少ないので休園措置をとらざるを得ないという形の諮問を出してきてはいるわけですが、やはり公立園あるいは公立の施設が休む、あるいは廃園になるということについては、私は、特に幼稚園の場合は教育委員会の問題ですから、教育委員会として非常に胸を痛め、そして、この問題に真剣に取り組んでいくという姿勢なり論議が必要じゃないかと思うわけであります。決して教育委員会そのものを形骸化させてはならないと思うわけでありますので、この機会にその点を申し上げておきたいと思います。

西川氏は、さきの幕城教育長さんの後を受けて実質上、教育長という形の仕合同意で職を引き継がれたわけでありますが、残任期間ということで今回、改めて任命同意ということで提案されております。この 1 年 8 カ月の間、教育長というのは、教育委員会事務当局の最高責任者でありますので、そういう点での責任は重大であろうと思うんです。その点では、今後の教育委員会あるいは教育行政のあり方そのものについて、さらに、先ほど申し上げましたように、教育委員会そのものが形骸化することのないよう努力をしていただきたいことを意見とし

て申し上げておきたい。同意することについては、異議がないものであります。

- 議長（赤阪和見君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号を原案どおり同意することに決します。

ここで、ただいま御同意をいただきました教育委員さんからあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（教育委員就任あいさつ）

- 教育委員（西川喜久君） 貴重なお時間を借りいたしまして一言、御礼を申し上げたいと思います。

ただいま本会議におきまして、再度の教育委員として御同意を賜り、身に余る光栄でございますとともに、それだけに責任の重大さを痛感しているところでございます。昨年3月、初めて教育委員として御同意をいただき、ちょうど本日で1年9カ月を経過したことになります。教育行政に何の経験もなかった私が、まず、しなければならなかつたことがございました。それは憲法はもとより、教育基本法あるいは学校教育法、特に学習指導要領を自分の身に付けることでございました。今日まで、私なりに勉強させていただいてまいりましたが、いまだに教育行政のむずかしさ、深さ、あるいは広さを痛感しながらの毎日でございます。

特に今日、児童生徒の問題行動によりまして、いろんな社会問題が引き起こされておりますが、これらの対応策も1つの大きな課題でございます。また、2つ目には、社会教育の問題でございます。本日まで住民から多数の要望が出されておりますが、これらの検討あるいは具体化も大きな問題でございます。特にもう1つは、学校教育の問題でございまして、議員皆様方も御承知のように21世紀が目前に迫る中、時代に対応でき得る児童生徒の教育は実に大きな問題であります。

いずれにしても、これらの目的を達成するためには、非常な努力と決断が要望されるものと思います。まことにむずかしい中でございますので、どうか議員先生方には、今まで以上に厳しい御指導と御協力を心からお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました（拍手）。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第26「委員会委員の辞任について」及び日程第27「委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第16号

委員会委員の選任について

本市議会委員を下記のとおり選任する。

昭和61年12月17日 提出

和泉市議会議長 赤阪 和見

記

議会運営委員会委員

金谷 衛

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

若浜 記久男

土地開発公社特別委員会委員

池辺 秀夫

議会議案第15号

委員会委員の辞任について

本市議会下記委員より辞任の届出があったので、これを許可する。

昭和61年12月17日 提出

和泉市議会議長 赤阪 和見

記

議会運営委員会委員

坂口 敏彦

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

坂口 敏彦

土地開発公社特別委員会委員

西口 秀光

○議長(赤阪和見君) 本件につきましては、会派構成人員の移動に伴い委員会委員に一部変更が生じたものでござります。

お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり辞任の許可及び選任をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第15号及び議会議案第16号は、原案どおり辞任の許可及び選任することに決しました。

○ 議長（赤阪和見君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る16日に昭和61年第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず慎重審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、昭和60年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には御苦労をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

本定例会を通じ、議員皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援、御協力を寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ本年も余すところ半月足らずと相なりました。寒さも一段と加わってまいります。議員皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、昭和62年のよいお年をお迎えくださいますようひたすらお祈りをいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。

（議長あいさつ）

○ 議長（赤阪和見君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じ、議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意され、よいお年をお迎えくださるようお祈りを申し上げます。

これをもって昭和61年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後1時30分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員